

平成27年度 事務事業評価結果表

平成27年度(平成26年度実施事業分)について、市の事業として、継続的に実施している347事業について事務事業評価を行いました。集計結果は下記のとおりです。

評価の分類	説明
A	必要性・有効性・効率性が高く、継続または拡大・充実する必要がある
B	必要性・有効性があり、継続または見直す必要がある
C	必要性・有効性が低く、抜本的に見直す必要がある
D	必要性・有効性・効率性が低く、縮小・廃止・統合を検討する必要がある

評価・今後の方向性について(件数)

単位: 件数

総合評価			今後の方向性	
	1次評価	2次評価		
			拡大・充実	29
A	324	330	現状維持	254
B	21	15	方法改善	59
C	2	2	民間委託等	1
D	0	0	縮小	3
計	347	347	終期設定/統合	0
※総合計画後期基本計画実施計画に基づく事業を評価する。			廃止/休止	1
			計	347

今後の方向性が「廃止/休止」となっているもの(1件)

シートNo.		所管課	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次 評価	2次 評価	今後の方向性	
51	33	福祉課	パル・実郷管理事業	非該当	・障害者総合支援法 ・北杜市障害福祉サービス事業所条例	障害者	就労の場、創作的活動、生産活動の機会等を提供することにより、障害者の福祉の増進や自立の促進を支援する。	パル・実郷の運営事業を、社会福祉法人高根福祉みのる会を指定管理者として委託する。市が支給決定した者と契約し、障害者総合支援法に基づく福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型)を提供する。	A	A	廃止/休止	より充実した市民サービスを提供するため、事業や施設運営等に民間の活力を積極的に活用する中で、公共施設の有効な運営を目的に、適切な方法での有償譲渡を検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
政策秘書課													
1	11	1	環境保全基金 活用事業	該当	北杜市環境保全基金 活用検討委員会設置 要綱	市民、団体	市民提案による環境保全活動の取り組みへの助成を行い、もって全市民・市内全域を保全するものである。	環境保全基金の目的である「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全事業に対し、基金を活用し実施するもので、事業内容は、市が実施する里山整備事業、環境教育のほか、市民の提案による環境保全事業への助成を行うものである。また、南アルプスがユネスコエコパーク登録されたことから、平成26年度からエコパーク関連事業も対象事業としたところである。	A	A	拡大・充実	環境保全協力金について、訪問企業の業種を検討し、更なる拡大を図る。市民に環境保全事業の趣旨を理解してもらえるよう啓発に努めるとともに、申請団体自身が事業において自主財源が確保できるよう指導する。また、「水の山」宣言等により、水等の自然環境の保全に対する必要性を周知し、事業の拡大充実を図る。	
2	11	2	広報広聴事業	該当		市民	・市の情報を市民へ分かりやすく伝える。 ・市民が市に求めるものを的確に把握する。	・広報紙による主要施策、事業やイベントなどの周知 ・手軽な問い合わせ先としてのinfoメールの活用 ・市政に対するみなさんの率直なご意見、ご提言をいただくため、市長への手紙の活用	A	A	方法改善	・インデックスをつけ、カテゴリ別の紙面構成に平成27年4月号から変更した。 ・平成27年7月号から中学生のページを設け、9中学校がリレーで記事を掲載する。また、子育て世代を対象としたページも検討する。 ・内容を分析の上検討し、市長への手紙のあり方について、政策調整会議等で協議する。	
3	11	3	ホームページ による情報提供 事業	該当		市ホームページ	・高頻度の更新による最新情報を提供 ・障害等のない、安心して使用できるホームページを安定して提供	・職員の入力技術の習得を図り、情報を確認した上で、こまめに発信するよう努める。 ・保守体制の充実。	A	A	方法改善	・操作研修会を実施し、職員の技術向上により、最新情報書き換え作業の徹底に努める。 ・広報紙、CATVと提供情報の共有、連携を図り、情報提供に努める。 ・既存のシステムでは対応できないため、リニューアルを検討する。 ・FM八ヶ岳が市全域で受信できるようになったため、市のイベント情報や災害時の情報を放送する。	
4	11	4	ケーブルテレビ 事業	該当	ケーブルテレビ情報 連絡施設条例	市民	地域に根ざした公共放送として、豊かで良質な放送を提供する。	自主放送番組で市の情報を提供し、いきいきとした市の姿を伝えることで市民の一体感を育てる。	A	A	方法改善	・広く情報収集に努めるとともに、重複の場合の担当の補助等、工夫する。 ・アンケート調査の実施や番組審議会からの提言を受け、市民の要望や改善事項の把握に努める。 ・毎週課内ミーティングを行い、取材ポイントを確認し、委託先に伝えていく。	
今後の方向性についての集計(2次評価:政策秘書課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	0
										方法改善	3	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	4

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
企画課												
5	21	1	交通安全啓発 事業	非該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	啓発事業によって交通安全教育や交通 安全の意識向上を図り、交通事故を防止 するものである。	B	A	方法改善	北杜交通安全協会各支部と啓発用 品等を共同購入することによって、 経費の削減を図る。また、啓発事業 の二重業務については、それぞれの 役割を確認し、業務一本化へ向 けて検討する。
6	21	2	交通安全協会 活動事業費	該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	市の啓発事業と啓発用品等を共同購 入し、交通安全教育や交通安全の意識向 上を図り、交通事故を防止するもので ある。	A	A	方法改善	北杜交通安全協会各支部と啓発用 品等を共同購入することによって、 経費の削減を図る。また、啓発事業 の二重業務については、それぞれの 役割を確認し、業務一本化へ向 けて検討する。
7	21	3	専門交通指導 員設置事業	非該当	北杜市交通指導員設 置要綱	市民	地域の交通秩序と安全を保持する。	市が委嘱する専門交通指導員が、児童 生徒の登下校時の街頭指導や、保育園 や小学校の交通安全教室での指導及び 交通安全の啓発活動を行う。	A	A	現状維持	高齢者の交通事故が増加している ことから、高齢者を対象とした交通 安全教室の開催や啓発活動に努め る。また、専門交通指導員が研修会 へ積極的に参加し、より質の高い指 導員を目指すとともに、市民の交通 安全意識の高揚を図る。
8	21	4	交通安全施設 整備事業	非該当	北杜市交通安全条例	交通社会に参加する すべての市民	交通事故「0」。	道路整備状況は、年々変化し、交通状況 や住民要望に応じた適切な交通安全施 設が必要となっており、また、交通事 故「0」を目指すためには、交通安全施設 の適切な維持・管理が必要であるため、施 設整備を行う。	A	A	現状維持	少ない経費で効果のある施設の維 持・管理に努めるとともに、施設整 備の一括発注等により経費の節減 を図る。
9	21	5	廃止代替バス 路線運行委託	非該当		北杜市民・韮崎市民 等廃止代替バス利用 者	日常生活に必要な(通勤・通学等)な移動 交通手段を確保し、「安心・安全」な環境 整備に寄与する。	国道20号線沿い(北杜市白州町から韮 崎市)を運行していた山交タウンコー チ(株)の運行路線廃止に伴い、北杜市と韮 崎市による廃止代替バス運行を委託し、日 常生活に必要な移動交通手段を確保す るものである。	B	A	方法改善	運行委託先に対し、更なる運行の改 善検討・実施を求めていく。利用者 の利便性を向上させるため、路線の 再編等も協議していく。
10	21	6	赤字路線バス 運行費負担金	非該当	北杜市生活バス路線 維持補助金交付要綱	北杜市民・韮崎市民 等赤字(生活)バス路 線利用者	日常生活に必要な(通勤・通学等)な移動 交通手段を確保し、「安心・安全」な環境 整備に寄与する。	山梨県地域間幹線系統確保維持計画に 認定され、国・県補助対象路線とされて いる山交タウンコーチ(株)の運行路線で ある韮崎・増富温泉郷線や韮崎・仁田平 線(系統を含む)の運行赤字分に対して、 韮崎市との按分補助により、日常生活に 必要な移動交通手段を確保するもので ある。	A	A	現状維持	運行事業者に対して、利用者の確 保と運行効率の向上を求め、運行 路線の維持を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
11	21	7	市民バス運行事業	該当	北杜市民バス条例	北杜市民バス利用者	日常生活に必要(通勤・通学等)な移動交通手段を確保し、「安全・安心」な環境整備に寄与するものである。	デマンドバス実証運行の終了に伴い、武川巡回線の運行等、市民バスの利便性を図り、市民生活に必要な交通手段を確保するものである。	A	A	方法改善	全時間帯で自由乗降ができるようにする等、利便性の向上に努め、より多くの利用者を確保するとともに、市民バス路線運行ルートの見直しを検討し、乗降調査や現場検証をしながら効率的な運行体系を目指す。バス車両を小型化し、地域内への乗り入れを検討する。		
12	21	8	結婚支援事業費	非該当	北杜市補助金等交付規則	結婚する意思のある者	結婚相談所等における相談活動を通じて、結婚を希望する者に出会いの場を積極的に創出する。	結婚相談所(出会いサポートセンター)の開設により、継続的にきめ細やかな相談業務を行うとともに、見合いを実施し結婚希望を叶える。	A	A	拡大・充実	相談員の研修会や情報交換の場を提供し、市内だけでなく他市町村の相談員とも連携を図り、相談者の選択の幅の拡大に努める。また、多くの出会いの場を創出するため、民間との連携も検討する。結婚相談所を常設し、継続的にきめ細やかな相談を行うとともに、見合い等、出会いの機会を提供する。		
13	21	9	男女共同参画推進事業	非該当	男女共同参画社会基本法	市民及び事業者、行政区	市民一人ひとりの人権が尊重され、男女が共に参画することのできる心豊かな活力ある社会を実現する。	男女共同参画推進委員会を中心に、出前講座や情報誌『社のほほえみ』の発行、啓発事業として「ほほえみふおーらむ」を開催し、推進を図る。	A	A	現状維持	家庭や地域における慣例やしきたり、性別での役割分担等が未だに根強く残っている。このことから、地域に向いて紙芝居や寸劇等による推進活動、フォーラムの開催を積極的に行う。		
14	21	10	行政改革推進事業	該当	行政改革推進法	市民、市の行財政運営、職員	簡素で効率的な市政運営を確保する。	・第3次行財政改革大綱及びアクションプランの進捗管理 ・事務事業評価による行政運営の改善	A	A	現状維持	組織や事務の簡素効率化を図るため、第3次行財政改革大綱(アクションプラン)に関わる進捗管理シートに基づき、期別毎の取組実績を管理するとともに、継続的に事務事業を評価し、行政運営の改善に努める。		
今後の方向性についての集計(2次評価:企画課) 単位:件											拡大・充実	1	現状維持	5
											方法改善	4	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	10

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
管財課												
15	23	1	情報系システム管理事業	非該当		情報系システム(ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク)	情報系システムの活用により、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて安定した運用を図る。	財務会計・人事給与・文書管理等の内部情報システム及びグループウェアを中心とする庁内イントラネットシステムを運用する。(端末は一人1台整備)	A	A	現状維持	情報系システム(財務会計・人事給与、文書管理)・機器等の安全かつ円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行う。情報系システム・機器等の次期更新については、事務処理の効率化、安定稼働等とトータルコスト縮減に向けて検討する。
16	23	2	業務系システム管理事業	非該当		業務系システム(ソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク)	業務系システムの活用により、住民サービスの向上と行政事務の効率化に向けて安定した運用を図る。	住民情報・税務情報・福祉情報等の業務系システムを運用する。	A	A	現状維持	業務系システム・機器等の安全かつ円滑な運用を維持するため、引き続き保守業務を行う。業務系システム・機器等の次期更新については、事務処理の効率化、安定稼働等とトータルコスト縮減に向けて検討していくが、現在稼働中のサーバ機器については、機器のサポートが終了する平成27年度中にはサーバ機器等の更新を図る予定である。
17	23	3	ネットワーク管理事業	非該当		庁内及び施設間ネットワークシステム	庁内及び施設間ネットワークにおける通信基盤の整備と保守管理を行うことにより、電算システムを利用した事務処理の迅速化、効率化を図る。	庁内及び施設間において、コンピュータを使用した事務処理の基盤となる庁内ネットワークの安定稼働を図るため、アクセス制限等のセキュリティ確保や事務処理に必要な通信容量の確保を含めて、ハード・ソフト両面での保守管理や整備を行う。	A	A	現状維持	マイナンバー制度の実施に向け、セキュリティの管理運用のため、情報セキュリティ委員会でソフト・ハード面においてさらなるセキュリティ対策の構築に努める。また、引き続き職員一人ひとりがネットワークシステムによる行政情報のセキュリティポリシーに精通するよう、研修会を実施する。
18	23	4	指定管理施設推進事業	非該当	地方自治法	市の公の施設	利用者へのサービス低下が生じないよう、施設の機能維持を図る。	指定管理協定に基づき、緊急に市が実施しなければならない施設の修繕を実施する。	A	A	方法改善	市財政負担の増大を抑制しつつ、利用者の安全確保等のため、施設所管課においても修繕計画を策定し、修繕を実施していく必要がある。そこで、施設所管課と指定管理者とが連携して施設の現状及び修繕箇所を把握し、施設の修繕計画を策定するよう指導を行う。また、指定管理者及び施設所管課において施設の修繕計画に基づいた予算確保が取られるよう協力する。
19	23	5	庁舎等維持管理事業	非該当		庁舎(施設・設備)	庁舎(施設・設備)を維持管理し、良好な状態を継続させることにより、市民サービスの向上と執務環境を適正に維持する。	電気保安業務、エレベーター保守業務、夜間警備、消防設備保守業務、清掃業務委託等により庁舎(施設・設備)の適正な維持管理を行う。	A	A	現状維持	庁舎維持管理業務については、引き続き経費削減に努める。また、電気使用量(特にエアコン)については、適正な使用に努めるとともに、エアコン使用時の電気使用量の抑制機能等について検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
20	23	6	車両管理事業	非該当	・北杜市公用車等管理規則 ・北杜市安全運転管理規程 ・北杜市職員の私有車の公務使用の制限に関する規則	公用車	公用車の適正な管理及び効率的かつ安全な運行を図る。	適正な整備(車検、点検等)を実施し、グループウェアの公用車予約システムにより効率的な管理を行う。	A	A	現状維持	グループウェアの公用車予約システムを活用し、公用車予約状況を調整して効率的な利用を促進する。職員の不注意による自損事故が発生していることから、職員に対する安全運転の徹底や啓発等に取り組み、事故発生の抑制と事故による修繕料等の経費削減を図る。		
21	23	7	総合行政ネットワークシステム管理事業	非該当		地方公共団体間ネットワークシステム	地方公共団体における電子自治体の基盤として整備し、地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度な情報流通を可能とする。	地方公共団体内の組織内ネットワーク(庁内LAN)を相互に接続する行政専用ネットワークであり、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能とする電子自治体の基盤となる。	A	A	現状維持	広域的なネットワークにおいて共同利用できる業種について、県内自治体で構成する研究会等で調査研究する。入札参加資格共同受付参加検討団体において、平成29年度からの共同受付に向けて、準備を進める。		
22	23	8	普通財産処分事業	該当	・北杜市公有財産管理規則 ・北杜市未利用地売却事務処理要領	普通財産	普通財産の適正な管理及び貸付、売却処分等による有効的な運用を図る。	普通財産を適正に管理するため草刈等を実施するとともに、未利用地の有効的な運用を図るため、貸付、インターネットを活用した売却処分等を積極的に行う。	A	A	現状維持	平成27年度から公有財産に係る固定資産台帳の整備を行い、売却可能資産の洗い出しを行う。売却可能資産の測量や不動産鑑定を速やかに行い、インターネット・広報紙等を通じて公有財産の処分を積極的に進める。		
23	23	9	指定管理施設有効活用事業	該当	地方自治法	市の公の施設	サービスの向上及び経費の削減を図る。	施設の管理運営を民間に任せ、民間の持つノウハウを活用して施設の有効活用と市民サービスの向上を図る。	A	A	方法改善	指定管理期間の満了時には、本制度導入の適否も含め、施設に適した管理運営方法の選択を検討する。また、本制度を導入すべき施設においても、施設をさらに有効活用しうる団体を広く募集するため、公募による指定管理者の選定を推進する。なお、これらの取り組みにあたっては、市としての方針を明確にし、施設所管課への指導を行う。		
今後の方向性についての集計(2次評価:管財課) 単位:件											拡大・充実	0	現状維持	7
今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											方法改善	2	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:管財課) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:管財課) 単位:件											廃止/休止	0	合計	9
今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											拡大・充実	1	現状維持	12
今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											方法改善	6	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:企画部) 単位:件											廃止/休止	0	合計	19

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
総務課													
24	31	1	交通災害共済 事務事業	非該当	市民	500円の掛金で加入できる交通災害共済 制度の災害見舞金支払いにより、災害を 受けた者またはその遺族を救済し、もっ て市民の福祉の向上に寄与する。	広報紙、チラシ等を活用し周知を図ると ともに、加入申込みを本庁及び各総合支所 で受け付け、市民に理解を求め、加入の 促進を図る。	A	A	方法改善	委任事務であり、市単独での改善は 困難な状況であるが、加入市町村 等と将来に向けた事業のあり方につ いて連携して調整を行う。		
25	31	2	消費生活研究 会育成事業	非該当	北杜市補助金等交付 規則	消費生活研究会	団体支援、補助を行うことにより、会員相 互が自主的実践活動を通して必要な知 識を高め、生活の質の向上を図る。	A	A	現状維持	消費生活研究会の活動状況や各種 情報を市民に配信し、会員募集を行 う。地域単位の組織を全市的な組織 体制に移行できるか検討を行う。		
26	31	3	職員研修事業	該当	地方公務員法	職員	研修を通し、職員の意識改革と資質の向 上を図る。	A	A	現状維持	管理職員が人材育成の重要性をよ り認識し、部下職員に対して積極的 に研修に参加するよう指導を行うと ともに、職員が積極的に研修へ参加 できる職場環境づくりに配慮する。		
27	31	4	自治体・民間 企業人事交流 事業	該当		職員	他の省庁や自治体等と人事交流すること で、職員の意識改革や職場の活性化を 図る。	A	A	現状維持	職員に対して継続的に周知を図りな がら積極的な人事交流への参加を 奨励し、省庁や他自治体(県・市町 村)との交流、また海外の姉妹都市 等との人事交流を計画的に行う。ま た、効率的・機動的な業務遂行の手 法を体得させ、行政課題に柔軟に対 応する人材の育成を図るため、民間 企業・シンクタンク等との人事交流 についても、実施計画等の策定に向 けて積極的に取り組む。		
28	31	5	人事評価制度 導入事業	該当	地方公務員法	職員	職員の能力開発、人材育成を通じた公務 能率の向上を図る。	A	A	拡大・充実	人事評価対象者が制度を理解し、 効率的な評価作業を行うことができ るようマニュアル原案の最終修正を 行う。試行期間であるため、対象職 員(評価者・被評価者)に対して評価 作業や評価ルールの研修を行い、 試行的な人事評価を実施する。その 結果を検証し、平成28年度に導入し ていく。また、「私の希望と意見」との 活用区分についても検討を行う。		
今後の方向性についての集計(2次評価:総務課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	3
										方法改善	1	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	5

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
地域課												
29	32	1	地域防災計画 推進事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、市地域防災計画等の見直しを随時行い、防災活動に万全を期すとともに、市民に対し広報紙・ホームページ・ハザードマップ等を用いて防災啓発を推進する。 ・災害時に迅速に対応できるよう職員の初動体制の確立を図る。 	A	A	拡大・充実	発災時に市役所は災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体としての重要な役割を担う一方、災害時であっても継続して行ななければならない通常業務があることから、大規模災害の発災時であっても業務を適切に継続できることを目指し、業務継続計画を策定する。
30	32	2	災害対策事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に備えるため、災害用衛星電話の維持や山岳救助への補助等を行う。 ・防災・防犯情報を受け取れる「北杜ほっとメール」をPRするため、チラシを作成・配布する。 ・各総合支所敷地内に設置する既存の震度計を支所移転に伴い移設する。 ・土砂災害警戒区域等を記載したハザードマップを作成し、市民に危険箇所を周知する。 	A	A	方法改善	通常の通信手段が途絶した場合の連絡方法について研究するとともに、既存の各種情報提供手段の操作方法を多くの職員に習熟させるため、防災訓練等の機会を通じ、操作研修を行う。また、情報伝達手段の多様化を図るため、防災ラジオを導入する。
31	32	3	防災訓練事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	一般災害や大規模な地震災害を想定し、多数の市民の参加を得る中で市民の防災意識を高め、災害時の安全対策の向上に努める。	A	A	現状維持	新しいテーマに取り組む要素を加えて防災訓練を実施するとともに、他部署と連携する中で子育て世代を対象とした防災ワークショップの開催に努める。また、発災時における速やかな対応には連絡と情報が大切であることから、情報の見える化や相互連絡を新たなテーマとして実施する。
32	32	4	防災備蓄品整備事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	一般災害や地震災害等の有事に備え、食料・備蓄米・飲料水・救急箱・防疫品・避難所用間仕切り・毛布等の備蓄品や災害用資機材(造水機・大型炊き出し器等)を整備する。	A	A	現状維持	備蓄品管理を徹底するとともに、在庫状況を各総合支所と共有するとともに、庁内で情報交換しながら必要とする品目の洗い出しを行う。宿泊施設・福祉施設等と締結している協定をよく理解し、活用する。
33	32	5	水防活動事業	非該当		市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	災害に備えるため、ブルーシート、土のう等の水防資材及び救助工具資材等を備蓄する。	A	A	現状維持	屋間の地域人口の少なさ、高齢化等を考慮し、砂を詰める必要のない吸水土のうの導入に努める。
34	32	6	自主防災組織養成事業	非該当	災害対策基本法	市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の生命、身体及び財産を災害から保護する。 ・災害に強く、安心して暮らせる生活環境を確保する。 	災害時において初期活動に重要な地域の防災力を高めるため、自主防災組織の育成・強化を図る。	A	A	現状維持	自主防災組織を支援するための資機材整備補助金を交付していることから、様々な機会を通じて必要性を呼びかける。また、アンケートの結果、自主防災組織を結成できない地区が多かったことから、地区に出向き、作りやすい形での組織づくりを支援する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
35	32	7 防災無線維持 管理事業	非該当		市民、防災関係機関	市民や防災関係機関に災害時に迅速な 情報伝達等を行う。	防災行政無線は、災害時における市民 への情報の伝達手段としており、災害時 に適切に運用できるよう平常時から整備 する。	A	A	現状維持	防災行政無線等の情報伝達手段に ついて、いつ発生するか分からない 災害に備え、適正に維持管理する。 また、市民から放送が聞き取りづら い等の問い合わせについては、適 切な管理運営のため、計画的(年1 回)に保守点検を実施するとともに、 保守点検業者と協議する中でス ピーカーの向き等を変更し、改善を 図る。
36	32	8 防犯街路灯整 備事業	非該当	北杜市防犯灯設置管 理要綱	・市道等の沿線住民 及び通行者 ・街路灯の新設維持 管理	・市民の生命、身体を犯罪から保護す る。 ・安心して暮らせる生活環境を確保する。	生活環境の整備及び犯罪の防止を図る ため、地区からの要望を受けて道路を照 らす防犯灯を支給する。	A	A	現状維持	各区長と調整協議し、防犯灯整備を 進める。
37	32	9 AED管理事業	非該当		市民	AEDの配備を行うことにより、市民が安心 して暮らせる生活環境を確保する。	市民の生命、身体を保護するために本庁 及び各総合支所に救命器具AED(自動体 外式除細動器)を配備し、維持管理す る。	A	A	現状維持	継続的にその性能を維持するため、 AEDの適切な管理に努める。
38	32	10 消防団運営事 業	非該当		市民	・市民の生命及び財産を災害・火災等か ら防御する。 ・地域防災力(消防)を強化することによ り、安心して暮らせる生活環境を確保す る。	消防団の円滑な運営及び消防車両の維 持管理を行い、消防力の充実・強化を図 る。	A	A	拡大・充実	市民に対し、あらゆる機会を通じて 広報活動を展開し、団員確保に努 めるとともに、団員の待遇改善を 図ったことから、消防団を通じ団員 の確保を求めていく。また、実情に あった体制づくりへ向けて、市消防 団活性化検討委員会等で協議す る。
39	32	11 消防団員活動 推進事業	非該当	北杜市消防団員の定 数、任免、給与、服務 等に関する条例	市民	・市民の生命及び財産を災害・火災等か ら防御する。 ・地域防災力(消防)を強化することによ り、安心して暮らせる生活環境を確保す る。	消防団員の報酬、出動手当の支給や公 務災害補償及び退職報奨金への掛金 等、消防団員の活動を支援する。	A	A	現状維持	消防団活動を支援するとともに、あ らゆる機会を通じて広報活動を展開 し、団員確保に努める。併せて、実 情にあった組織体制への見直しも中 期的な課題となっていたことから、消 防団の組織運営及び活性化を図る 施策について、市消防団活性化検 討委員会で検討する。
40	32	12 消防ポンプ車 整備事業	非該当		市民	・市民の生命及び財産を災害・火災等か ら防御する。 ・地域防災力(消防)を強化することによ り、安心して暮らせる生活環境を確保す る。	消防団用消防ポンプ車両の適切な配置 及び管理を行うため、一定程度経年の車 両を順次更新する。	A	A	現状維持	更新する年度を調整するとともに、 経年劣化等を考慮した中で更新に 努める。併せて、実情にあった体制 づくりに向けて、市消防団活性化検 討委員会等で協議する。
41	32	13 消防施設整備 事業	非該当		市民	・市民の生命、身体及び財産を災害・火 災から保護する。 ・消防力を強化することにより、安心して 暮らせる生活環境を確保する。	災害等に備えるため耐震性貯水槽や消 火栓等の消防設備の整備を図る。	A	A	現状維持	地区や各総合支所からの要望等を 参考に、市民の視点に立った設置 場所等の選定を行い、市民の理解 を得る中で、火災危険度の高い地 域や重要施設を優先に事業を推進 する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
42	32	14	消防施設維持 管理事業	非該当	市民	・市民の生命及び財産を災害・火災等から防御する。 ・地域防災力(消防)を強化することにより、安心して暮らせる生活環境を確保する。	消防団が管理する消防施設(ポンプ小屋・詰所)の電気・水道料等及び火の見櫓の維持管理(塗装・修繕)を行う。	A	A	現状維持	消防団の活動に支障が発生しないことを前提に、施設の修繕等に努める。併せて、組織体制の見直しが中期的な課題となっていることから、消防団の組織運営及び活性化を図る施策について、市消防団活性化検討委員会で検討する。
43	32	15	二地域居住推 進事業	非該当	北杜市空家情報登録 制度「空家バンク」設 置要綱 市内の空き家	都市住民との交流及び定住促進により地域活性化の促進を図る。	市内の空き家を貸し手・借り手・売り手・買い手、それぞれの登録者に情報提供を行い、定住人口と交流人口の増加を図る。	A	A	拡大・充実	物件の掘り起こしについては、広報紙・ホームページ等により周知することで、家主だけでなく地域住民からも情報を収集し、登録物件の増加を図る。また、県が東京有楽町に開設した「やまなしくらし支援センター」と連携し、積極的な情報提供を通じて空き家の流通の活性化を図る。また、総合戦略等に基づき、生活拠点としての新たな住まいの取得等に対して様々な面から支援する中で、空き家バンクを活用した移住定住を図る。
44	32	16	産学官連携事 業	該当	大学、企業及び各種 団体等	大学、企業及び各種団体等との連携を図りながら地域の課題解決に取り組み、地域活性化に有効な事業を展開する。	連携協定等を締結し、大学、企業及び各種団体等との連携を図り、地域活性化に協働して取り組む。 ・早稲田・ネクスコ:地域活性化システム論 ・山梨大学:アートマネジメント講座 ・東京藝術大学:生涯学習講座 ・JAF:観光振興 ・早稲田大学:早稲田交響楽団チャリティコンサート ・東京工業大学:原子炉研究所	A	A	方法改善	大学院の研究課題として市の政策課題を題材としているが、研究方法について大学院側と協議を行う。また、県内大学との連携も検討する中で、各大学の専門性を活かした産学官の連携により総合戦略策定を行う。
45	32	17	姉妹・友好都 市国内交流事 業	非該当	姉妹提携都市及び友 好都市	人・文化・経済・イベント等相互交流を図り、市をPRするとともに、交流人口の拡大を図り地域の活性化を進める。	北杜市と7市区間において、行政組織の交流に加え、両市の各イベントへの参加等、幅広い交流活動を行う。 ・姉妹都市:新潟県上越市、東京都羽村市 ・友好都市:静岡県袋井市、東京都西東京市、荒川区、新宿区、東村山市	B	A	方法改善	継続的に発展推進するために、行政間・職員間の交流を活発に行うとともに、民間・市民レベルでの自主的な交流を図る。また、子どもたちのスポーツ交流を検討し、市全体で交流を図るとともに、姉妹都市・友好都市交流を活用した定住促進政策を検討する。
46	32	18	国際交流事業	非該当	大韓民国抱川市と北 杜市、米国マディソン 郡他2市と北杜市	姉妹都市交流を継続し、市民相互の友好を深めるとともに、国際感覚の醸成を図る。	・相互の代表団及び市民の交流事業を実施する。(毎年) ・中学生ホームステイ事業を相互に隔年で実施する。 ・市職員交流を、原則3年に1度実施する。(ただし、抱川市からは毎年派遣される)	A	A	方法改善	歴代の文化交流員(北杜市から派遣した方々)については、ケンタッキー州交流事業に常に関わりを持ち、継続した協力をいただくよう努める。また、交流に参加する市民や中学生に、勉強会を通じて歴史的背景をしっかりと伝え、市についても理解していただくよう努める。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
47	32	19	ほくと国際交流のつどい事業	非該当		市内在住外国人及び市民	外国人も市民の一員として、安心して生活できる環境づくりを行う。	料理体験や各種ゲーム等を通して、市内在住外国人同士の交流を図る場を提供する。また、相談会を実施し、公共サービスによる生活情報を提供する。	A	A	現状維持	外国人住民同士、外国人住民と市民が交流を図ることができる場の提供を目的とする「国際交流の集い」に発展できるよう検討する。		
48	32	20	北杜市和太鼓保存会育成事業	非該当		北杜市和太鼓保存会	北杜市和太鼓組曲「相生」の保存伝承、普及を図る。	合同練習の開催と、組曲演奏指導者の育成を図る。	A	A	方法改善	合同練習を頻回に行うことが困難な状況にあり、組曲の演奏にはまだ作曲者の指導が必要なため、当面は援助しつつ、自立できるよう自主的な取り組みを促す。また、和太鼓保存会への補助金については、講師への指導料が大半であるため、補助金のあり方、支払方法等を検討するとともに、講演の場の提供や人的支援も検討する。		
49	32	21	市政報告会開催事業	該当	北杜市地域委員会設置条例	市民	市民一人ひとりが興味と関心を持ちながら、主体的に市政に参画する。	市議会の定例会閉会后、地域委員・代表区長や市民に対して年4回の市政報告会を開催する。	A	A	方法改善	地域委員や行政区長に直接市政の状況を把握できる場を提供することは、行政として説明責任を果たす意味において必要なことから、地域委員や行政区長以外の一般住民が参加しやすい開催をするため、講演会に工夫を行う。		
50	32	22	行政区運営事業	非該当	北杜市行政区長設置条例	行政区	行政区の円滑な運営を図る。	区長報酬、行政事務取扱い交付金、区長研修会の補助等により円滑な区の運営及び活動を促すほか、自治会活動保険加入により安心な地域活動が行われるよう支援する。	A	A	現状維持	<ul style="list-style-type: none"> 代表区長会等において、意見交換、情報交換を積極的に行い、意識の高揚を図る。 交付金申請書に添付資料として、区の予算書・決算書を添付し、会計の透明性を図る。 運営が困難な行政区には、再編も含め積極的な支援を行うとともに、移住者の既存行政区の加入の推進を図る。 		
51	32	23	地域委員会運営事業	該当	北杜市地域委員会設置条例	市民、行政	地域住民の声を地域委員会を通じ行政に反映させ、市民と行政が協働してよりよい地域づくりを行う。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住民の声を行政に反映しやすくすることで、合併した市の一体性を保つ役割を担う。地域づくりのための予算提案、市長の諮問に対する答申、地域の意見集約を行う。	B	A	現状維持	地域委員会は、住民の意見集約機関として担うところは大きいことから、各部局等に対し、必要なものは積極的に諮問するよう働きかける。なお、平成28年度に策定する総合計画について、意見を求めていく。		
52	32	24	地域振興事業	該当	北杜市地域委員会設置条例	市民、行政	地域委員会予算を適正に配分することにより、特色ある地域づくりを推進する。	地域委員会が市と市民の間に立ち、住民の声を行政に反映しやすくすることで、合併した市の一体性を保つ役割を担う。地域づくりのため、予算使途の提案を行う。	B	A	現状維持	各町のいずれもがイベント継続を望んでいることから、イベントの一部有料化等、今後のイベントの開催方法について検討する。		
53	32	25	協力金制度推進事業	該当		寄附者	新規寄附者の確保とリピーターの確保を図る。	市内観光施設等、市外者の立ち寄り施設へパンフレットを配置し、新規寄附者の確保を図る。特産品の品目を変更しながら、リピーターにも新しい特産品を提供する。	A	A	現状維持	新規応援者を増やすための周知に加え、リピーターを確保するため、特色ある特産品を検討する。また、パンフレットに工夫を加え、市への関心を高める内容にする。		
今後の方向性についての集計(2次評価:地域課) 単位:件											拡大・充実	3	現状維持	16
											方法改善	6	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	25

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
税務課													
54	33	1	市税賦課徴収 事業	該当	・地方税法 ・北杜市税条例	市内全域の家屋及び 宅地	・税の適正化及び公平性の確保 ・平成27年度評価替の準備	A	A	現状維持	スケジュール管理の徹底。課税年度の前年に所有者への事前通知を行う。また、方法については、既に全棟調査を実施している関係自治体等の意見を参考にし、通知内容や発送時期を決定する。		
今後の方向性についての集計(2次評価:税務課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	1
										現状維持	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	1

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
収納課													
55	34	1	収納率向上事業	該当	・国税徴収法 ・地方税法 ・北杜市税条例	市民及び市外の納税義務者	税負担の公平性や公正性を確保する観点から、滞納処分を強化し、市税の収入確保を図る。	税金は本来自主納付であるが、滞納者や交通手段がない高齢者等に対して自宅等を訪問して納税交渉、納税相談及び徴収を行い、滞納整理を促進する。	A	A	方法改善	市税の徴収率を向上させるため、特に現年の滞納の解消を図るべく滞納者への電話催告や臨戸訪問を強化するとともに、催告書を年3回送付することにより、新たに発生した滞納にも早期に着手し、自主納付を促し早期解決を図る。また、滞納処分の執行停止について、適正かつ積極的に取り組んでいく。	
56	34	2	未収納金対策の充実、強化事業	該当	・国税徴収法 ・地方税法 ・北杜市税条例 ・北杜市市税等滞納処分執行停止事務取扱要領	市民及び市外の納税義務者のうち市税等の滞納者	税負担の公平性や公正性を確保する観点から、滞納処分を強化し、市税の収入確保を図る。	催告に応じない滞納者が保有する預貯金、不動産、動産等の財産を調査し、換価可能な財産を差押え、税負担の公平性、公正性の観点から適正な滞納処分を実施する。	A	A	方法改善	徹底した財産調査(預貯金調査、給与照会、不動産登記事項調査等)を行い、担保力があるにもかかわらず滞納を繰り返す納税意識の低い滞納者に対しては滞納処分を行う。また、納税が困難な滞納者に対しては滞納処分の執行停止を行い滞納額の縮減を図るとともに、研修への積極的な参加等により、職員の資質の向上を図る。	
今後の方向性についての集計(2次評価:収納課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	0
今後の方向性についての集計(2次評価:収納課) 単位:件										方法改善	2	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:収納課) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:収納課) 単位:件										廃止/休止	0	合計	2
今後の方向性についての集計(2次評価:総務部) 単位:件										拡大・充実	4	現状維持	20
今後の方向性についての集計(2次評価:総務部) 単位:件										方法改善	9	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:総務部) 単位:件										縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:総務部) 単位:件										廃止/休止	0	合計	33

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
市民課													
57	41	1	特定健康診 査・保健指導 事業【国保特 会】	非該当	高齢者医療の確保に 関する法律	国民健康保険の被保 険者(40歳～74歳)	特定健診・特定保健指導は医療保険者 に義務付けられた制度であり、受診率・ 指導率の目標値が示されている。生活習 慣病の対象者を早期に発見し改善するこ とで、健康生活を維持し医療費の抑制に 結びつける。	市特定健康診査等実施計画に基づき、 総合健診(集団検診)及び人間ドックにお いて、国民健康保険被保険者の40歳～ 74歳の受診対象者に対して、特定健康 診査・特定保健指導を実施する。	A	A	方法改善	・検査項目の追加等、総合健診の検 査内容の充実を図ることにより、特 定健診の受診率向上につなげる。 ・特定健診の結果データやレセプト データを活用して「保健事業の実施 計画(データヘルス計画)」の策定を 進め、受診勧奨事業等の実施を計 画する。 ・特定健診の未受診理由には「医療 機関に受診中」というものが多くみら れるため、特定健診に相当するデー タをかかりつけ医から受けられる体 制を整備する。	
58	41	2	ジェネリック医 薬品促進事業 【国保特会】	非該当	厚生労働省通知	国民健康保険の被保 険者	先発医薬品からジェネリック医薬品への 切り替えを進めることで、医療費の自己 負担を抑えるとともに、保険者(市)の保 険給付費用を抑制する。	被保険者の調剤データを利用し、ジェネ リック医薬品に切り替えた場合の自己負 担の軽減額が大きい者を対象に、ジェネ リック医薬品利用促進通知(差額通知)を 作成し、送付する。	A	A	現状維持	今後は通知対象者を軽減効果額 100円以上まで拡大する。この軽減 効果額がそのまま当該年度の医療 費の削減につながるものではない が、周知、普及、利用促進の取り組 みを続けて行うことで、成果の向上 が期待できる。	
59	41	3	住民基本台帳 管理事業(自 動交付機分)	非該当	・住民基本台帳法 ・北杜市住民票等自 動交付機の管理等に 関する規則	市民	市民サービスの充実、窓口業務の簡素 化を図る。	自動交付機を設置し、平日及び土日・祝 日の午前8時～午後8時まで、あらかじめ 暗証番号を登録した市民カード(印鑑登 録証)により住民票及び印鑑登録証明書 を交付し、市民サービスの向上を図る。	A	A	現状維持	番号制度の導入による行政手続き 上の個人情報の添付書類の省略、 不要等を考慮し、今後の自動交付 機の利用状況をみながら、市民サー ビスの向上や窓口事務の簡素化に ついて検討する。	
今後の方向性についての集計(2次評価:市民課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	2
										方法改善	1	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	3

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
介護支援課										
60	42	1	介護関係施設 管理事業	該当	・北杜市デイサービス センター条例 ・北杜市介護予防施設 設置条例	40歳以上の市民、要 支援及び要介護者	施設の管理運営等を民間の能力や創意 工夫を取り入れる中で、利用者の健康及 び体力の機能低下の抑制を図る。	B	B	民間委託等 介護関連施設のデイサービスにつ いては、民間委託及び売却等を検 討する中で、出来るだけ早い時期に 方向性を考える。
61	42	2	介護保険事業 計画策定委員 会運営事業 【介護特会】	非該当	介護保険法	65歳以上の高齢者	市の65歳以上の高齢者の3年間の介護 保険料及び介護保険給付費、また、地域 支援事業について適正に算定する。	A	A	現状維持 策定委員会の開催回数を増やす 等、計画の策定や進捗状況等に委 員会の意見を取り入れる機会を増 やすよう努める。
62	42	3	総合相談事業 【介護特会】	非該当	介護保険法	高齢者本人・家族、地 域住民、関係機関	高齢者本人や高齢者を取り巻く地域住民 等が抱える課題を解決する。	A	A	現状維持 切迫した困難事例に対しても介入で きるよう、職員が相談支援のスキル アップ研修に参加する。困難事例の 対応や相談件数の増加に対応でき るようになるため、平成27年度には 地域包括支援センターの業務分担 を見直す。
63	42	4	権利擁護事業 【介護特会】	非該当	介護保険法	・高齢者市民を対象と する個別支援 ・一般市民及び関係 機関への権利擁護事 業の普及啓発	高齢者市民が生活する上で、様々な権 利が脅かされず安全で安心して暮らせ るよう援助する。	A	A	現状維持 高齢者虐待対応ケースの経過把握 と終結を判断できるよう、評価会議 を定期的に開催する。また、虐待対 応を行う職員のスキルアップを図 る。消費者被害において、庁内の消 費生活部門の担当者や北杜警察署、 県民生活センターとの情報共有を 行う。
64	42	5	介護予防、生 活支援サービ ス【介護特会】	非該当	介護保険法	要支援者、基本チェッ クリストにより事業対 象に該当した者	住民等の多様な主体が参画し、多様な サービスを充実することで、地域の支え 合い体制づくりを推進し、要支援者等 に対し効果的・効率的な支援を可能と し、また高齢者が地域で自立した生活 ができるよう支援し、安心して暮らす ことができる地域づくりや地域力の向 上を目指す。	A	A	拡大・充実 介護保険制度の改正に伴い、市で は平成27年度から新しい地域支援 事業に移行した。要支援者及び事 業対象者の通所介護・訪問介護の 地域支援事業移行に伴い、介護事 業所によるサービスや地域支援事 業の既存のサービスに加え、NPO 法人、民間企業、ボランティア等 の地域の多様な主体の活用を推進し、 地域で高齢者を支える地域支援事 業の充実を図るためのシステムづく りや事業を推進する。
65	42	6	いきいき運動 教室事業【介 護特会】	非該当	介護保険法	65歳以上の一般高齢 者(市内に住所があ り、介護保険の認定を 受けていない者)	高齢者が介護予防や生活習慣病予防に ついて意識を高め、自分自身の身体機 能を把握し、自主的に行動ができる。	A	A	現状維持 27年度以降に向けては、3会場の運 動内容を統一して実施することとし、 また、運動の習慣化と併せ、生活習 慣病や介護予防の必要性をより理 解していただくために、開始時と中 間、終了時に講話を盛り込み、動機 付けの強化に努める。今後も健康 増進課との合同開催を行い、年代を 超えた方々が一緒に自身の生活に ついて考える場を共有できるよう事 業運営を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
66	42	7 介護予防講演 会事業【介護 特会】	非該当	介護保険法	市民	介護予防について学び理解することで、 地域住民が予防に対する必要性を感じ 取り組むことができる。	市民を対象に介護予防講演会を実施す る。 講演:「ロコモ予防で寝たきり予防」 内容:理学療法士による「ロコチェック・ロ コトレ」指導、介護予防実践事例報告「公 民館カフェ・貯筋体操」 実施日:平成26年6月21日	A	A	現状維持 市民の方が多く利用する施設を中 心にチラシを配布し、広報紙・ CATV、民生児童委員等、介護関連 機関の従事者を通じての周知を図 る。今後も、介護予防についての講 演会に併せ、介護予防の実践発表 等、市民の取り組みを紹介し、介護 予防の機運を高め、参加者自らが 実践できるような内容を実施する。
67	42	8 はつらっシル バー事業【介 護特会】	非該当	介護保険法	65歳以上の高齢者	身近な地域で高齢者同士が定期的に交 流する場を設けることで閉じこもりや介護 状態になることを防ぎ、高齢者自らが生 きがいを持って活動できるような仲間づく りを行う。また、これを地域全体で支えて いけるようにする。	各地区の公民館を会場に、保健福祉推 進員を中心に区長・民生委員・ボランテ ィア等、市民が協力し、はつらっシルバ ーの集いを開催する。事業実施は市社会 福祉協議会に委託し、開催方法や講師 の紹介をサポートする。	A	A	現状維持 事業の目的を、地域に周知の徹底 を図りながら、「健康で明るい地域づ くり」に取り組む。また、地域の中で 気軽に出かけることができる場所で 定期的に開催ができるよう、開催内 容や今後の方向性について地域の 方と再検討する。保健福祉推進員 の育成や介護予防サポートリーダー 等の育成に努める中で、お互いに 協力し地域で定例開催する。
68	42	9 サポートリー ダー養成事業 【介護特会】	非該当	介護保険法	介護予防サポーター	・高齢者を地域で支える意識を向上させ る。 ・地域で介護予防活動が実践できるよう にする。	介護予防サポートリーダーが、介護予防 の研修や市内の各所で行われている介 護予防事業に参加・協力することによ って高齢者の特徴や関わり方を理解する。 その中で、住民を地域で支えていこうとい う意識を持ち、それぞれが地域で活躍で きるよう支援する。また、地域の公民館で 定期的な交流が図れる「公民館カフェ」の 担い手になれるようフォローアップ研修を 実施する。	A	A	方法改善 介護予防サポートリーダーを中心 に、各地区公民館で「公民館カフェ」 が前年以上に開催できるよう、必要 な知識の習得や介護予防研修会等 を行うとともに、サポートリーダーの 補助役等の人材育成を行うことで、 地区での「公民館カフェ」の開催が 増え、継続できるようにタイムリーな 支援を行う。
69	42	10 出前介護予防 教室事業【介 護特会】	非該当	介護保険法	概ね65歳以上の高齢者	・介護予防の理解ができ、健康寿命が長 く保てる。 ・社会参加ができる状態を維持する。	要望依頼のあった地域に地域包括支援 センター保健師、社会福祉士が出向き、 介護予防講座を実施する。	A	A	現状維持 地域格差が生じないよう出前介護予 防教室の周知に努める。また、出前 講座実施の際は地域課題を明確に し、解決していくために必要なことや 出来ることは何か話題提供し、参加 者が意見交換できるように工夫す る。
70	42	11 介護支援ボラ ンティア事業 【介護特会】	該当	介護保険法	要介護及び要支援の 認定を受けていない、 65歳以上の被保険者	高齢者によるボランティア活動を通じた 地域貢献を奨励及び支援することにより 高齢者自身の社会参加活動で介護予防 を図る。	高齢者が、市に登録申請し、事前研修を 受講する。受講後「介護支援ボランテ ィア手帳」を交付し、受入施設でボランテ ィア活動を行う。年度末に介護支援ボラ ンティア活動の実績を評価した上で、介護 支援評価ポイントを付与し、当該高齢者 の申し出により評価ポイントに応じた市 介護支援ボランティア活動交付金を交付す る。	A	A	現状維持 登録者増加に向けて広く市民に理 解してもらえよう、事業の内容等 について高齢者の各種会合、訪問 時及び広報紙を活用しながら周知 し、介護支援ボランティア活動の必 要性をPRする。今後、社会福祉協 議会と連携し、登録者の活動展開が スムーズに行えるよう、事前研修時 における登録者と受入施設側との 調整等の支援を検討する。また、受 入施設とも連携を図り、介護支援ボ ランティアの活動実態を把握し、活 動展開しやすいよう働きかける。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
71	42	12	介護給付費等 費用適正化事 業【介護特会】	非該当	介護保険法	介護保険被保険者、 介護保険事業者	利用者に対する適切なサービスを確保することにより、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、持続可能な介護保険制度を構築する。	介護給付を必要とする人を適切に認定したうえで、受給者が本当に必要なサービスを事業者がルールに従って適正に提供するように促す。具体的方法として、要介護認定の適正化、ケアマネジメント等の適正化、事業者のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化を図る。	A	A	現状維持	介護給付適正化について、金額という削減効果を一義的に求めず、適正な要介護認定、認定者の自立に必要なかつ適切な介護サービスの提供及び適切な介護報酬請求に努め、波及的に介護給付費の削減に努める。また、介護保険に携わる職員の一定の量と質を確保するため、専門的職員の配置と養成を中期的視野に立ち実施する。
72	42	13	認知症サポ ーター養成事 業【介護特会】	該当	介護保険法	市民	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指す。	第2期3年計画の3年目として、一般市民・小中学校・民生委員等の希望者に対し「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症サポーターを養成する。また、認知症への正しい理解ができるようにする。	A	A	現状維持	広報紙・民生委員等で認知症サポーターの養成講座開催を周知しているが、講座の開催を知らない方が多い現状であることから、ホームページ・CATV等で周知活動を行い、地域に「認知症サポーター養成講座」をPRする。
73	42	14	キャラバンメ イト研修事業【介 護特会】	該当	介護保険法	市民	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等、社会参加のための支援を行う。	養成した市民キャラバン・メイトに対し、基礎知識の再習得、対象者に応じた講座の開催方法の習得等を目的としてフォローアップ研修を行い、市民キャラバン・メイト主催での「認知症サポーター養成講座」を開催する。	A	A	現状維持	フォローアップ研修として市民キャラバン・メイトが抱える不安を聞く機会をもち、継続した支援ができるように研修を開催する。また、活動できるキャラバン・メイトがチームを作り、お互いに連携を取りながら「認知症サポーター養成講座」を開催できるよう、キャラバン・メイト同士の交流の場も作る。
74	42	15	家族介護継続 支援事業【介 護特会】	非該当	介護保険法	市内に住所を有する 在宅の寝たきり・認知 症高齢者を介護する 者	在宅で介護をしている介護者が日頃の悩みや介護方法の情報交換を行い、一時的に介護から解放できる場を提供し、リフレッシュして在宅介護が継続できる。	奇数月の第3木曜日に開催日を固定化し、開催内容を参加者から聞き取る中で1年の開催計画を立案し、学習の場の提供・情報交換の場の提供を行う。(社会福祉協議会と共同開催)	A	A	現状維持	元気回復のつどいとして、介護者への開催を介護支援専門員に案内依頼したり、広報紙への掲載等でPRを積極的に行うことにより、交流のみではなく、各種情報を伝達する場として参加者が有意義に思えるような内容も取り入れ、新規参加者の増加に努める。また、平成27年度から社会福祉協議会主催の認知症カフェの取り組みにも協力し、認知症の方と家族の会とも連携を図り、在宅介護者の孤独を招かないよう努める。
75	42	16	介護用品支給 事業【介護特 会】	非該当	高齢者生活支援事業 実施要綱	昼夜介護用品を必要 とする在宅高齢者(65 歳以上、市民税非課 税世帯に属する者又 は市民税非課税者)	在宅高齢者の自立と生活の資質の確保及び介護者等の経済的負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図る。	介護用品(紙おむつ、尿とりパット等)を次の限度額の範囲内において、月1回在宅へ直接配達(現物支給)する。 ・市民税非課税世帯に属する者… 月限度額4,000円 ・市民税非課税者…月限度額2,000円 ※上記共に補助対象の1割は自己負担	A	A	現状維持	制度の周知について、ケアマネジャーを通じて対象者への周知及び広報紙等へ掲載する。毎年のサービス利用申請の更新を行い、課税状況を確認する中で、支給を決定する。それに併せ、利用者アンケートを実施し、意向や満足度を確認する。また、現物支給について、個人差や個性性を考慮し、クーポン券の導入を検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
											現状維持	拡大・充実	方法改善	縮小
76	42	17	成年後見制度 利用支援事業 【介護特会】	非該当	介護保険法	高齢市民を対象とする 申し立て支援	判断能力が低下している高齢者が成年 後見制度を利用することで財産や生活の 権利を守る。	・申し立てが自分では困難な住民への支 援を行う。 ・市長申し立ての支援を行う。	A	A	現状維持	1	現状維持	14
今後の方向性についての集計(2次評価:介護支援課) 単位:件											拡大・充実	1	現状維持	14
											方法改善	1	民間委託等	1
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	17

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
健康増進課												
77	43	1	健康づくり推進協議会運営事業	非該当	・健康増進法 ・北杜市健康づくり推進協議会設置要綱	健康づくり推進協議会委員	健康づくりの方策を協議し、市民が主体的に健康づくりができるよう、事業の調整と推進を図る。	市民の総合的な健康づくりのため健康課題を共有し、各種事業について協議する。委員は、保健・医療・福祉・教育等の代表者15人に2年間の任期で委嘱する。	A	A	現状維持	より実効性のある施策を展開していくため、現行どおりの開催だけでなく、必要時に会議を開催し、助言や提言をいただくように努める。
78	43	2	健康情報普及啓発事業	非該当	・健康増進法 ・国民の健康づくり地方推進事業実施要綱	市民	疾病の正しい知識を持つことで受診行動に移せるきっかけをつくる。	平成26年度は、若年層に増加している子宮頸がんに対する知識を啓発するため、市内短大の講義や乳幼児健診の場を活用して受診勧奨を行った。啓発の手法として、同時にポスターを作成し、公共機関や企業に配布して市民の受診促進に努めた。	A	A	現状維持	早い時期から検診の必要性を認識し、受診行動に移せるよう「誰が、何を、いつ受診できるか」の周知を積極的に行うとともに、啓発をとおして健康課題を市民と共有し、効果的な健康情報の啓発を行う。また、市内短大での健康教育は、継続して実施する。
79	43	3	健康診査事業	非該当	・高齢者医療確保法 ・健康増進法 ・北杜市健康診査実施要綱	市民(対象者の年齢・性別・加入している健康保険等によって、検診の内容が決められている)	疾病の早期発見・早期治療により、健康の保持・増進を図る。	総合健診と人間ドックで特定健診や各種がん検診を行う。子宮頸がん検診は、指定医療機関に受診する施設検診と地区を巡回する車検診で行う。	A	A	現状維持	・健康情報や健診を受ける必要性を広報紙やCATV等を通し幅広く周知する。また、各種団体等への働きかけで啓発する。 ・健診受診の申し込みをしても健診を受けない方がいるため、はがき等で受診勧奨を行う。 ・市の医療費の状況や他市町村での健診内容を確認し、健診項目の検討を行い、受診勧奨を行う。
80	43	4	保健センター管理事業	該当	・保健センター条例 ・保健センター条例施行規則	保健センター利用者	市民の健康保持及び増進を図るとともに、利用者に安全で利用しやすい施設を提供する。	市で行う保健事業、予防事業等の実施場所として積極的に活用する。また、団体、個人が自主的に調理実習室、保健指導室を活用し、健康増進と健康意識の向上を図る場として活用する。	A	A	方法改善	保健事業や子育て世代包括支援センター等、子育て世代の交流の場としてもより効果的に事業を実施するため、保健センターを改修する。
81	43	5	健康教育・健康相談事業	非該当	健康増進法	市民	市民が健康に生き生きと自立した生活を送るために、自分の健康に関心を持ち、健康管理や生活習慣の見直し・改善のために行動することができるようにする。	健康相談として健診結果報告会・総合相談、健康教育として特定保健指導・健康教室を実施する。健康に関する情報提供等をあらゆる機会を通して市民に周知し、市民が自ら健康の保持・増進ができるよう支援する。	A	A	現状維持	自分の生活習慣を見直してもらい、何をすべきなのかを理解してもらう必要がある。そのためにも、健診を受け、健診後の健康相談を活用し、個別にアプローチする。また、教室に参加した方からの口コミで参加者が増加するような教室の内容にする。
82	43	6	肝炎対策事業	非該当	北杜市肝炎患者治療特別支援事業実施要綱	B型肝炎、C型肝炎の根治を目的として行うインターフェロン及び核酸アナログ製剤による治療を行う者	将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染予防を行い、市民の健康保持増進を図る。	対象治療の医療費自己負担分の2分の1を補助し、経済的支援を行う。	A	A	現状維持	要精検者に対して、肝がん・肝硬変への発症を抑えるための治療が開始できるよう、助成制度を周知する。
83	43	7	口腔衛生事業	非該当		保育園児(年中・年長)・小学5年生・中学2年生	保育園児、小中学生に口腔内、むし歯予防に関心を持ってもらえるように、むし歯の予防について学ぶ場とし、むし歯なし率を向上する。	保育園児、小中学校の児童・生徒に対して、各保育園・学校に歯科衛生士が出向き、正しいブラッシングについて集団指導を行う。	A	A	現状維持	保育園で実施する時や乳幼児健診の時に、保護者にむし歯罹患率が高いことや予防することの大切さを伝える。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どうい状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
84	43	8	予防接種事業	非該当	予防接種法	定期予防接種法に基づく年齢の市民	定期予防接種法に基づく感染の恐れのある病気を予防する。	・医療機関へ委託する。 ・対象者に予診票(接種助成券)を発行する。 ・接種費用を助成する。	A	A	現状維持	委託料及び助成額について、県内の状況を見ながら検討する。改定するためには、医師会の理解や協力を得ながら進める。
85	43	9	新型インフルエンザ等対策事業	非該当	新型インフルエンザ等対策特別措置法	市民	新型インフルエンザ等感染症の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限に留め、安全で安心した市民生活が継続できるようにする。	平常時から新型インフルエンザ等の基礎知識及び感染対策についての啓発活動を行う。併せて、新型インフルエンザ等発生時に備え、感染防護具の備蓄を行う。	A	A	現状維持	平常時から市行動計画にある発生段階別の実施体制と市防災計画を確認し、庁内BCP(業務継続計画)を整備する。市民に対しては感染予防の知識の普及啓発に努める。
86	43	10	保健福祉推進員活動事業	非該当	北杜市保健福祉推進員規則	各地区から推薦された市民約344名	地域の健康課題について理解し、健康づくりの普及や問題解決に向けての推進活動の実践を通して、地域の健康づくりの担い手として主体的に活動できるようにする。	推進員を委嘱し、推進員の役割を明確にし、研修会を行う中で、自分の健康は自分でつくるという健康意識を高め、地域の健康課題を行政と共に考え、課題解決に向けて地域で実践し、地域づくりを行う。	A	A	現状維持	推進員の役割や地域の組織づくりの必要性について、しっかり認識できるような活動内容等を検討する。また、推進員の必要性や活動内容の周知に関して地域格差が生じないよう、広報など目に見える啓発方法の検討を行う。健康に主眼をおいた活動についても、推進員が必要性を理解し、活動を展開できるように「国の健康づくり推進月間」と合わせて健康づくりの意識が高められるよう、活動内容を提示する。年3回の研修会は継続し、推進員の意識向上と地域活動の中核者となれるよう、内容を充実させる。
87	43	11	食生活改善推進員養成・活動事業	非該当	・健康増進法 ・食育基本法 ・北杜市食生活改善推進員設置要綱	・市民 ・養成者においては地域で自薦他薦された者	健康の基本は運動と食事である。すべての住民が毎日直面する「食」に関する情報を地域へ発信する役割を担う会員の活動をサポートすることで、健康に関心を持ち生活できる市民を増やす。	会員が研修会・勉強会の開催により、食を通じた健康に関する知識・情報・技術を身につけ、習得したものを地域の人々に講話や調理実習で周知する。市は、地域での会員の活動を支援するために情報や場の提供、専門の立場からのサポートを行うことで人材を育成する。新しい人材については、2年に1回の割合で養成する。	A	A	現状維持	健康増進課で計画する健康教室の目的を理解していただく中で、協働で地域に密着した活動を実施する。また、推進員が地域へ情報提供しやすいよう、周知方法等のノウハウを伝える。さらに、会員の趣味や特技を活かせるような活動を提案し、活動に魅力が見出せるような工夫をする。他市の活動を知るための研修会等に参加し、より良い会のあり方や積極的に活動する組織づくりに努める。
88	43	12	妊婦・乳児一般健康診査事業	非該当	・母子保健法 ・北杜市妊婦健康診査及び乳児一般健康診査費用助成実施要綱	・母子健康手帳を交付した妊婦 ・生後1年未満の乳児	・妊婦・乳児の健康増進を図る。 ・健診費用の負担軽減を図る。	妊娠届出時、妊婦健康診査受診票(一般検査14回、HTLV-1抗体検査1回、クラミジア抗原検査1回)、乳児一般健康診査受診票(1歳未満まで2回)を交付し、委託医療機関での健診費用を助成する。里帰り分娩等で県外の医療機関を受診した場合は、償還払いで助成する。	A	A	現状維持	乳児一般健康診査の利用状況について確認し、効果的に利用できるようにする。
89	43	13	不妊治療(こうのとり)支援事業	非該当	北杜市こうのとり支援事業要綱	市内在住が1年以上で、不妊症と診断された夫婦の不妊治療費(市において、一度の利用)	・子どもを授かり、生命を育むことができる。 ・少子化対策の一環となり、子育ての重要性や楽しさを実感できる人が増える。	不妊治療に要した費用について、1年間30万円を限度に通算2年補助する。治療内容は体外受精・顕微授精にかかる費用(保険適用外)とする。	A	A	現状維持	市総合戦略の中で、少子化対策のひとつとして取り組む。平成28年度に向けて要綱改正を行うため、各市町村の状況を確認する中で、方向性を打ち出す。また、要綱改正に伴い、広報紙・ホームページ等で制度を周知する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
90	43	14	出産支援事業	非該当	・母子保健法 ・子ども・子育て支援法	・妊産婦 ・乳幼児とその保護者	妊娠中の不安・産後の子育ての不安や悩みに対して、軽減を図り、楽しい育児ができるよう支援する。	助産師3名が週3回市保健センターに常駐。母と子の相談では、妊娠中やお産の悩み、母乳ケア、赤ちゃんの発育の確認を行う。教室では、ベビーマッサージ、セルフケア体操教室等を通じて育児についての技術を学ぶ中で、赤ちゃんへの関わり方等の学びの場とする。安心安全に出産できる場所の確保と環境整備を行う。	A	A	拡大・充実	平成27年度から「子育て世代包括支援センター」に移行し、市保健センター内に保健師・助産師等の専門職を常駐させ、各種教室や相談を行う。妊娠届時からPRを行い、妊娠・出産・育児等に対して身近に相談できる場所として、ホームページ等を通じ、事業内容等の周知を行い、利用者の増加に努める。また、ワンストップ拠点としての機能が発揮できるよう環境整備を行う。
91	43	15	特定診療科施設開業支援事業	非該当	北杜市地域医療振興事業費補助金交付要綱	・産婦人科 ・小児科の開業医	市の医療体制の拡大及び地域住民が医療を受けやすい体制づくりを図り、市民の健康と福祉の増進に寄与する。	市内に新たに診療所を開設する開業医に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することにより医療の充実を図る。	A	A	現状維持	医療関係者会議等の際に、制度の周知を行う。
92	43	16	乳幼児専門チームによる健診事業	非該当	母子保健法	乳幼児とその保護者	・乳幼児の心と体の発育・発達を確認する。 ・病気を早期発見・予防する。 ・子育てする母親の育児支援を行う。 ・虐待を早期発見する。 ・生活習慣を見直す。	乳児期健診(4・7・12カ月健診)・幼児健診(1歳6カ月、2歳児、3歳児)は、身体計測、問診、内科診察、歯科診察、栄養相談、健康相談、歯磨き指導、心理相談、各種講話等を専門のスタッフが行う。病気の早期発見を行うとともに、育児不安等の悩みの相談に応じたり、育児支援を行う。乳幼児が健やかに成長・発達できるよう支援する。	A	A	現状維持	未受診児に対し、電話・訪問等で現状を確認し、今後の健診の受診を奨める。関係機関と連携をとり、親・児にとってより良い支援が行えるよう、スタッフの質の向上に努める。
93	43	17	ママパパ学級事業	非該当	母子保健法	市内に住む妊婦とその夫	学級を通じ、母親自身が妊娠・出産・育児についての知識を深めるとともに、参加者同士の交流を図り、出産・育児に対する不安・悩みを共有する場とする。また、子どもが生まれてくることの意味を夫と一緒に考える機会とし、父性を育む。	保健師・助産師による妊娠・出産・育児、母乳についての話や妊婦体操を実施するとともに、参加者同士が情報交換を行える場の提供や市の子育て支援制度について説明する。また、歯科衛生士や栄養士による健康教育を行う。さらに、妊娠中や産後の生活を両親が共に身近に感じられるよう、乳児とその母に協力してもらい、育児体験談の紹介や赤ちゃんだっこ体験、夫に対する妊婦疑似体験も実施する。(1コース4回を年4回開催)	A	A	現状維持	母子健康手帳交付時の働きかけや体調の確認、予定日にあった開催日への声かけ等により、教室への参加を促す。また、ホームページや開催ちらしの工夫に努める。
94	43	18	親子すくすく相談事業	非該当		発達や育児に不安があり、継続的に支援を要する児及び保護者	保護者への育児支援、児の健全育成を図る。	子どもの特性を保護者が知ることで育児不安が解消でき、子育てがしやすいよう、臨床心理士・小児神経医師・保健師により個別相談を行う。	A	A	現状維持	事業対象児を見極めるため、学習会を開催し、関係職員のスキルアップを図る。
95	43	19	養育支援訪問事業	非該当	北杜市養育支援訪問事業実施要綱	乳児等を養育している保護者で、一時的に育児及び家事の援助を必要とする家庭	養育支援ヘルパーの派遣により、援助提供し保護者及び乳児等の生活安定を図り、安心とゆとりのある子育てを支援する。	養育支援ヘルパーを派遣する。妊娠中は5回、出産後2カ月までは15回、さらに体調不良で日常生活に支障を来た場合は3カ月まで5回を追加できる。双子以上の場合は、出産後1年以内に35回を限度とする。	A	A	方法改善	ファミリーサポート事業と内容のすり合わせを行う。利用者にとって利用しやすく、継続的に利用できるよう、子育て支援課と事業の見直しを行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
96	43	20	乳児全戸訪問 事業	非該当	・母子保健法 ・児童福祉法 ・北社市乳児全戸訪 問事業実施要綱	生後4カ月までの乳児 のいるすべての家庭	子育て支援に関する情報提供並びに支 援の必要な家庭に対する助言及びサー ビス提供を行うことにより、母性及び乳児 の健康の保持増進を図り、もって母子保 健の向上に寄与する。	保健師による家庭訪問を実施する。 ・乳児の身体計測 ・育児に関する不安や悩みの聴取及び相 談 ・母子保健事業や子育て支援に関する施 策の説明及び情報提供 ・支援の必要な対象家庭に提供するサー ビスの検討及び関係機関との連絡調整	A	A	現状維持	母子健康手帳発行時から、対象者 の生活状況等を早期に把握し、妊 娠の経過を踏まえる中で、それぞ れのニーズや対象に合った支援を行 う。情報を整理し、支援が必要と判 断した妊婦に対し、妊産婦ケアプ ランを作成する。訪問できなかった対 象者に対しては、電話や健診等で状 況を把握する。
97	43	21	親子のびのび 教室事業	非該当		・幼児健診等におい て、健診関係者が親 子の関わり(生活習 慣、遊び方等)につ いて気になる親子 ・育児不安や子育て に自信のなさを訴え ている親子	母親が子どもとの遊びや講座を通じ、子 どもとの接し方を知ることで育児不安を軽 減する。	保育士により身体全体を使った遊びを通 して、コミュニケーションの取り方、遊ばせ 方を実際に学ぶ。心理相談員・保健師に よる親子関係、子どもの発達について 個別相談等を行う。(月1回開催)	A	A	現状維持	乳幼児健診等の場を通して、子ども の成長発達の正しい知識を伝える。 正しい知識を知った上で、日常での 親子のふれあいを大切に、関わり 方を知ることができる内容及び参加 者が継続して参加できる内容を検討 する。また、関わるスタッフのスキル アップに努める。
98	43	22	5歳児相談事 業	非該当		5歳児(保育園年中 児)とその保護者	就学前に相談の機会を設け、軽度発達 の異状を早期に発見し、適切な対応をす ることで不安なく就学に結びつける、ま た、生活習慣を見直す機会とする。	・17カ所の保育園を巡回し実施する。ま た、市外の保育園・幼稚園に通園してい る児については高根保健センターで実施 する。 ・臨床心理士・保健師・栄養士・保育士・ 教育委員会がスタッフとしてあたり、問 診・集団あそび・講話(食育・就学に向け て)・相談・心理相談(歯科診察結果・身 体計測値については、保育園の記録を 参考にする)を行う。なお、視力検査は 事前に保育園で実施する。	A	A	現状維持	教育委員会・保育園との情報共有を 図るため、教育委員会と一緒に保育 園を巡回し、情報交換を行う。また、 保育園を定期的に巡回し、保育士と 課題を共有する。的確なアドバイス ができるよう研修に参加する等、ス タッフのスキルアップを図る。未受診 児に対しては、訪問・電話等で子 どもの状況、保護者の育児不安を確 認する。
99	43	23	小児慢性特定 疾患児日常生 活用具給付事 業	非該当	北社市小児慢性特定 疾患児日常生活用具 給付事業実施要綱	小児慢性特定疾患医 療受診券を所持して いる者で、児童福祉 法(小児慢性特定疾 患治療研究事業は除 く)、障害者自立支 援法の対象とならな い者	小児慢性特定疾患児に対し、日常生活 用具を給付することにより、日常生活の 便宜を図る。	小児慢性特定疾患に罹っていることによ り、長期にわたり療養を必要とする児童 等が在宅で生活していくため、日常生活 用具を支給する。	A	A	現状維持	対象児が制度を利用できるよう周知 に努める。
100	43	24	愛育班組織育 成事業	非該当		5町(須玉・高根・長 坂・大泉・武川)8班の 愛育会班	地区の母と子を見守り支援できる、主体 的な組織として活動できるよう支援する。	理事会、各班の分班長会議、研修会を通 して地域の母と子の健康問題について情 報提供し、それについて住民が問題解決 の方向性を見出し、いけるよう支援す る。	A	A	現状維持	市理事会や地域の分班長会議等に おいて愛育会の必要性について確 認し、地域でどのような活動を行う のか考え、より主体的に活動できる よう支援する。未組織の3町に対 しては、地域の方々の理解が得られ るよう働きかける。平成27年度は10周 年記念式典を開催する予定である。 市全域に愛育班活動の啓発等を行 う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性				
										現状維持	拡大・充実	縮小		
101	43	25	市立病院等運営事業【病院特会】	該当	北杜市病院事業の設置等に関する条例	塩川病院、甲陽病院、しおかわ福寿の里、訪問看護ステーションつくしんぼ、八ヶ岳訪問看護ステーション	地域医療を確保するため、公立病院の役割を明確にし、経営の健全化を目指す。	平成26年6月「第二次北杜市立病院改革プラン」を策定した。プランでは、数値目標の設定を行い、点検評価をすることにより、安定的な医療提供と経営の効率化に取り組む。	A	A	現状維持	計画目標達成のため、医師・看護師・介護助手を確保する。 ・看護師:奨学金制度の周知と募集を行う。 ・医師:引き続き、県への働きかけを行う。 また、病院の経営状況をスタッフが把握するための院内会議や、サービス・質の向上のための研修会を実施する。		
102	43	26	辺見診療所運営事業【辺見診療所特会】	該当	・北杜市診療所条例 ・北杜市診療所施行規則	辺見診療所	地域医療を確保するため、診療所の役割を明確にし、経営の健全化を目指す。	地域の医療確保を行うため、診療所の管理、運営を行う。	A	A	現状維持	医療スタッフの確保とさらなる経営の効率化を図る。		
103	43	27	白州診療所運営事業【白州診療所特会】	該当	・北杜市診療所条例 ・北杜市診療所施行規則	白州診療所	地域医療を確保するため、診療所の役割を明確にし、経営の健全化を目指す。	地域の医療確保を行うため、診療所の管理、運営を行う。	A	A	現状維持	今後の人口減に伴う患者数の減少を想定して、経営の効率化を図る。		
104	43	28	思春期教育事業	非該当		小学6年生、中学3年生の児童・生徒とその保護者	講話・赤ちゃん抱っこ体験を通して、命の大切さ、命の尊さを実感してもらう。また、自分・他人を大切にすること、思いやりの気持ちを持つことを学ぶ機会とする。	小中学校に出向き、児童・生徒を対象に外部講師の専門家や市保健師が講師となり、命の誕生・子育ての様子等を通して、大切に見守られ育ってきたことを話す。また、赤ちゃんとお母さんに協力してもらい、赤ちゃん抱っこ体験等を通して、命の大切さ・尊さを実感し、自分・相手を思いやる気持ちを育てる。	A	A	現状維持	教育委員会や学校と協議を図り、命やこころの学習の長期的な計画を見据える中で、思春期事業の位置づけを明確なものとし、事業実施できるよう努める。		
今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											拡大・充実	1	現状維持	25
今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											方法改善	2	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:健康増進課) 単位:件											廃止/休止	0	合計	28
今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											拡大・充実	2	現状維持	41
今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											方法改善	4	民間委託等	1
今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											縮小	0	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:市民部) 単位:件											廃止/休止	0	合計	48

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どうい状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
福祉課												
105	51	1	災害時要援護者支援事業	該当	北杜市災害時要援護者支援制度実施要綱	一人暮らしの高齢者、障害者等の災害弱者	災害発生時における支援を地域の中で受けられるようにするため制度を整備し、これらの者が安心して暮らすことができる地域づくりの推進を図る。	一人暮らし高齢者等の災害弱者に登録申請をしていただき、登録台帳を作成する。登録台帳は、行政区・民生委員へ配布し、情報を共有する。行政区や民生委員は登録台帳を活用し、平常時の声かけ、災害時の安否確認等を行う。4月の区長会に出席し、登録者名簿の配布を行うとともに、制度の説明、登録を推進する。	A	A	現状維持	今後「避難行動要支援者制度」に移行し、庁内外から意見を伺う中で、マニュアルを作成する。
106	51	2	健康福祉大会事業	非該当	平成26年度健康福祉大会実施要項	高齢者、障害者、ボランティア、民生委員児童委員、保健福祉推進員、一般市民	市民が生涯にわたり、健康で生きがいのある快適な生活を送れるよう、健康づくりや福祉に関する各種催しを通じ、健康・福祉についての知識の普及と啓発を図る。	市と市社会福祉協議会との合同開催で実施する。 期日：平成26年10月25日(土) 内容：各種表彰(ダイヤモンド婚、4世代同居等)、「音無美紀子の歌声喫茶」、各種健康測定等	A	A	現状維持	平成27年度以降も老人クラブの「割当」による参加を廃止し、幅広い年齢層が参加できるよう「健康福祉の知識の普及啓発」を行い、午後だけの開催とする中で、コスト削減を図る。今後も福祉大会であることを踏まえながら、総合支所を拠点としたバスの配車や手話通訳士の手配等、参加しやすい大会を企画する。
107	51	3	戦没者慰霊祭事業	非該当		市遺族連合会	戦没者の英霊を慰め、戦争の悲惨さを継承させる。	戦没者慰霊祭を実施し、追悼を行う。	A	A	現状維持	戦没者へ慰霊するとともに、戦争の悲惨さ、平和の尊さを次世代へ継承する目的の事業であり、次世代が参列し目的継承するために、会員の啓発活動等を行う。
108	51	4	医療扶助適正実施推進事業	非該当	セーフティネット支援対策事業費実施要綱	生活保護費受給者	医療扶助の適正な支出を行う。	医療扶助相談員を配置し、後発医薬品の利用促進、頻回受診、重複受診の防止や医療レセプト点検の委託により、医療行為と請求が適正に行われているか確認する。	A	A	現状維持	後発医薬品(ジェネリック)を使用するよう、医療機関・薬局への周知及び生活保護世帯へ訪問する中で、安価な医薬品の使用を理解させるよう努めることにより、医療費の軽減を図る。また、医療の受診において、適切に医療機関を受診するよう、ケースワークを通じて説明を行う。
109	51	5	福祉関係施設管理事業	該当	北杜市北の杜聖苑条例	・火葬場(北の杜聖苑)の利用者 ・福祉村の利用者	住民の福祉増進、公衆衛生向上を図る。	指定管理者制度により、必要な経費の中でサービスの向上を図り、利用者に安心安全に利用してもらえるよう管理する。また、福祉村のトイレ等を管理する。	A	A	現状維持	アクションプランに基づき、平成25年10月1日から利用料の引き上げを行っている。
110	51	6	ボランティア団体育成、支援事業	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	ボランティア団体(事務局は市社会福祉協議会)	ボランティアの育成を支援し、各種ボランティア活動を推進する。	市社会福祉協議会が行うボランティアへの支援事業の50%を補助する。	A	A	現状維持	平成27年度予算で、平成26年度の活動内容等を精査し、約20%の削減を行った。今後も、福祉の衰退にならないよう、市社会福祉協議会と連携を密にする。
111	51	7	社会福祉協議会専門員等設置費補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	市社会福祉協議会の福祉専門員	市社会福祉協議会の福祉専門員への人件費を補助することにより、地域福祉活動の充実を図る。	市社会福祉協議会の福祉専門員人件費に要する経費の80%(事務局長は60%)を補助する。	B	B	方法改善	今後は、社会福祉法人の指導監査を市で実施することとなるため、経理・管理等の状況を精査する中で、福祉専門員の配置に関する補助の適正な支出を図る。
112	51	8	民生委員児童委員協議会補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	民生委員児童委員(187名)	各地区民生委員児童委員協議会の活動を支援し、地域福祉の充実を図る。	民生委員児童委員は187名おり、それぞれの担当地区で活動している。各地区には、民生委員児童委員協議会を置き、活動状況の報告、情報交換、研修会等、活動を支援する。	A	A	現状維持	民生委員児童委員協議会の運営・会計については、自主運営を行っているが、支所担当は概ね資料等の作成に伴う補助を行っている。今後、市の事業との連携を強化する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
113	51	9	遺族連合会補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	各地区遺族会会員	遺族会の活動を支援する。	遺族会委員一人当たりの単価を定め、補助金を交付し、活動を支援する。	A	A	現状維持	会員を減少させないためにも、各地区で継承事業を行い、啓発活動に努めるよう意識改革を行う。
114	51	10	老人クラブ活動支援事業	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	市老人クラブ会員	市老人クラブの活動を支援し、地域福祉の充実を図る。	市老人クラブの運営、各種事業等に対し、支援する。	B	B	現状維持	老人クラブ会員のための事業だけでなく、地域貢献や地域へ還元するような自主事業等の実施を促すとともに、会員の加入についても啓発活動等を行う。
115	51	11	いきいき山梨ねんりんピック参加事業	非該当	いきいき山梨ねんりんピック開催要領	高齢者(老人クラブ会員・スポーツクラブ会員)	いきいき山梨ねんりんピックに参加し、手軽に楽しめる軽スポーツを通して、広域的な高齢者相互の交流を深めることにより、高齢者の生きがい・健康づくりの高揚を図る。	いきいき山梨ねんりんピック実行委員会(県社協事務局)が主催する大会に参加を希望する選手を募集する。老人クラブ・スポーツクラブ等を通じて募集し、各総合支所から巡回バスを運行し参加選手を大会会場まで送迎する。また、選手が安全に競技に参加できるようサポートする。	B	B	現状維持	参加方法や送迎等について、老人クラブ連合会事務局(社会福祉協議会)と意見交換する中で検討する。また、大会主催者へ開催要領の改革についても要望する。
116	51	12	高齢者祝福事業	非該当	・北杜市敬老祝金支給規則 ・北杜市百歳祝金支給規則	・100歳祝金:満100歳の誕生日を迎える高齢者(10年以上居住要件あり) ・敬老祝金:満88歳高齢者	高齢者に対し、敬老祝金を支給し長寿を祝福するとともに、敬老意識の高揚に努め、もって地域福祉増進に寄与する。また、100歳に到達した長寿者を敬愛し、その功を労う。	9月15日の敬老の日から一週間の「敬老週間」に敬老祝金(満88歳)を支給する。支給については、民生委員児童委員に安否確認を兼ねて配布をお願いする。また、100歳に到達した高齢者宅を市長が訪問し、祝金と花束を贈り長寿を祝福する。	A	A	現状維持	今後、100歳祝金支給事業について、支給基準等を他市町村の状況を確認する中で検討する。
117	51	13	お楽しみ給食サービス事業	非該当	お楽しみ給食サービス事業実施要綱	市内在住の80歳以上の一人暮らし高齢者	一人暮らしの高齢者が、食の楽しみを通して健康で健やかに生活できるようサービスを実施し、併せて一人暮らしの高齢者の安否確認と対話の機会を設ける。	市社会福祉協議会への委託事業であり、社協各支所単位で実施する。各地区民生委員児童委員、ボランティア等に協力をお願いし、各地区で年4回実施する。	A	A	現状維持	現状維持で事業を実施するが、一食の単価について市社会福祉協議会と検討する。(平成26年度は1食550円、平成27年度は1食530円で実施)
118	51	14	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	非該当	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業実施要綱	市内高齢者	高齢者がいきいきと生活できるように、健康づくり事業や世代間・高齢者同士の交流事業を行うことにより、外出機会の少ない高齢者の社会参加を推進する。	市社会福祉協議会に委託し、高齢者のニーズにあった内容の事業を行い、高齢者の外出機会や健康づくりを推進する。	B	B	縮小	予算も大幅削減している状況で、今後老人クラブ連合会に類似事業がある中、老人クラブの会員減少を防ぐため、会員加入のための事業を取り込むよう社会福祉協議会と検討する。
119	51	15	ふれあいペダント事業	非該当	北杜市高齢者生活支援事業実施要項	概ね65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	在宅の要介護高齢者及び一人暮らし高齢者に対し、サービスを提供することにより在宅生活を支援する。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、急病等の緊急時に、自宅に設置された機械のボタンを押すことでNPO法人安心安全見守りセンターに通報され、協力員の支援のもと、迅速かつ適切な対応を図る。	A	A	方法改善	今後も設置基準の見直しやサービス調整会議等で総合的判断とし、有効活用を進める。
120	51	16	外出支援サービス事業	非該当	北杜市高齢者生活支援事業実施要綱	概ね65歳以上の独居者・高齢者のみの世帯に属する高齢者で、一般の交通機関を利用するのが困難な者、乗車等に際して介助が必要となる者	在宅の要介護者及び一人暮らし高齢者に対し、サービスを提供することにより在宅介護の充実を図る。	庁内のサービス調整会議により認定された高齢者が、通院の際にタクシーを利用する場合、初乗り710円分のタクシー券を月2枚支給する。	A	A	現状維持	事業は継続し、消費税増税等を見据えた中で、要綱の一部改正を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
121	51	17	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	非該当	北杜市シルバーハウジング生活援助員派遣事業実施要綱	シルバーハウジングに居住する高齢者	居住する高齢者が自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援する。	社会福祉法人高根福祉みのる会と委託契約し、シルバーハウジングに居住する高齢者の生活指導、相談、安否確認、緊急時の対応等のサービスを行う生活援助員を派遣し、高齢者が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう在宅生活を支援する。(世帯棟5棟、単身棟5棟)	B	B	現状維持	高齢者福祉施策として、シルバーハウジング事業を継続する必要があるか検討した上で、一般高齢者向け住宅と位置づけが可能か検討する。
122	51	18	生活支援ハウス運営事業	非該当	北杜市生活支援ハウス運営事業実施要綱	60歳以上の一人暮らしまたは夫婦のみの世帯に属する者で、家族による援助を受けることが困難であったり、高齢等のために独立して生活することに不安がある方	生活支援ハウスの入居者に対し、介護支援機能、居宅機能、交流機能を総合的に提供し、安心して健康で明るい生活を送ることができるよう支援する。	生活支援ハウスの運営事業を社会福祉法人愛寿会に委託し、生活支援ハウスの入居者に対し相談、助言を行うとともに、緊急時の対応を行う。また、入居者の高齢化等に伴い、通所介護、訪問介護等介護サービス及び保健サービスを必要とする場合の利用手段の援助を行う。入居者と地域住民との交流を図るための交流事業等を毎月行う。	B	B	現状維持	生活支援ハウスの設置目的により、入居者の状況を把握し、委託費の適正な支出や運営方法等について検討する。
123	51	19	身体障害者福祉会補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	市身体障害者福祉会	対象団体の社会見学事業・障害者スポーツ大会事業・研修会等への補助を行い、会員の交流、社会参加を促進する。	補助金を有効活用し、事業を実施することで障害者の社会参加を促進する。	B	B	現状維持	今後も対象団体に補助金のあり方について理解を求めていく。また、補助金額の適正な交付を図るとともに、新規手帳取得者の個人情報の提供を希望している団体と新規会員の確保の方法を再度検討する。
124	51	20	精神障害者家族会補助金	該当	北杜市福祉団体等補助金交付要綱	精神障害者家族会	対象団体の自主事業への補助を行い、会員の交流、社会参加を促進する。	補助金を有効活用し、事業を実施することで会員の交流、社会参加を促進する。	A	A	現状維持	今後も対象団体に補助金のあり方について理解を求めていくとともに、補助金の適正な交付を図る。
125	51	21	相談支援事業	非該当	障害者総合支援法	障害者(身体・知的・精神)障害児及びその家族	相談支援事業により、障害があっても地域で安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにする。	来所、訪問、電話等により相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行う。福祉サービスの利用援助、社会資源の紹介、専門機関等の情報提供、虐待の防止及び早期発見のため関係機関と連絡調整を行うとともに、権利擁護のための必要な援助を行う。	A	A	現状維持	計画相談支援事業所、地域相談支援事業所がうまく機能するために、連絡会を月1回開催する。必要に応じて地域の専門分野からのアドバイザーに入ってもらい体制をとり、事例検討や制度等の勉強会を行うことでお互いに勉強しあって人材を育てる。障害者虐待防止に関しては、広報活動を行うことで通報できるような体制づくりを行う。虐待防止や成年後見制度利用等の権利擁護に関わる、専門分野に必要な社会福祉士の確保に努める。
126	51	22	移動支援事業	非該当	障害者総合支援法	屋外での移動が困難な在宅の障害者等(障害者・障害児)	社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等、社会参加のための支援を行う。	対象者の支給申請に基づき、可であれば支給を決定する。対象者は指定事業所と個別で契約し、福祉有償運送等の移動支援を受ける。市は要した費用(委託料)を助成することで対象者の支援を図る。	A	A	現状維持	本事業の利用者に対し、利用申請時等に概況調査を行い、事業趣旨等の確認を行う。また、相談支援専門員が作成するサービス等利用計画を基に、適正な利用時間を支給決定するよう努める。事業所に対しては毎月の請求の際、事業趣旨に沿った請求指導を行い、請求の適正化を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
127	51	23	日中一時支援 事業	非該当	障害者総合支援法	障害者等(障害者・障 害児)や介護を行う者 もしくはその家族	障害者等の日中における活動を確保し、 家族の就労支援及び障害者等を日常的 に介護している家族の一時的な休息を目的とする。	対象者の支給申請に基づき、可であれば支給を決定する。対象者は指定事業 所と個別で契約し、事業所にて障害者等 の日中活動における場の提供を受けること ができる。また、家族等については、就 労時・緊急時等において、障害者等を事 業所に一時的に預けることで、介助にお ける負担を軽減することができる。市は 要した費用(委託料)を助成することで対 象者の支援を図る。	A	A	現状維持	本事業の利用者に対し、利用申請 時等に概況調査を行い、事業趣旨 等の確認を行う。また、相談支援専 門員が作成するサービス等利用計 画を基に、適正な利用時間を支給 決定するよう努める。事業所に対 しては毎月の請求の際、事業趣旨に 沿った請求指導を行い、請求の適正 化を図る。
128	51	24	地域活動支援 センター事業	非該当	北杜市地域活動支援 事業実施要綱	在宅生活を送っている 障害者(身体、知的、 精神)	閉じこもりがちな障害者が、地域におい て自立した日常生活や社会生活を営むこ とができるよう、交流のできる気軽に立ち 寄れる場を提供する。	障害者総合支援センターにおいて週5 回、創作活動(料理、絵手紙、習字、工 作、手芸等)・農園芸作業(野菜作り、花 の栽培等)・軽スポーツ(卓球、グラウンド ゴルフ、ベタンク、散歩等)・社会見学 のための外出等のプログラムを実施する。 できるだけプログラムが自主的にできる よう、指導員2名が支援しながら運営す る。来所が困難な方については、曜日 により地区ごとに送迎を行い、自分の車、 公共の交通機関を使える方や徒歩で来 られる方は自力で来所してもらう。	A	A	現状維持	・その日のプログラムに参加したくない 利用者への対応について、手芸 等の得意分野を活かせるボラン ティアに協力してもらう体制づくりを検討 する。 ・自車で来ることができる方や公共 交通機関を利用して来ることが できる方には、送迎車を利用せず に来ってもらう。また、1週間に利用 できる回数を平均的にする等の工夫 で、できるだけ多くの方に参加し てもらえる工夫に努める。社会福 祉協議会等による指定管理も考 えられるが、相談支援事業や障 害者虐待防止センターの機能を持 っているため、当面現状維持とす る。
129	51	25	意思疎通支援 事業	非該当	障害者総合支援法	聴覚、言語機能、音 声機能に障害があり、 意思疎通を図ることに 支障がある障害者	手話通訳者や要約筆記者を派遣し、聴 覚障害者等の意思疎通の円滑化を図 る。	派遣が必要な日の2週間前までに申込書 を提出してもらう。その必要性が認めら れる時に、手話通訳者や要約筆記者を派 遣し、聴覚障害者等と健聴者の意思疎 通を支援する。	A	A	現状維持	定期的に開催されている山梨県手 話通訳者設置事業市町村連絡会等 を活用し、近隣の市町村との統率を 図り、適正なサービス提供に努め る。
130	51	26	ボランティア養成 及び地域交流事業	該当	障害者総合支援法	障害を持つ方へのボ ランティアに興味のある 方、市内在住の障害 者とその家族及び 地域住民	地域で生活する障害者への理解を深め、 地域と障害者の橋渡し役が出来るボラ ンティアを養成する。障害がある方と その家族や地域住民と交流を図ること で、障害を持つ方が住みよい地域づ くりを進める。	障害者総合支援センターが支援の対 象としている3障害(知的・身体・精 神)について、講師から各障害につ いての概要や関わり方を学び、各障 害に対する理解を深め、地域活動 支援事業(デイケア)でのボラン ティア活動を行う。就労支援事 業所等の各種出し物及び出店販売 を行うことによって、地域住民に 就労支援事業等の活動内容を周知 するとともに、障害を持つ方と その家族や地域住民とが交流す る機会をつくり、障害に対する理 解の輪を広げる。	A	A	現状維持	平成24年度から登録済ボラン ティアに対して、地域活動支援 事業(デイケア)の活動報告や活 動への参加のお誘いを定期的に送 付する等、きめ細かな対応を行っ ている。月に一度ボランティア交 流会という日を決め、ボラン ティアが定着しやすい環境づく りに努める。地域交流事業につ いては、障害がある方と地域住 民がふれあえる内容を取り入れ る。
131	51	27	成年後見制度 利用支援事業	非該当	障害者総合支援法	成年後見の申し立て 費用または成年後見 人に対する報酬の補助 を受けなければ、成年 後見制度を利用するこ とができない、市内に 居住する方	成年後見の申し立て費用または成年後 見人に対する報酬の補助を受けるこ とで、成年後見制度を利用すること ができ、後見人等がつくことによ って本人の財産や権利を第三者 から守ることができる。	要件に該当する住民からの申請に 対し、成年後見の申し立て費用 及び成年後見人の報酬について の補助を行う。	A	A	現状維持	障害者への相談支援の中で、サ ービスを必要とする方に対して、 積極的利用を促していく。現在、 市の権利擁護センター設置に向 け、市民部が中心となり進めてい るが、権利擁護については高 齢者、障害者等のすみ分けはな く、今後必要不可欠な事業とな ることから、協力して取り組む。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
132	51	28	手話通訳士設置事業	非該当	障害者総合支援法	聴覚、言語機能、音声機能に障害があり、意思疎通を図ることに支障がある障害者	障害者の理解及び聴覚障害者と健聴者の意思疎通を円滑に図る。	市役所に手話通訳士を設置し、来庁した聴覚障害者等の意思伝達の仲介、手話通訳者・要約筆記者等の派遣調整、関係機関との連絡調整を行い、聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を推進する。	A	A	現状維持	聴覚障害者が安心して社会生活を行うため、今後も現状を維持する。	
133	51	29	手話奉仕員養成講習会事業	非該当	障害者総合支援法	手話奉仕活動に興味がある市民	聴覚障害者の良き理解者として広く手話奉仕活動を実践する奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにする。	日常会話程度の手話表現技術の習得をするために、手話奉仕員養成講習会を市社会福祉協議会に委託し実施する。(平成25年度から必須事業)	A	A	方法改善	・多くの方が受講できるよう、市広報紙・社協広報紙・CATV等を通じ周知を図る。 ・継続して受講できるよう研修内容の見直し、また、一度受講された方等のフォローアップや更なるステップアップにつなげるため、実施体制の精査を行う。	
134	51	30	訪問入浴サービス事業	非該当	障害者総合支援法	介護保険に基づく訪問入浴介護を受けることができない者で、この事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者等	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進に資する。	対象者の利用申請に基づき、可であれば利用決定する。対象者は、市が委託契約をしている事業所と契約し、サービスの提供を受ける。	A	A	現状維持	現状を維持する中で、福祉の増進を図る。	
135	51	31	ながさかりハビリセンター管理事業	非該当	北杜市ながさかりハビリセンター条例	障害者	機能回復訓練等を行うことにより、地域の中で健やかに暮らせるようにする。	平成26年度をもって指定管理者制度が終了し、平成27年度から直営。障害者を対象に機能回復訓練等を実施する場所の管理事業を行う。	B	B	方法改善	隣接するNPO法人の利用等により、有効な活用を図る。	
136	51	32	障害者総合支援センター管理事業	非該当	北杜市障害者総合支援センター条例	障害者総合支援センター	適切な管理を行う。	障害者の相談支援事業、地域活動支援事業等を行うため、施設の維持管理を行う。	A	A	現状維持	現状の管理を維持することを基本とし、問題点が発生した場合には適切に対応する。	
137	51	33	パル・実郷管理事業	非該当	・障害者総合支援法 ・北杜市障害福祉サービス事業所条例	障害者	就労の場、創作的活動、生産活動の機会等を提供することにより、障害者の福祉の増進や自立の促進を支援する。	パル・実郷の運営事業を、社会福祉法人高根福祉みのりを指定管理者として委託する。市が支給決定した者と契約し、障害者総合支援法に基づく福祉サービス(生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型)を提供する。	A	A	廃止/休止	より充実した市民サービスを提供するため、事業や施設運営等に民間の活力を積極的に活用する中で、公共施設の有効な運営を目的に、適切な方法での有償譲渡を検討する。	
138	51	34	タクシー利用料金助成事業	非該当	山梨県福祉タクシーシステム事業費補助金交付要綱	重度心身障害者(児) ※普通・軽自動車税の減免を受けていない方	行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る。	対象者の申請に基づき、タクシー利用券(650円×36枚以内)を交付する。	A	A	現状維持	現状を維持する中で、障害者の行動範囲の拡大と社会参加の促進を図る。	
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	28
										方法改善	4	民間委託等	0
										縮小	1	終期設定/統合	0
										廃止/休止	1	合計	34

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
子育て支援課										
139	52	1 子ども・子育て 会議事業	非該当	・子ども・子育て支援 法 ・北杜市子ども・子育て 会議条例	「北杜市子ども・子育て 支援事業計画」の 基本施策等	進捗状況の評価検証及び意見聴取	市子ども・子育て支援事業計画の基本施策等について、計画期間である平成27～31年度の進捗状況について評価検証を行う。また、子育て施策全般について必要に応じ意見を聴取し、施策に反映させる。	A	A	現状維持 年度当初に課内で検討を行い、計画的に実施する。
140	52	2 要保護児童対策 地域協議会 事業	非該当	児童福祉法	要保護児童、要支援 児童、特定妊婦	要保護児童等に対して、適切な保護または適切な支援を図る。	要保護児童等に関する情報、適切な保護または適切な支援を図るため関係機関と必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。	A	A	方法改善 個人情報の保護を重視しつつ、庁内・庁外各機関とより緊密な連携を図るため、ルール等の整備について、検討を行う。
141	52	3 家庭児童相談 室運営事業	非該当	・児童福祉法 ・北杜市家庭児童相 談室設置要綱	18歳未満の児童に関 する相談	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上に関する相談業務の充実を図る。	電話・面接・訪問等により、養育相談・心身障害相談・非行相談・育成相談等を行う。	A	A	拡大・充実 ・要保護児童対策地域協議会で周知や情報共有のルール等の検討を進める。 ・市総合戦略の中で、総合的な子育て支援策を充実させる観点から、秋田分園の有効活用の一環として総合窓口の増設を検討する。
142	52	4 ファミリーサ ポートセンター 運営事業	非該当	北杜市ファミリー・サ ポート・センター事業 実施要綱	市内に居住し、概ね 生後3カ月以上の乳 幼児から12歳までの 小学生と、養育する保 護者	育児を支援することにより、子育てと仕事等の両立を図り、安心して子どもを産み育てることのできる社会づくりを推進する。	地域において育児の援助を行いたい者(協力会員)と育児の援助を受けたい者(依頼会員)を組織化し、市がアドバイザーを設置し、連絡調整を行う中で、育児の援助を行う。	A	A	拡大・充実 ・様々な媒体を利用し、周知を図る。また、協力会員の養成講座を複数回実施することにより、会員数の増加、質の向上を図る。 ・市総合戦略の中で、総合的な子育て支援策を充実させる観点から、利用料金等について検討する。
143	52	5 つどいの広場 事業	非該当	児童福祉法	乳幼児(概ね0～3歳) とその保護者	子育て中の保護者の子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備することにより、地域の子育て支援機能の充実を図る。	市内5カ所のつどいの広場において、子育てアドバイザーが子育て親子に次の事業等を行う。 ・子育て親子の遊びの場等の提供と交流の促進 ・子育て等に関する相談、援助の実施 ・地域の子育て関連情報の提供 ・子育て及び子育て支援に関する講習等の実施	A	A	拡大・充実 閉所中の子育て支援施設の活用や休日開所も含め、市子ども・子育て会議で意見を伺いながら、検討を行う。
144	52	6 放課後児童ク ラブ事業	該当	・児童福祉法 ・北杜市放課後児童 クラブ条例 ・北杜市放課後児童 クラブ条例施行規則 ・放課後児童クラブガ イドラインについて	市に住所を有する児 童及び市内小学校に 在籍する児童で、保 護者が就労等により 保育に欠ける小学生 (平成27年度から小 学6年生まで拡大)	保護者の就労を容易にするとともに、児童に対し生活と遊びの場を与え、児童の健全な育成を行う。	小学校の放課後や夏休み等の長期休業中に指導員の指導の下、児童が遊びや生活を通して成長発達することを基本として指導等を行う。	A	A	拡大・充実 ・高根地区の小中学校統合に係る放課後児童クラブ事業の実施については、教育委員会等と連携し、計画的に行う。 ・高学年向けの保育のあり方等については、市子ども・子育て会議の意見を伺いながら検討する。 ・保育料の見直しについては、公平性の確保と少子化・定住促進の観点から、市総合戦略の中で検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
145	52	7	児童館運営事業	非該当	児童福祉法	18歳未満の児童	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情緒を豊かにするとともに、子どもクラブ、母親クラブ等の地域組織活動の育成助長を図る。	・健全な遊びを通じて、児童の集団及び個別指導の実施並びに中高校生等の自主的な活動に対する支援を行う。 ・母親クラブ、子どもクラブ等の地域組織活動の育成助長及びその指導者の養成を図る。 ・子育てに対して不安や悩みを抱える母親からの相談に応じる等、子育て家庭の支援を行う。	A	A	拡大・充実	児童館機能を改善するため、中央図書館と検討を行う。
146	52	8	放課後子ども教室事業	非該当	山梨県放課後子どもプラン推進事業費補助金交付要綱	市に住所を有する小学生	放課後の子どもたちを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、地域の協力者を得る中で、勉強や遊び、文化活動や交流活動等を行い、子どもたちの健全育成を図る。	地域の方々にスタッフとして協力していただき、子どもたちに学習や様々な体験・交流活動を行い、地域社会全体の教育力の向上を図るとともに、子どもたちの健全な育成を推進する。	A	A	拡大・充実	ボランティアの確保が必須であるため、地域の幅広い方々に声をかけ参加を促す。また、放課後児童クラブとの連携についても、コーディネーターの協力を得る中で推進する。なお、地域全体(各町)での教室実施に向け課題を整理し、より充実した活動を行う。
147	52	9	小淵沢共同福祉施設維持管理事業	非該当	北杜市共同福祉施設条例	小淵沢共同福祉施設	維持管理する。	小淵沢共同福祉施設について、当課で所管するつどいの広場事業である「ひまわりルーム」、介護支援課、健康増進課等で行う事業を実施しているため、複合的な福祉施設として維持管理を行う。	A	A	方法改善	使用方法・費用負担について、関係部署と検討を行う。
148	52	10	出産祝金支給事業	非該当	北杜市出産祝金支給規則	本市に在住して、出産し、その後新生児とともに定住する意思を有する養育者	少子化対策のため、乳児の健やかな成長に寄与し、定住促進と市の活性化を図る。	出産前6か月以上本市に住所があり、出産後も本市に新生児とともに5年以上定住する意思のある養育者に支給する。(第2子50,000円、第3子300,000円、第4子以降500,000円)	B	B	方法改善	事業の再検討にあたっては、市総合戦略において、子育て支援策の充実を基本目標としていることから、その方向性について総合的な観点から、市子ども・子育て会議の意見を伺う中で検討する。
149	52	11	ファミリーサポートセンター利用料補助事業	非該当	北杜市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	市内に居住し、概ね生後3か月以上の乳幼児から12歳までの小学生、養育する保護者	ファミリー・サポート・センターの利用促進を図るとともに、利用料の補助を行い、依頼会員の経済的負担の軽減を図る。	月曜日～金曜日の午前7時～午後7時までは1時間当たり700円、その他の場合は1時間当たり800円の利用料を依頼会員が協力会員へ支払うが、市では依頼会員へ利用1時間につき200円の利用料助成を行う。	A	A	拡大・充実	総合的な定住促進・子育て支援策の中で、利用料・補助額について検討する。
150	52	12	チャイルドシート購入補助事業	非該当	北杜市交通安全対策乳幼児補助装置購入補助金交付要綱	年齢6歳以下の乳幼児の保護者であって、市内に住所を有する者	自動車内の乳幼児の安全確保に資するため、チャイルドシート着用の普及推進を図るとともに、子育ての経済的負担の軽減を図る。	保護者からの申請により、チャイルドシート等の購入費用の2分の1(限度額2万円)を助成する。	B	B	方法改善	次世代育成支援対策地域協議会等での評価の結果、廃止もやむを得ないとの意見をいただいているが、市総合戦略において子育て支援策の充実を基本目標としていることから、その方向性について総合的な観点から、市子ども・子育て会議の意見を伺う中で検討する。
151	52	13	子ども医療費助成事業	非該当	・北杜市子ども医療費助成金支給条例 ・北杜市子ども医療費助成金支給条例施行規則 ・山梨県乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱	市内に住所を有する小学校6年生までの子どもの保護者等	子どもにかかる医療費の一部を助成し、子育ての経済的負担を軽減するとともに、子どもの健やかな成長に寄与する。	小学6年生までの子どもの入院・通院にかかる医療費の一部負担金の額を、保護者に対し医療費助成金として支給し、医療費を無料にする。助成金の支給は、窓口無料化または償還払いによって行う。	A	A	拡大・充実	年度内での引き上げに向けて、関係部署等の調整を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
152	52	14	子育て応援企業等支援事業	非該当	北杜市子育て応援企業等認定制度実施要綱	市内に事業所のある子育てに積極的に取り組む企業及び事業所	子育て支援に積極的な企業等を子育て応援企業として認定し、取組内容等を紹介して、市全体として子育てを応援する。	子育て支援に積極的な活動を行っている企業等を子育て応援企業に認定し、認定証を交付する。子育て応援企業は、広報紙・ホームページで取組内容等を紹介し、企業等の活性化を図り、市全体として子育てを応援する。	A	A	方法改善	差別化の考え方として、働きながら子育てをする保護者に配慮した職場環境等の整備面をメインに推進していく。市子ども・子育て会議等で意見をいただく中で検討する。
153	52	15	出産祝記念品贈呈事業	非該当	北杜市出産祝金支給規則	第4子以降の出産祝金申請者で希望する養育者	市長が訪問し、記念品を贈呈、祝福する。	申請者の希望により市長が訪問し、敬意と祝意を表すために記念品を贈呈する。	B	B	縮小	出産祝金支給事業と併せ、その方向性について総合的な観点から、市子ども・子育て会議の意見を伺う中で検討する。
154	52	16	保育事業(保育園バス)	該当	児童福祉法	保育園児の送迎、園外活動への使用	園児と保護者の利便性を確保するために通園バスによる送迎を行うとともに、園外での保育活動を充実させる。	長坂保育園・日野春分園・小泉分園・白州保育園・武川保育園の保護者から利用申込みを受け、送迎を行うとともに、市内の公立保育園で行う遠足、プールへの送迎や園外活動に活用する。	B	B	方法改善	市総合戦略において重点的に取り組む、子育て世代の移住定住を図るために、今後の保育園運営やその他の子育て支援施策と総合的に検討することから、当面の間は現状のまま運行する。全体的な子育て支援事業計画を踏まえた中で見直しを検討するとともに、市子ども・子育て会議で意見を伺う。また、園外活動でのバスの活用を充実することも検討する。
155	52	17	保育事業(保育園バス以外)	該当	児童福祉法	市内に住所を有し、保護者が労働等により児童の保育ができないと認められる小学校就学前の児童	保護者の労働、疾病、親族の介護等により、家庭において児童の保育ができない場合に児童を保育し、子育て支援の充実と少子化対策を推進する。	安心して子どもを預けて仕事等が行えることは、子育て支援として最良な事業であり、将来の北杜市を担う子どもたちへ育ちの場を整え、適切な保育環境を維持していくことは、自治体の責務として根幹をなす事業である。	A	A	拡大・充実	入園調整を各保育園と行い、保育士等の待遇改善を図る中で、保育園人材バンクへの保育士の登録等、保育士の確保に努めつつ、保育士を配置しながら保護者の希望に応じていく。さらなる保育士の確保が必要になることから、大学等と連携し、実習生の受け入れを拡大する中で雇用に努める。また、子育て世代の経済的負担を軽減するため、保育料第2子以降無料化を維持するとともに、認可外保育園について検討する。
156	52	18	保育施設維持管理事業	非該当	児童福祉法	市立保育園14カ所の維持及び管理	保育を行うための園舎、園庭、プール、遊具等を維持管理することはもとより、火災予防や防犯等も含めて適切に管理する。	消防設備点検、特殊建築物定期検査等を実施し、結果を踏まえて保守、修繕、工事を実施する。また、通常の維持管理を適正に行い、保育に支障のない状況と安全を確保する。	A	A	方法改善	緊急性がある修繕については、補正予算等に対応することとし、大規模な修繕等が必要なものは、市公共施設等総合管理計画の中で検討するとともに、市子ども・子育て会議で意見をいただく中で、施設整備計画を作成し、再配置・大規模改修等により、子どもたちの安全面に配慮した効率的・効果的な維持管理を検討する。
157	52	19	母子相談員事業	非該当	北杜市母子相談員設置要綱	ひとり親家庭	ひとり親家庭について、心配事や生活面の不安を解消し、生活意欲の向上を図り、その福祉の増進に努める。	ひとり親家庭を対象に身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行い、生活意欲の向上を図る。	A	A	方法改善	広報紙での紹介や地区の合同相談会へ出向いたり、市の母子自立支援員と一緒に市内保育園を訪問しているが、認知度は低い状況にある。そのため、市の窓口に児童扶養手当やひとり親医療の申請に来た市民に向けチラシを配布したり、相談員が子どもの集まるイベント等に参加してもらう等のPR活動を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
158	52	20	母子家庭等自立支援給付金事業	非該当	・北杜市母子家庭等自立支援給付金支給要綱 ・北杜市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 ・北杜市高等技能訓練促進費等実施要綱	市内在住の母子家庭の母または父子家庭の父 ※母子及び寡婦福祉法第17条に定める配偶者のないもので現に児童を扶養しているものをいう。以下「ひとり親家庭の親」という。	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就職の促進を図る。	ひとり親家庭の親の雇用の安定及び就職の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第31条に規定する母子家庭等自立支援給付金(自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費、入学支援修了一時金)を予算の範囲内において支給する。	A	A	現状維持	市役所内にある就労支援を行うほくとハッピーワークを通じ、該当になりそうな方に制度を周知し、制度の利用を促す。	
159	52	21	ひとり親家庭医療費助成事業	非該当	・山梨県ひとり親家庭医療費助成事業費補助金交付要綱 ・北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例 ・北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則	市に住所を有するひとり親家庭の父または母及び児童(満18歳に達する日以後最初の3月31日までにある者)	ひとり親家庭の親と子に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の精神的、経済的負担を軽減し、保健の向上と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭の親と子に対して、医療費の一部負担金として負担すべき額を医療費助成金として支給し、医療費を無料化する。医療費助成金の支給は窓口無料化または償還払いによって行う。対象者の所得税が非課税等の所得制限がある。	A	A	現状維持	制度に基づき、適正な事務に努める。	
160	52	22	母子及び寡婦福祉資金利子補給事業	非該当	北杜市母子及び寡婦福祉資金等利子補給規則	県の母子及び寡婦福祉資金の貸付けを受けた者	母子及び寡婦福祉資金の利子補給を行い、母子寡婦世帯の負担を軽減し、福祉の増進を図る。	母子及び寡婦福祉資金の貸付けを受けている者からの申請により、その資金の利子補給をして、母子寡婦世帯の福祉の増進を図る。	A	A	現状維持	広報紙等で制度の周知を図る。	
161	52	23	母子父子寡婦福祉連合会助成事業	非該当	北杜市補助金等交付規則	北杜市母子父子寡婦福祉連合会	市母子父子寡婦福祉連合会の活動に補助金を交付することにより、母子父子寡婦家庭の支援を行う。	市母子父子寡婦福祉連合会の活動に対し、補助金を交付する。	A	A	現状維持	母子相談員や様々な機会を通じ、市母子父子寡婦福祉連合会の案内・周知等を行う。	
今後の方向性についての集計(2次評価:子育て支援課) 単位:件										拡大・充実	9	現状維持	5
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										方法改善	8	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										縮小	1	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										廃止/休止	0	合計	23
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										拡大・充実	9	現状維持	33
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										方法改善	12	民間委託等	0
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										縮小	2	終期設定/統合	0
今後の方向性についての集計(2次評価:福祉部) 単位:件										廃止/休止	1	合計	57

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
環境課												
162	61	1	河川等水質調査事業	非該当	環境基本法	市内の河川、湖沼、湧水等	市内を流れる河川66カ所、須玉町内産業廃棄物処理場、長坂町内工場排水、マルジョウ化工周辺泉川の水質調査を行い、環境基準等を参考に現状の水質状況等を把握する。	専門機関に水質調査を依頼・実施する。継続調査を行うことで監視の強化を図り、水質管理を行う。	A	A	現状維持	平成27年度実施時において、調査採取箇所の現場を立会い、確認することで、より必要性があるか検討する。
163	61	2	オオムラサキセンター管理事業	非該当	北杜市オオムラサキセンター条例	オオムラサキセンター	オオムラサキが生育する自然環境を保全し、市民の知識を深め、教養の向上を図り、もって市の有する文化、自然資源を活用した地域づくりに寄与する。	オオムラサキセンターを環境教育施設として、適正な維持管理を行う。(平成23年度から指定管理者による運営)	A	A	現状維持	「施設の価値」について、更に見直し・検討を行う。また、情報通信サービスを利用し、引き続き情報発信を行う。
164	61	3	環境活動推進事業	非該当	環境基本法	市民・事業者	環境の保全を図る。	市環境基本計画の実現に向けて、市民・事業者・市それぞれの役割、責任、環境への取り組みを確認するため、環境審議会を開催する。	A	A	現状維持	定期的に環境審議会を開催し、市民・事業者・市それぞれに対し、5つの基本方針による取組内容の確認を重点的に行う。
165	61	4	住宅用太陽光発電システム設置費補助金	非該当	北杜市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱	市内に住所があり、自ら所有し居住する住宅に太陽光発電システムを設置した市民	初期費用の大きな太陽光発電システムに対し、補助金を交付し、自己負担の軽減を図ることにより、市内の住宅太陽光発電システム導入を促進し、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図る。	市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定に基づき、最大出力1kWあたり25,000円の補助金(上限20万円)を予算の範囲内で交付する。	A	A	現状維持	地方公共団体において再生可能エネルギーの普及を推進することは極めて重要であり、その意思表示にもなることから、今後も事業を継続する。また、太陽光のみならず他の再生可能エネルギーや省エネルギー対策も検討する。
166	61	5	六ヶ村堰水力発電所管理・運営事業	非該当	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律	川俣川の利水である村山六ヶ村堰農業用水路を利用した流込み式の水力発電	目標とする年間発電量224万kWhを達成するため、適正な維持管理に努め、安定した運転を継続する。	発電方法は、用水路の上流部で最大0.5m ³ /sの取水を行い、延長1.27km、総落差85mの流水を利用して最大出力320kWの発電を行う。年間では、約224万kWhの発電量が確保でき、大門浄水場の年間電力として送電を行う。また、月次・年次点検、遠方監視システムにより24時間体制で管理する。	A	A	現状維持	気象情報や発電状況等を的確に把握し、関係者間の連携を強化することで、より迅速な対応を行う。同時に保守管理体制の見直し等を行い、ランニングコストの削減を図りつつ、安定的な発電を目指す。
167	61	6	小水力発電普及拡大事業	非該当	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・新エネルギー法	小水力発電	市には、小水力発電の適地が存在することから、あらゆる主体による積極的な導入を図り、地球温暖化・エネルギー問題に寄与する。	官民パートナーシップによる小水力発電共同導入事業により、平成24年3月に新たに3カ所の小水力発電が竣工、運転開始したことから、事業概要・施設紹介等を含む小水力発電の普及啓発を実施する。共同事業は、全国でも珍しい先進的事例として注目を集めており、広くPRすることで市の環境分野でのブランドイメージアップを図る。(施設定期見学会、展示パネルによる普及啓発、パンフレットによる普及啓発)	A	A	現状維持	市の負担軽減を図りながら市内への小水力発電を開発する方法として、民間活力を最大限活用した普及策を講ずることが有効であり、官民連携による小水力発電共同導入も検討する。また、平成26年4月に設立した市新エネルギー推進機構とも連携し、事業を推進する。
168	61	7	北杜サイト施設管理・運営事業【新エネルギー事業特会】	非該当		北杜サイト太陽光発電所	適正な維持管理に努め、安定した運営を行う。また、大規模太陽光発電システムの普及拡大に向け、視察等の受け入れを行うとともに、様々な実証研究を継続する。	平成23年度から市営の発電所となった。収入となる売電については、毎年公募により売電先を決定している。保守管理については、第2種電気主任技術者を選任できる業者に委託し、維持・管理に努め、必要に応じて設備の更新を図る。また、実証研究施設であったことから、視察者の受け入れを行うとともに、地球温暖化対策・新エネルギーへの理解を深めるため、情報発信、また必要な整備・研究協力を行う。	A	A	現状維持	地球温暖化問題への理解促進を図るため、視察、見学者の受け入れや、研究フィールドとしての利活用も行き、PVモジュールの実環境における特性比較として経年劣化の傾向分析、その他必要な調査・研究について継続して行う。また、市営の発電所として、設備の改良も検討する必要がある。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
169	61	8 まるごとメガ ワットソーラー 事業	非該当		市内公共施設等	公共施設への太陽光発電設備の導入を図る。	市のシンボルである太陽光(発電)を市全域にバランス良く設置することにより、地域間の整備割合のバラツキを是正し、より効果的に個性を最大限に発揮した活力ある太陽のようなふるさとづくりを目指す。具体的には、計4メガワットの太陽光発電の導入を目標とする。	A	A	現状維持 適切な時期に、有効な補助事業や新エネルギー事業特別会計繰入金を活用する。再生可能エネルギー電源は防災に役立つものであることから、公共施設設置箇所等を精査する中で導入する。
170	61	9 新エネルギー 推進等事業	非該当		新エネルギー政策・事業	後世に持続可能となる社会を実現する。	・新エネルギー推進機構事業 ・クリーンエナジー清里太陽光発電事業(官民パートナーシップ) ・再生可能エネルギーの普及促進やクリーンエネルギー利活用の検討等、新エネルギーに関する検討・推進	B	B	現状維持 市総合戦略に絡めた市再生可能エネルギービジョンの策定を行う。これに伴い、今後の市の新エネルギー施策のあり方や方向性を定め、実施する。
171	61	10 環境教育普及 啓発事業	非該当	・環境保全活動・環境教育推進法 ・学校教育法	学校、子ども団体、コミュニティ等	環境問題に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全に参加する態度と環境問題解決のための能力を身につけることにより、行動に結びつく人材の育成を目指す。	市、グリーン北杜、キープ協会等が連携し、教室内学習、屋外体験等の学習会を実施する。メニューは、エネルギー、温暖化、廃棄物、自然保護、消費生活等日常的な内容で構成し、体験型授業を中心とした学習会を開催する。(環境学習プログラム、環境教育リーダー養成講座、子ども環境教育フェスタ開催事業、幼児教育プロデュース事業)	A	A	拡大・充実 参加者の増加を図るため、広報紙等を活用して広く情報発信し、事業啓発を強化する。また、教育委員会と連携した環境教育のあり方について検討し、日々変化する環境問題とその対策について最新の情報を提供できるよう、プログラム内容の見直し・拡充を図るとともに、地域に根ざした環境学習指導者の育成・掘り出しを行い、地域資材を積極的に活用した学習会を推進する。また、「南アルプスユネスコエコパーク」を活用した環境教育を通じ、地域の環境保全や環境問題に自ら考え進んで取り組む人材育成を図る。
172	61	11 地球温暖化防 止推進事業費 補助金	非該当	・北杜市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会活動補助金交付要綱 ・地球温暖化対策の推進に関する法律	市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会	地域に根ざした活動を展開している協議会を支援することで、事業の発展的展開を促し、地球温暖化問題等を地域から考え行動する力の育成を図る。	市地球温暖化対策・クリーンエネルギー推進協議会活動補助金交付要綱に基づき、提案された事業の事業費に対して、補助金を交付する。	A	A	現状維持 市民の自主的な活動により、これまで多くの市民の環境意識向上を図っている。今後もより多くの市民の地球温暖化防止対策活動参加への動機付けにつながるよう支援する。さらに、自主財源の確保に努める等、事業開催経費面においても自主性を発揮できる組織にし、協議会が自立し、発展的に活動展開できるよう支援する。
173	61	12 地球温暖化対 策地方公共団 体実行計画実 施推進事業	非該当	・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律	・市が設置している事業所(公共施設) ・原油換算エネルギー使用量1,500 ^千 kgである特定事業者となる市	・平成18年度のCO ₂ 総排出量を平成24年度までに6%削減する。 ・平成21年度ベースに年1%以上のエネルギー消費単位の低減に努める。	各課等に推進員を配置し、市職員全員でCO ₂ 排出量の削減目標に向けた率先行動を行うことにより、事業者・市民の地球温暖化防止への自主的な取り組みの促進を図る。	A	A	現状維持 二酸化炭素削減に向け、職員一人ひとりが自覚を持って行動し、課単位での取り組みを継続して行う。また、施設設備についても全庁的に検討を行い、古い電化製品や省エネ照明の入れ替えを視野に検討する。削減率の取組状況の結果等を検証し、対策を検討する。
174	61	13 緑のカーテン 推進事業	非該当		市民等	身近で取り組みやすい地球温暖化対策の一つとして「緑のカーテン」の推進を図る。	本庁舎に「緑のカーテン実証展示」を設置し、市民や来庁者に対して「緑のカーテン」の取り組みを見せる場の提供を行う。さらに、「緑のカーテン」から収穫できる野菜を使用した「緑のカーテンエコクッキング講座」を開催し、より身近に「緑のカーテン」の魅力を実感してもらう。	A	A	現状維持 地球温暖化防止対策の一環として、実証展示を継続する。また、今までの資料を使用する中で、必要最低限の予算で実施し、広報紙やホームページ等を活用しながら、普及啓発を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
175	61	14	動物愛護対策事業	非該当	山梨県動物の愛護及び管理に関する条例	動物の飼い主等	適正な飼育と管理を行う。	犬の登録、飼育マナーを啓発する。	A	A	現状維持	広報紙やホームページ等で最新情報を周知する。また、中北保健所や動物愛護指導センターから協力いただき、活動の幅を広げるよう努める。
176	61	15	動物愛護対策助成金	非該当	北杜市犬及び猫の不妊・去勢手術費補助金交付要綱	動物の飼い主	捨て犬、捨て猫の増加及び被害の防止を図る。	捨て犬・猫の増加及び被害を防止するため、手術費の一部を助成する。	C	C	縮小	飼い犬は原則係留されているため、むやみに野良犬が急に増加しない。また、飼い犬は登録制であり、野良犬との区別も可能である。よって、犬については補助金の見直し(廃止)に向け、概ね平成28年度内までに検討を進め、ホームページやCATV等で広く広報を行う等、周知徹底を行う。
177	61	16	地域環境美化活動(地域環境委員)推進事業	非該当	北杜市地域環境委員設置規則	市民	生活環境の保全を図る。	地域環境委員会を開催し、環境関連について行政との連絡調整や、ごみ減量化の推進、ごみ及び資源物収集所の管理等の依頼、指導を行う。	A	A	現状維持	各地域環境委員と協力する中で、対応する。
178	61	17	適正処理困難物等の収集事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	通常収集出来ない一般廃棄物(適正処理困難廃棄物)	年1回、各町に回収場所を設定し、有料収集を実施する。	一般廃棄物は、市町村に処理義務があるが、広域処理施設で処理出来ない廃棄物(タイヤ、農機具、バッテリー、スプリング入りマット、ボイラー、温水器等)及び一辺が1.5mを超える大型粗大ごみについては、年1回町毎に有料収集を実施し、市で一括処理する。	A	A	現状維持	適正処理困難物等の収集は、市環境事業共同組合と各総合支所の連携において実施しているため、準備から片付けまで計画的に行う。
179	61	18	環境パトロール実施事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市内で発生する不法投棄	不法投棄による環境汚染の拡大等を防止するとともに、投棄物の撤去を行い、生活環境の保全を図る。	峡北シルバー人材センター及び中北廃棄物対策連絡協議会監視パトロール員による監視活動、不法投棄物の撤去処理を実施する。	A	A	現状維持	各町のパトロールの人員及び日数、ルートの実績値を基に各総合支所と検討する。
180	61	19	一般廃棄物収集・運搬事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	住民が排出する生活系一般廃棄物	市一般廃棄物処理基本計画に従って、生活環境の保全上支障が生じないよう、収集、運搬を行い、処分する。	生活系一般廃棄物について、リサイクル推進事業との連携により減量化を推進するとともに、確実な収集運搬処理を実施する。	A	A	現状維持	委託先である市環境事業協同組合と協議し、より安全、効率を高め、より経費削減を図れるような収集運搬体系を検討する。また、各地区の地域環境委員に協力いただき、ごみ及び資源の分別化と併せ収集所の整理整頓に努め、搬出作業時間の短縮を検討する。
181	61	20	生ごみ処理機、ごみステーション設置費補助金	非該当	・北杜市生ごみ処理機(容器)購入補助金交付要綱 ・北杜市ごみ及び資源物収集所施設設置補助金交付要綱	・生ごみ処理機:家庭から排出される生ごみ ・収集施設:各自治会等へ管理をお願いしているごみ及び資源物収集所	・生ごみ処理機:ごみの発生抑制による減量化、資源化の強化を図る。 ・収集施設:収集施設の整備による生活環境の保全、環境衛生の向上を図る。	生ごみの発生源における発生抑制や資源化を促進することから、ごみの減量化・資源化に繋がることから、処理機や処理容器の購入に補助金を交付する。また、自治会等で管理することとなっているごみ及び資源物収集所の新設、補修等について、生活環境の保全という観点から積極的に整備するよう補助金を交付する。	A	A	現状維持	生ごみ処理機は、内容を再確認しながら、広報紙やCATVを活用し普及啓発を行う。また、ごみ及び資源物収集所は、現状の利用状況やその設置までの経過・計画を確認し、設置する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
182	61	21	リサイクル推進事業(収集・運搬・処理)	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	一般廃棄物の総排出量に対する資源物の割合(資源化率)	資源化率の向上を図る。	一般廃棄物の分別排出の徹底を推進し、適正な資源分別収集・運搬・処理により資源化率の向上を図る。	A	A	現状維持	地域環境委員会において、資源物の分別や排出方法を指導することで、各収集所における分別化を図ることができるため、今後も委員を中心に啓蒙周知を行う。		
183	61	22	分別収集マニュアル、収集袋等作成事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市民が生活系一般廃棄物の排出に使用するごみ収集袋及び分別方法の詳細を明記した分別マニュアル	ごみ収集及び分別マニュアルにより、ごみ及び資源物の適正な分別を行い、資源化を推進するとともにごみの減量化を図る。	3種類のごみ収集袋(もえる・もえない・資源物)を作成し、商工会を通じて市民へ販売し、品目毎に収集袋で排出する。品目毎の分別方法については、分別マニュアルを市内各戸へ配布し、ごみの適正な分別の徹底や減量化・資源化を推進する。	A	A	現状維持	住民アンケート、地域環境委員の意見を集約する中で、住民のニーズに適応したごみ収集袋を検討する。また、必要に応じて分別マニュアルを増刷し、新規転入者へ広く周知を行う。		
184	61	23	北部ふるさと公苑一般管理事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市北部ふるさと公苑	一般管理業務を行う。	し尿処理業務については、指定管理者により行われており、協定に基づく施設の一般管理部分(汚泥・焼却灰の排出、地域対策補償料、火災保険料等)に関する業務を行う。	A	A	現状維持	指定管理者からの情報収集、連携を図る中で、計画的に修繕を進める。		
185	61	24	北部ふるさと公苑施設点検・修繕事業	非該当	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	市北部ふるさと公苑	機器点検・修繕業務を行う。	し尿処理業務については、指定管理者により行われており、協定に基づく機器の点検・修理に関する業務を行う。	A	A	現状維持	指定管理者からの情報収集、連携を図る中で、計画的に修繕を進める。		
186	61	25	公害調査対策事業	非該当	・騒音規制法 ・振動規制法 ・悪臭防止法	住民からの苦情及び各公害規制法による届出書の受付	問題の解決及び受付処理を行う。	河川水質等公害対策調査費に係る委託料を支出する。	A	A	現状維持	課内で十分検討・打ち合わせを行う中で、統一した見解で対応する。また、必要に応じて現地調査や分析を行う等、早期発見早期解決を図る。		
187	61	26	自動車騒音常時監視事業	非該当	騒音規制法	自動車騒音の常時監視	騒音測定を行い、道路に面する地域の住居等における道路騒音レベルと環境基準を比較することにより、道路騒音の現状を把握する。	市内道路上の騒音の測定及び周辺住居等への影響を調査し、結果を年度毎に環境省へ報告する。	A	A	現状維持	委託業者と連携を図りながら、事業を実施する。		
今後の方向性についての集計(2次評価:環境課) 単位:件											拡大・充実	1	現状維持	24
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	1	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	26

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
上水道課													
188	62	1			市内水道施設	水道施設の整備を計画的に実施し、水道水の安定供給を図る。	統合簡易水道国庫補助金を活用し、市内の浄水場・配水池の築造、導配水管等布設、遠隔監視設備の設置を実施し、水道水の安定供給を図る。	A	A	現状維持	簡易水道統合整備事業として、統合簡易水道国庫補助金を活用し、平成23～28年度までの計画で浄水場・配水池・導配水管の整備を実施する。平成27・28年度において、遠隔監視システムの整備(計装設備含)も行う。各配水池に監視システムを導入することにより、計測したデータの集中監視と解析が可能となり、施設管理の効率化が図られ、安定した水道水の供給ができる。整備最終年度(平成28年度)に向け、効率的かつ有効な整備事業の内容を精査し、事業を実施する。		
189	62	2		・地方公営企業法 ・簡易水道事業法適用化推進要領	市簡易水道事業	簡易水道の統合整備により、更なる経営基盤の構築と経営の効率化を踏まえた市上水道事業の創設を目的とする。	上水道事業への移行及び地方公営企業法の適用に向け、水道施設・管路等の固定資産調査及び評価を行い、統一的な財務書類作成の前提となる固定資産台帳を整備する。	A	A	現状維持	固定資産評価にあたり、既存の水道台帳情報管理システムを活用し、評価の手法を簡易整理手法(合併前)と標準整理手法(合併後)へと評価の精度を高め、平成28年度までに全ての簡易水道事業の固定資産台帳を策定する。		
190	62	3		・水道法 ・北杜市簡易水道事業の設置等に関する条例 ・北杜市簡易水道給水条例	市簡易水道事業に加入する水道水受給者	安全で安定した水道水の確実な供給を図る。	各上下水道センターを拠点として、次の業務を実施する。 ・簡易水道施設の恒常的な運営及び維持管理を行う。(一部委託) ・簡易水道施設の修繕を行う。 ・末端における水質検査を行う。(委託) ・水道原水の水質検査を行う。(委託) ・水源を確保する。(使用料負担) ・水源を保全する。(協議会加盟)	B	B	方法改善	<ul style="list-style-type: none"> ・各施設の正確な配水能力の把握に努め、効率的かつ安定性のある施設運営を行うとともに、施設の長寿命化について計画・実施する中で、様々な費目において縮減化を図る。(滅菌薬の減量化、電気料の節約、計装機器の一元化によるリース料削減、修繕費の抑制) ・現在、各センターで在庫管理している補修資材を一元管理し、在庫量の適正化を図ることにより、不動産在庫を削減する。 ・緊急修繕工事の請負単価の統一化により、修繕費の抑制を図る。 ・水道メータ法定交換工事の契約方法の見直しにより、工事請負費を抑制する。 ・業務の一部を民間に委託することにより、事務分掌の整理と業務の専門特化を同時に図り、事業効率の向上に努める。 		
今後の方向性についての集計(2次評価:上水道課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	2
										方法改善	1	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	3

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
下水道課													
191	63	1	社会資本整備 総合交付金・ 汚水処理交付 金事業(下水 道事業)【下水 道事業特会】	非該当	下水道法	公共下水道整備区域 の住民	住民の生活環境の向上及び公共用水域 の水質保全を図る。	し尿と生活雑排水を汚水処理場で処理す るため、排水管渠を新設し、各戸に公共 枘を設置する。	A	A	現状維持	国が求める今後10年間で管渠布設 工事が完了できる下水道事業認可 区域等の見直しを行う。また、処理 場の統合計画を立て、維持管理費 の軽減を図る。管渠整備事業と併 せ、個別合併浄化槽設置における 補助事業との組み合わせにより、汚 水処理人口普及率を平成31年度ま でに95%から97%に向上するよう努 める。	
192	63	2	合併浄化槽設 置費補助金	非該当	北杜市戸別浄化槽設 置費補助金交付要綱	集団的な下水処理計 画区域(農排を除く)を 除く全ての地域で、浄 化槽の設置・改築を 行う者	左記の区域において、下水道と同等の役 割を果たす合併浄化槽の設置を推進し、 生活環境の保全と公衆衛生の向上を図 る。	市戸別浄化槽設置費補助金交付要綱の 規定に基づき、申請書を市長に提出し、 市長はその内容を審査の上、可否決定 を行い、要綱で規定する額を予算の範囲 内で交付する。	A	A	現状維持	補助金の交付基準(今後の居住及 び使用状況等)を設ける等により、 使用状況を反映した補助金交付等 について検討し、公平性・公正性な 事業推進を図る。汲み取り式や単 独浄化槽へ優先的に補助金を交付す ることにより、合併浄化槽への転換 を図る。下水道認可区域において、 整備が見込まれない地域への浄化 槽補助金枠の確保を図る。	
193	63	3	施設管理事業 (下水道事業) 【下水道事業 特会】	非該当	北杜市下水道条例	特定環境保全公共下 水道施設の保守及び 維持管理	汚水を適切に処理するとともに、継続的 に効率的な稼働をさせるため、処理場の 統廃合も視野に入れ日々の保守及び維 持管理に万全を期す。	処理場の稼働率に余裕があるため、最 良の状態稼働させ、維持管理の軽減 に取り組む。	A	A	現状維持	下水道事業計画等の見直しを行 い、処理場の統廃合計画を立て、維 持管理の軽減を図る。未接続者に 対し、通知や戸別訪問等を行い、下 水道接続への推進を図る。	
194	63	4	施設管理事業 (農業集落排 水事業)【農業 集落排水事業 特会】	非該当	北杜市農業集落排水 処理施設条例	農業集落排水処理施 設の保守及び維持管 理	汚水を適切に処理するとともに、継続的 に効率的な稼働をさせるため、日々の保 守及び維持管理を行う。	農業集落排水施設を最良の状態稼働 させるため、現在稼働率に余裕がある処 理場の統廃合を計画する。また、処理方 法等に熟知している民間専門業者と業務 委託契約を締結し、放流水質の向上及び ランニングコストの軽減を図るため、日 々の保守及び維持管理を行う。	A	A	現状維持	下水道事業計画等の見直しを行 い、処理場の統廃合計画を立て、維 持管理の軽減を図る。未接続者に 対し、通知や戸別訪問等を行い、下 水道接続への推進を図る。	
今後の方向性についての集計(2次評価:下水道課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	4
">										方法改善	0	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	4
今後の方向性についての集計(2次評価:生活環境部) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	30
">										方法改善	1	民間委託等	0
">										縮小	1	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	33

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
農政課										
195	71	1	多面的機能支 払交付制度 (旧農地・水保 全管理支払交 付金事業)	非該当	多面的機能支払交付 金実施要綱	農業者、行政区、土 地改良区、地域の関 係団体から構成され る組織	農業用水等の資源の適切な保全及び管 理に資する活動を図る。	A	A	拡大・充実 活動組織への支払方法等、制度設 計が一部改正されたため、制度改 正点等を地域の組織に説明を行 い、積極的に活用していただくよう推 進を図る。
196	71	2	県営土地改良 事業負担金	非該当	土地改良法	農業者(受益者)、土 地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した 農業経営を図り、農村地域の活力を向上 させる。	A	A	現状維持 地元要望等について県と協議し、最 善の工事を実施するとともに、地域 と連携を密にし、課題処理を迅速に 行い、登記までの期間短縮を図る。 また、水路、ため池については受益 者に管理体制の確立を促し、継続 的な維持管理を図る。
197	71	3	県単土地改良 事業	非該当	土地改良法	農業者(受益者)、土 地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した 農業経営を図り、農村地域の活力を向上 させる。	A	A	現状維持 地元要望等について県と協議し、最 善の工事を実施していくとともに、地 域と連携を密にし、課題処理を迅速 に行う。
198	71	4	団体営土地改 良事業	非該当	農業基盤整備促進事 業実施要綱	農業者(受益者)、土 地改良事業	土地改良事業を行うことにより、安定した 農業経営を図り、農村地域の活力を向上 させる。	A	A	現状維持 行政区や農業者団体等から要望等 が出された際に、随時説明を行うと ともに、区長会等において地域への 周知を図る。
199	71	5	市単独土地改 良事業補助金	該当	北杜市土地改良事業 補助金交付規程	行政区、農業者団 体、農業用施設	農業用施設の整備を行うことにより、安 定した農業経営を図り、農村地域の活力 を向上させる。	A	A	現状維持 行政区や農業者団体等から、小規 模な農業用施設の整備・修復につ いて要望等が出された際には、要望 内容により、国・県等の事業に振り 分け、整備内容による事業選択を行 うことで市財政の負担減を図る。ま た、各総合支所と連携を密にし、効 率的に補助事業を推進する。
200	71	6	農業振興推進 事業(北杜市 農業振興公 社)	該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	(公財)北杜市農業振 興公社	農業振興の中心組織として、農用地の利 用集積等を図る。	A	A	現状維持 市内の農地や担い手の情報収集を 積極的に行い、行政と連携を図り、 市全体において更なる集積を進め る。また、県農地中間管理機構から 委託業務を受託することで、自立財 源の確保と自立経営が行える体制 づくりを図る。
201	71	7	農業振興推進 事業(鳥獣害 対策)	非該当	農業振興推進事業補 助金交付要綱	農業従事者及び組織	農業者組織への支援を行う。	A	A	現状維持 農業の近代化と経営の合理化を推進し、 生産性の高い農業経営の確保と中核的 担い手農業者の育成を図るため、申請に 基づき補助を行う。
202	71	8	中山間地域等 直接支払交付 金事業	非該当	中山間地域等直接支 払交付金実施要領	市内の集落協定	農地を守るための維持管理を行う。	A	A	現状維持 本事業と多面的機能支払交付金事 業等を活用しながら農業施設や農 用地の維持を図るとともに、農地集 積による担い手組織の育成及び規 模拡大を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
203	71	9	産地づくり対策市単独事業	該当	米穀の需給調整実施要領	市内農家(戦略作物生産者)	水稲作付面積の達成と農家の所得向上を図る。	産地化を目指す戦略作物の生産出荷を行うため、品質検査等を受けた戦略産物に助成金を交付することにより、市内の農業収入の向上を図る。	A	A	現状維持	戦略作物の作付け拡大を進め、水田利活用の推進を図るとともに、関係機関と連携する中で米政策を進める。また、新規就農者の確保と担い手組織への農地集積を促し、効率的な水田農業構造改革を目指す。
204	71	10	制度資金等利子補給事業	非該当	経営体育成総合融資制度基本要綱	農業制度資金借入者	農業経営の安定化を図る。	農業者及び法人農業者が、その農業経営に必要な農地・機械・設備等の取得や、経営改善計画の達成に必要な運転資金の融資を受けるにあたり農業制度資金を借り入れた場合、または指定災害における被害の復旧にあたり災害復旧資金を利用した場合、その利子の補給を行う。	A	A	現状維持	制度資金融資機関との情報交換はもとより、認定農業者の認定更新時や新規就農者の相談窓口で事業内容の説明を行う等、周知を図る。
205	71	11	営農指導事業費補助金	該当	農業振興推進事業補助金交付要綱	市内農家	農協・行政との連携により、地域特性を活かした営農指導を行う。	市の農業振興を図るため、梨北農業協同組合の営農指導員と連携し、農業経営指導を行うものである。また、高品質の農産物の生産と販路拡大に向けて開拓を行い、市の特産品としての位置づけと生産振興を併せて行うため、梨北農業協同組合の営農指導活動に対して補助を行う。	A	A	現状維持	有機農業・減農薬農業の取り組みや少量多品目栽培が広がっており、営農指導員はより専門的な知識が求められていることから、様々なニーズに応えられるよう、指導員の養成を求めるとともに、生産者に対し生産意識の向上が一層図れるよう、県・市・農協がしっかりと連携する中で現状把握や情報の共有化を行い、生産者の農業所得の向上を図る。
206	71	12	優良家畜育成事業	非該当	農業振興推進事業補助金交付要綱	畜産農家	優良家畜の導入を図る。	優良品種(人工受精用精液)の導入や伝染病予防注射は、生産量の増加及び品質の向上を図るとともに、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止を図る点においても必要なものであることから、優良品種導入等への助成を行う。	A	A	現状維持	乳質が高く、乳量が多い乳牛や品種特性に応じた肉牛を確保するため優良品種を導入し、質の安定と向上を図る。また、畜産物の安全性を確保するため、家畜伝染病の発生予防と蔓延防止の強化を図るとともに、適正な飼料供給や疾病予防対策等の基本的管理はもとより、飼養環境の快適性にも配慮した飼養管理を推進する。
207	71	13	担い手農業者育成事業	非該当	北杜市担い手農業者育成条例	市の農業を担う意欲ある担い手農業者	経営の規模拡大及び地域活性化を図る。	育成支援金(農業教育研修助成金、農地集積助成金)を交付する。	A	A	現状維持	研修農家助成事業の周知を図るとともに、特産品開発を行いやすい環境づくりを推進し、さらに市内販売店等と連携して地産地消を推進する。
208	71	14	担い手農業者農作業機械修繕費支援事業	非該当	北杜市担い手農業者農作業機械修繕費補助金交付要綱	農業従事者団体及び組織	農業者組織の育成、支援を行う。	中核的担い手農業の経営基盤強化を図るため、農作業機械の修繕を行う営農組織に対して補助金を交付する。	A	A	現状維持	農業の担い手となる農業法人等の設立計画時から情報の共有化を図るとともに、関係機関と連携し、国・県の施策にあった農業振興を行う。また、事業導入や規模拡大による所得向上を図るため、安定した農業経営を支援する。
209	71	15	地域おこし協力隊支援事業	非該当	地域おこし協力隊支援事業実施要綱	政令指定都市等に生活拠点を置く住民	将来にわたり北杜市に定住し、農業及び地域の活性化を図る。	3大都市圏をはじめとする政令指定都市等に生活の拠点を置く住民を概ね1~3年間農村に居住させ、農業技術の習得と地域活動等の行事に参加することを通じて、本市農業の新たな担い手として育成するとともに、地域に定着してもらう。	A	A	拡大・充実	地域おこし協力隊活動終了前に支援機関と連携を図り、青年就農給付金や農業施策の説明等を行う中で、市への定着率が増加するよう支援する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
210	71	16	農業生産基盤 施設管理事業	該当		農業者、農政課所管 16施設	農業者の経営支援を行う。	農業施設の利用状況を高め、農業者の 労働削減及び農業振興の活性化を図 る。	A	A	現状維持	耐用年数が経過した施設は、指定 管理期間終了までに利用状況等を 参考に、財産処分等も視野に検討 を進める。		
211	71	17	環境保全型農 業直接支払交 付金	非該当	・環境保全型農業直 接支援対策交付金交 付要綱 ・環境保全型農業直 接支援対策実施要綱	地球環境、地域環境	保全・向上の取り組みに対する支援を行 う。	農業者が地球温暖化防止を目的とした、 農地土壌への炭素貯蔵に効果の高い営 農活動や生物多様性保全に効果の高い 営農活動に取り組む場合に支援を行う。	A	A	拡大・充実	平成27年度から共同体による申請 となることから、同じ取り組みを行う 農業者の共同による生産・出荷と、 年間を通して販売が行える作付け 品目の検討等により、販路拡大の 取り組みを支援する。		
212	71	18	環境循環型農 業推進事業補 助金	非該当	北杜市環境循環型農 業推進助成金交付要 綱	市内で耕作をしている 農家	食の安心・安全の時代に即時対応できる 農産物の生産振興を図る。	市内畜産農家で排出された家畜糞尿を 主原料とした堆肥購入に対して助成金を 交付する。(1㎡2,000円・1袋あたり16kg70 円を予算の範囲内で交付)	A	A	現状維持	減農薬減化学肥料栽培農業を推進 し、それに伴う認証制度の導入を進 め、国の「特別栽培農産物認証」や 県の「甲斐のこだわり農産物」の認 証を推進するため、関係機関と連携 を図る。		
213	71	19	農村地域新工 ネルギー利活 用推進事業	非該当		誘致企業のランニン グコスト削減と農地法 面の有効活用	太陽光発電システムにより発電した電気 を使用し、配水ポンプ等を稼働させ、誘致 企業のランニングコストを抑制する。	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 事業により設置した太陽光発電設備を、 誘致企業がなかなか利用しづらい農地 法面に設置することにより、土地の有効 活用を図り、商用電源利用に比べ、低炭 素社会実現のために活用が望まれる新 エネルギー(太陽光発電)を使用し、地球 温暖化防止に貢献する。	A	A	現状維持	太陽光発電施設の将来の修繕、あ るいは更新に対応できるよう計画的 に積立を行うとともに、市が管理す る農業関連施設の電気料等に発電 余剰金を積極的に充当し、有効活 用を図る。		
214	71	20	農業施設維持 管理事業	非該当		行政区または農業者 団体、農業用施設	維持管理を行うことにより、安定した市民 生活及び農業経営を図り、農村地域の活 力を向上させる。	市が事業主体となり、農道等の管理を適 切に行う。特に冬期については、市民の ライフラインの役割を果たしている主要農 道の除雪を作業委託により行う。	A	A	現状維持	行政区または農業者団体から、公 共施設の整備について要望等が あった場合、状況判断等を行うと ともに迅速に対応する。また、冬期の 降雪及び凍結時は、予め行政区等 と調整する中で、除雪業者と連携し 除雪、凍結防止等の維持管理を行 う。		
今後の方向性についての集計(2次評価:農政課) 単位:件											拡大・充実	3	現状維持	17
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	20

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
林政課												
215	72	1	鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金	該当	北杜市鳥獣害に強い地域づくり支援事業費補助金交付要綱	地域住民が行う鳥獣害被害防止活動	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止活動を支援する。	地域で取り組む追い払い等の防除活動に対し補助金を交付し、鳥獣害に強い地域を創出することにより、農作物等の被害を軽減する。	A	A	現状維持	当補助金は、取組内容により5年間までしか対象経費とならないことが定められているが、引き続き活動してもらうための措置を検討するとともに、未実施地区に対し、当補助金を利用した活動を促す。
216	72	2	有害鳥獣捕獲活動支援事業	該当	北杜市有害鳥獣捕獲報償金及び有害鳥獣捕獲活動等支援交付金交付要綱	有害鳥獣の捕獲等の活動を行う猟友会	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止活動を支援する。	捕獲活動等を行う猟友会へ捕獲報償金及び捕獲活動等交付金の支援を行い、野生鳥獣による農作物等の被害を軽減する。	A	A	現状維持	農地等を広範囲で囲む電気柵設置やサル等に対する捕獲檻の設置等を増やすことで、有害鳥獣の被害防止を図る。また、地域の活動を行うための新規会員の確保に努める。
217	72	3	鳥獣害対策事業	非該当		地域住民	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止を普及する。	地域による効果的な鳥獣害対策を推進するため、自主防除への取り組みを中心とした意識啓発と知識の普及を図る。	A	A	現状維持	内容を熟練させることにより、有害鳥獣に対する知識等を深める。
218	72	4	野生鳥獣被害防除事業	非該当		主にニホンザル(場合によっては、イノシシ・ニホンジカ等も含む)	里山に出没した場合に追い払い、必要な場合は駆除も行い、農業・生活被害を軽減する。	毎日市内をパトロールし、テレメトリーにより行動域調査を実施し、里山に出没の恐れがある場合はエアガン・火花等により追い払いを行う。	A	A	現状維持	他種の生息調査の実施を検討する。また、地域住民には被害に対する初期対応の徹底を図るとともに、行政と連絡を密にし、追い払い等を行う協力体制を構築する。
219	72	5	特定鳥獣適正管理事業	非該当		ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	県の策定する「特定鳥獣保護管理計画」に基づき、ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて、増えすぎた頭数を適正な数に調整する。	申請は市で行い、県が許可する。従事者は峡北猟友会員であり、捕獲資格を保有する猟友会員が従事者となる。(従事者となるには、申請1年前に狩猟者登録をしている者、ハンター保険に加入している者であることが条件になる)	A	A	現状維持	捕獲後の効果検証を行い、事業計画を県と協議する中で適正に事業を実施する。また、他自治体とも協力して捕獲しなければならないことから、協力体制の構築について県及び関係自治体と協議する。
220	72	6	北杜市野生鳥獣害対策協議会補助金	非該当		北杜市野生鳥獣害対策協議会が行う鳥獣害被害防止活動(主にニホンザル)	野生鳥獣による農林産物及び人畜等への被害防止活動を支援する。	市野生鳥獣害対策協議会で取り組む防除活動に対し補助金を交付し、鳥獣害に強い地域を創出することにより、農作物等の被害を軽減する。	A	A	現状維持	協議会が十分に機能していくよう、話し合いの場を増やし、各団体との連携を深める。
221	72	7	鳥獣被害対策実施隊事業	非該当	・鳥獣被害防止特別措置法 ・北杜市鳥獣被害対策実施隊設置要綱	鳥獣被害対策実施隊	鳥獣被害防止のための施策を推進する。	野生鳥獣による農作物被害の防除対策として、鳥獣被害防止特別措置法による鳥獣被害対策実施隊を設置することにより、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための施策を推進する。	A	A	現状維持	猟友会の支部同士が交流を図れるよう、事業を展開する。
222	72	8	「音事協の森」整備事業	非該当		明野町小笠原地内の1.5haの「音事協の森」と称する市有林	市と(社)日本音楽事業者協会の共同により、地球温暖化対策の一環として、市有林を日本第1号の「音事協の森」として森づくりを実施する。	市民や企業からの環境保全協力金を用い、「音事協の森」へ植栽、下刈り、補植等の森林整備・保全を行い、広く市民に開放し、森林環境教育の場、市民の憩いの場として活用し、地球温暖化防止の啓発を図る。	A	A	現状維持	下刈りや補植等の施業により森林整備・保全を図るとともに、森林環境教育の場や市民の憩いの場となるよう、広報紙やホームページ等による啓発を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
223	72	9 北杜モデル林 整備事業	非該当		明野町小笠原地内の 市有林2.37ha	荒廃した市有林を針広混交林の森林として、森林環境教育・保健休養の場及び林業技術等を広く市民に周知するため、森林を整備する。	荒廃した市有林へ、サクラ・カエデ等の広葉樹、カラマツ等の針葉樹を造林補助事業等を活用し、植栽、下刈り、補植等の施策により森林整備・保全を図り、森林環境教育の場、保健休養の場としての価値を高める。また、少花粉スギや松くい虫抵抗性アカマツを植栽したり、獣害防除施設等を設置することで、林業技術等を広く市民に周知する。	A	A	現状維持 下刈りや補植等の施策により森林整備・保全を図るとともに、市民との共同による施策等も行い、有効利用を図る。また、広報紙やホームページを活用した啓発を行うとともに、学校等に働きかけを行う。
224	72	10 「北杜～木づ かい市」開催 事業	非該当	北杜市杜づくり・木づ かい事業実施要綱	市民	木材利用の促進を図り、森林の活性化を図る。	各イベント時に間伐や身近な木材等で作られた木工品に触れる機会を設けることにより、間伐材の利用促進を図る。	A	A	現状維持 県、木材関係団体等と連携した取り組みを拡充する中で、木材利用の意義について理解を深め、利用促進を図る。また、学校事業や学園祭等、学校行事へも積極的に参加する。
225	72	11 北の杜づくり 講座開催事業	非該当		市民	健全な森林を育成するため、森林整備を推進しており、その一環として、森林づくりに欠かすことのできない森林・林業に関する知識・技術等を分かりやすく伝える。	体験型の講座を開催し、森林整備の重要性を認識してもらおうと同時に、森林・林業についての知識や技術を学ぶ。	A	A	現状維持 森林整備に興味を持てるよう内容を充実する。また、広報紙やホームページ及び地区への回覧等で広く募集し、多くの方が参加できる機会を創出するとともに、参加者の状況に応じて開催回数を増やす。
226	72	12 里山整備事業 補助金	該当	北杜市里山整備事業 費補助金交付要綱	森林所有者(森林施 業を行う者)	水源かん養、国土保全、生物多様性保全等の森林の有する様々な機能を発揮させるため、森林整備の促進を図る。	環境保全基金を活用し、「植林、下刈り、枝打ち、間伐等」一連の森林整備の施策に対し、北杜市里山整備事業費補助金交付要綱に基づき補助する。	A	A	現状維持 広報紙やホームページ及び地区への回覧等で森林整備の重要性を啓発するとともに、森林組合、民間業者等、森林施策する業者に対しても事業のPRを行う。
227	72	13 松くい虫防除 対策事業	非該当	森林病虫害等防除法	地区保全林、地区被 害拡大防止森林	森林病虫害を早期に駆除し、蔓延を防止することにより、森林の保全を図りながら未被害地への拡大を防ぐ。	伐倒くん蒸処理及び伐倒薬剤処理等により森林病虫害の予防及び駆除を実施する。	A	A	現状維持 松くい虫防除対策事業のエリアの見直しを検討し、効果的な病虫害駆除を推進するとともに、樹種転換事業を推進し、山林所有者の意識改革を図る。
228	72	14 森林整備地域 活動支援交付 金事業	非該当	森林整備地域活動支 援交付金交付要綱	森林整備事業者	森林整備事業者等の森林整備が円滑かつ効率的に実施できる。	森林の集約化施策の促進に必要な「森林情報の収集」や「森林所有者の合意形成」等の活動を支援することにより、施策の効率化を図る。	A	A	現状維持 事務手続きが円滑に行えるようマニュアル等を整備し、利用促進を図る。
229	72	15 林道維持管理 事業	非該当	北杜市営林道管理運 営条例	市営林道	安全に通行できるようにする。	定期的に林道パトロールを実施し、安全に通行できるよう維持管理に努める。	A	A	現状維持 国県補助事業の採択基準に合致するものについては、積極的に補助事業を導入し対応するよう努める。
230	72	16 緑化推進事業	非該当		緑の少年・少女隊が 行う緑化活動	森林・みどりを守り育てていく取り組みを強化し、地域の森林整備や緑化推進を強化する。	地域で取り組む森林整備や緑化推進に対して補助金を交付し、緑化教育の推進を図る。	A	A	現状維持 多くの方が積極的に参加するよう、関係団体へ事業のPRを行う。
231	72	17 みずがき山自 然公園管理事 業	非該当	北杜市須玉全国植樹 祭会場跡地公園条例	みずがき山自然公園	指定管理者運営費を支援することにより、来園者に年間を通してみずがき山の自然を満喫してもらうとともに、地元農産物・食材を提供する。	みずがき山自然公園を管理しつつ、集客のため地元農産物の直売・食材を提供する。	A	A	現状維持 全国植樹祭から年月も経過したこと、また、立地場所・天候等にも影響されることから、イベント等を企画するなど、集客方法を検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
今後の方向性についての集計(2次評価:林政課) 単位:件										現状維持	0	現状維持	17
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	17

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
観光・商工課												
232	73	1	経営改善普及 指導事業費補助 金	該当	・北杜市中小企業振 興基本条例 ・北杜市商工業振興 補助金交付要綱	市内商工業者(小規 模事業者)	商工業の経営、技術の改善を図り、もっ て小規模事業者の振興と安定に寄与す る。	市内商工業者(小規模事業者)に対し て、経営改善普及指導事業を実施する市 商工会に助成を行う。	A	A	現状維持	小規模事業者にとって商工会は経 営全般にわたる総合的な相談窓口 として重要な役割を担っていること から、その機能の充実を図るための 間接的支援として、事業経費の一部 を支援する。
233	73	2	商工業振興支 援事業費補助 金	該当	・北杜市中小企業振 興基本条例 ・北杜市商工業振興 補助金交付要綱	市内商工業者(小規 模事業者)	商工業の経営、技術の安定を図り、もっ て小規模事業者の振興と安定に寄与す る。	市内商工業者向けの商工振興事業を実 施している市商工会に助成を行う。	A	A	現状維持	・小規模事業者の競争力向上と経 営基盤強化を図るための事業や取 り組みについて、小規模事業者の動 向やニーズを踏まえ作成した年度計 画に基づき、商工会と連携する中で 実施する。 ・地域単位の取り組みについては、 地域の意向を確認しながら、横断的 または全市的な取り組みとなるよう 見直しを図る。
234	73	3	小規模企業者 経営改善利子 補給事業費補 助金	該当	北杜市小規模企業者 経営改善資金利子補 給規程	市内小規模企業者	市内小規模企業者の経営安定を図る。	中小企業の経営安定のために特定の融 資を受けた場合は、市の利子補給制度 により利子の一部を補助する。	A	A	現状維持	現状を維持する中で、中小企業者 の経営の安定化を図る。
235	73	4	企業誘致・立 地活動推進事 業	該当	・北杜市産業立地事 業費助成金交付要綱 ・北杜市企業等振興 支援条例	市内で新たな企業投 資を行う企業、製造業 等の立地事業を行う 者	企業立地を促進し、雇用機会の拡大を図 ることにより、地域産業の振興及び市民 生活の安定に寄与する。	・助成金等の支援措置を講ずる。 ・企業立地、企業投資を実施する際の手 続き等について企業負担の軽減を図るた めの支援体制を整備する。 ・企業動向や事業用地等について情報の 取得や発信に努める。	A	A	現状維持	・市関係部局と連携し情報共有を進 め、立地に関する企業負担の軽減 を図るよう努める。 ・企業ニーズに適合する立地予定地 の情報を早く提供できるよう用地情 報の収集を積極的に行う。 ・企業動向に関する情報をいち早く 取得するため、企業誘致イベント等 に積極的に参加する。 ・市に立地するメリットについて、市 内外の企業向けに発信する。
236	73	5	定住促進就職 祝金支給事業 費補助金	非該当	北杜市定住促進就職 祝金支給規則	市に居住する市内就 職者、市内事業所等	・市内への若者の定住を促す。 ・市内商工業の雇用の安定と活性化を図 る。	市内への定住を前提として、市内企業に 就職した若者に祝金を支給する。	C	C	方法改善	定住・移住策に特化した効果的な制 度へ転換する必要があるため、他 の制度と併せて総合的に検討する。
237	73	6	雇用・人材育 成事業	非該当		求職者、求人を行う市 内事業所等	・新規学卒者等求職者について市内企業 への就業を促進する。 ・市内事業所等において地域の優秀な人 材を採用する場を提供する。	就業機会の創出及び雇用のマッチングを 図るため、北杜市就職ガイダンスを開催 する。	A	A	方法改善	・市内企業が参加しやすく、効果の 高い時期を見極めて実施する。 ・求職者に対し積極的に周知を行 い、ガイダンスへの参加者数の増加 を図る。 ・定住・移住促進施策の一環として 位置づけ、他部署や関係機関と連 携を図る中で事業実施する。 ・市内企業の人材確保支援と就業 希望者の定住促進のため、事業の 充実を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性
238	73	7 高齢者雇用対 策事業	非該当	高齢者等の雇用の 安定等に関する法律	地域高齢者	地域高齢者の雇用機会の拡大と安定 を図る。	地域高齢者の就労を斡旋する公益社 団法人 峡北広域シルバー人材センター の運営を支援する。	A	A	現状維持 ・シルバー人材センターにおいて、さ らに高齢者に働く場を安定的に提供 できるよう体制づくりを求める。 ・多様化するニーズに対応し、かつ、 高齢者ならではのノウハウを活用で きる就業マッチング機会の創出に努 める。
239	73	8 観光施設管理 事業	非該当		観光施設	観光客及び利用者が安全安心かつ好感 を持てるよう日々の管理を行う中で、問 題箇所については修繕を実施し、維持管 理及び施設の長寿命化に努める。	危険箇所、苦情が発生しそうな事項が即 把握できるよう地元住民に清掃または管 理を委託し、事故等が発生しないよう努 めるとともに、利用者の満足度向上に努 める。また、利用者から要望があった際 は早急に現地を確認し、できる限り低コ スト・長寿命となるよう工法・方法を検 討し、慎重に修繕等を行う。	A	A	現状維持 施設の利用状況を把握する中で、 既存施設で修繕が図れるものは早 急に行い、長寿命化に努める。改修 を行う施設については、計画を立て る中で財源確保を行い、順次ニーズ にあった改修を図り、観光客及び利 用者が安全安心かつ好感が持てる よう維持管理に努める。
240	73	9 観光PR事業	非該当		観光客	観光事業等の振興を図り、市内への誘 客の推進等を行い、市内の観光業の発 展を図る。	観光パンフレットの作成、観光誘客キャン ペーン・観光イベントの実施、観光案内等 を通して市の魅力を発信し、観光客の誘 客を図る。	A	A	現状維持 市観光協会や八ヶ岳観光圏、南ア ルプスユネスコエコパーク地域連絡 会等との連携を強化するとともに、 世界に誇る「水の山」宣言を活用す る中で、民間事業者とも協働して国 内外へPR活動を積極的に進める。 マスコミ等も活用する中で効率的な PR活動を実施する。
241	73	10 観光イベント 事業	非該当		市民、観光客	観光客の誘客を図り、地域の活性化につ なげる。	各実行委員会等に負担金等を支出し、実 施の支援を行う。	B	A	現状維持 負担金や補助金も年々削減してい ることから、自主財源の確保や伝統 的なイベントであっても統合や廃止 を含めて検討する。
242	73	11 観光周遊バス 運営支援事業	非該当		観光客、市民	公共交通機関の充実を図る。	JR韮崎駅から茅ヶ岳・瑞牆方面、JR小淵 沢駅から八ヶ岳南麓周辺に周遊バスを 運行する。	A	A	現状維持 JR、高速バス利用者(自家用車利 用者以外)が利用しやすい時刻表、 停留所の設定及び各周遊バス間の 接続を検討する。
243	73	12 観光地域ブラン ド確立支援 事業	非該当		観光客(来訪者)	観光客の来訪及び滞在の促進を図る。	観光誘客のために実施している八ヶ岳観 光圏の各種事業に支援する。	A	A	現状維持 八ヶ岳観光圏のブランドを確立する に時間を要するが、観光圏事業の 中で地域の誇りや再発見するため の事業を実施する。
244	73	13 指定管理施設 事業(温泉施 設)	該当		温泉施設(10施設)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感 を持てるよう、適切な施設の維持管理と 運営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法 人等と協定を結び管理運営を委託する。 また、観光客及び利用者が安全に安心し て利用できるよう指定管理者と協議し、で きる限り低コストで長寿命となるよう工 法・方法を検討し必要な修繕等を実施す る。	A	A	現状維持 施設の老朽化に伴い、更なるサー ビスの向上が必要不可欠となる。利便 性の向上(周遊ができる等)や指定 管理者による自主事業の促進等、 利用者のニーズに応えられるよう改 善を図る。また、10施設の存続につ いても、公共施設等総合管理計画 等と整合性を図り、施設のあり方を 検討する。
245	73	14 指定管理施設 事業(温泉施 設以外)	該当		観光施設(20施設)	観光客及び利用者が安全安心かつ好感 を持てるよう、適切な施設の維持管理と 運営に努める。	指定管理者制度により、適切な団体、法 人等と協定を結び管理運営を委託する。 また、観光客及び利用者が安全に安心し て利用できるよう指定管理者と協議し、で きる限り低コストで長寿命となるよう工 法・方法を検討し必要な修繕等を実施す る。	A	A	現状維持 施設の老朽化に伴い、更なるサー ビスの向上が必要不可欠となる。指 定管理者による自主事業の促進等、 利用者のニーズに応えられるよう、 臨機応変な改善を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性							
246	73	15	南アルプス世界自然遺産登録事業	非該当		南アルプス(動植物)、市民(県民、国民)	世界自然遺産登録推進及び南アルプスユネスコエコパーク事業の推進を図る。	静岡県、長野県、山梨県の10市町村で、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会を構成し、世界自然遺産登録を目指す。山梨県4市町(南アルプス市、韭崎市、北杜市、早川町)で、県連絡協議会を構成し、主に啓発活動等を行う。南アルプスは、平成26年6月ユネスコエコパークに登録され、平成27年3月に「北杜市南アルプスユネスコエコパーク地域連絡会」を設立し、5部会で構成される。今後、自然環境を保全、利用し、自然との共生を図り「魅力あるまちづくり」を目指す。	A	A	拡大・充実	地域連絡会を中心に、啓発活動や勉強会等を行う中で、貴重な自然環境を保全するとともに、地域の活性化、魅力あるまちづくりを進める。関係10市町村と連携を図る中で、ユネスコエコパークの推進に努める。計画的に受入体制の整備を図る。						
															拡大・充実	1	現状維持	12
															方法改善	2	民間委託等	0
															縮小	0	終期設定/統合	0
															廃止/休止	0	合計	15
今後の方向性についての集計(2次評価:観光・商工課) 単位:件																		

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
食と農の杜づくり課													
247	74	1	教育ファーム 事業	該当	北杜市食と農の杜づくり 条例	保育園児、小学生	生産者の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまでの一貫した農業体験を通じ、自然の力やそれを活かす生産者の知恵と工夫を学び、また、生産者の苦労や喜び、食べ物の大切さ等を実感する。 生産者の指導を受けながら、水稻・野菜・大豆の栽培から収穫までの作業及び調理を行う。 ・小学生教育ファームは、日本一おいしいお米づくりコース、すがたをかえる大豆づくりコースを実施する。 ・保育園教育ファームは、市立保育園15園の園内に畑を作り、園児とともに野菜づくり等を実施する。	A	A	方法改善	保育園教育ファームについては、より効率的な実施体制でより効果的な食育事業となるよう、保育士の関わり方を見直した。事業を進める中で、課題や問題点等を把握・分析しながら、また地域の生産者や農協等の協力をいただく中で、有効かつ効率的な手法や体制づくり等を検討、構築する。		
248	74	2	地産地消関連 施設管理事業	該当	北杜市公の施設に係る 指定管理者の指定 手続き等に関する条 例	道の駅、直売所	北杜市産の農産物等の直売を通して、消費者と地域農業者との交流を深めるとともに、地域に密着した農業振興、農家活性化及び地産地消の推進を図る。 ・地元食材を提供する。 ・施設利用者からの苦情対応と改善指導、施設修繕等を計画・実施する。 ・普通財産化への移行施設の見極めと今後の対応を図る。 ・老朽化施設の方向性を検討する。	A	A	現状維持	所管施設は、補助事業等により取得したものであることから、財産処分については慎重に協議を進める。また、いずれの施設も、指定管理制度を導入していることから、売り上げを向上させる等、適切な運営管理の指導を行うとともに、期間満了を目途に利用者へのサービス向上や維持管理費削減の観点から各施設の今後の方向性を整理する。なお、指定管理更新の際は、管理要綱・募集要項に地産地消の推進を行う等の文言を明記し、選考段階での精査を行う。		
249	74	3	地産地消推進 事業	非該当	・食育基本法 ・北杜市食と農の杜づくり 条例 ・北杜市エコひいき地 産地消協力店登録要 綱	市内に住所を有する 店舗等、学校給食	北杜市産品の生産振興・消費拡大を図るとともに、学校給食等における地産地消の促進に向けて関係者等との連携した取り組みを推進する。 ・エコひいき地産地消協力店登録事業：北杜市産品を積極的に取り扱い、環境に配慮した店舗等を登録し市内外にPRすることで、市産品の生産振興・消費拡大を図る。 ・地域に根ざした学校給食：学校給食課と連携し、積極的に北杜市産食材を使用する。また、生産者等の関係者と交流を図り、郷土愛の醸成を図る。 ・地産地消商品棚設置事業：市内農産物直売所、スーパー等の販売店に地産地消コーナーを設置し、北杜市産品の消費拡大を図る。	A	A	拡大・充実	登録事業者のニーズや課題等を把握・分析するため、アンケート調査等を実施し、行政側としてできることをあらゆる角度から検討し、関係機関・団体等との連携を深め、制度の周知や広域なPR、生産者の把握等に努める。また、新たな地産地消推進事業として、地産地消認証食品認証制度・米消費拡大事業・地産地消料理教室を実施し、地産地消の拡大を図る。学校給食課と連携し、農産物納入ルートやストック場所の確保等について、農家・JA梨北と協議を行う中で、安定供給体制を図る。		
250	74	4	キッチン事業	非該当	・食育基本法 ・健康増進法 ・北杜市食と農の杜づくり 条例	公立15保育園、私立2 保育園の年長児親子	五感を使った食事作りを体験し、子どもたちの食への関心を培う。また、保護者に食事の大切さを改めて感じてもらうことで、家族の健康を振り返るきっかけをつくる。 食生活改善推進員の協力により、寸劇で栄養の基本を学ぶ。地産地消をベースにした食材を利用し、達成感を味わうために子どもが主となり調理実習を行う。また、出来上がった料理を親子や友達と会食する中で、食事の楽しさを学ぶ。	A	A	現状維持	小学校の教育ファーム事業「すがたをかえる大豆」を冒頭に、おやこ食育教室に参加した児童に対し簡単な質問を通じ、家庭での食への関わり方の聞き取り調査を実施する。また、「すがたをかえる大豆」事業の終盤に、保護者宛に家庭での食育についてアンケートを実施する。		
今後の方向性についての集計(2次評価:食と農の杜づくり課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	2
">										方法改善	1	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	4
今後の方向性についての集計(2次評価:産業観光部) 単位:件										拡大・充実	5	現状維持	48
">										方法改善	3	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	56

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革アクションプラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容(どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
まちづくり推進課													
251	81	1	土地利用審議会開催事業(土地利用対策事業)	非該当	・北杜市まちづくり条例 ・都市計画法 ・国土利用計画法 ・建築基準法 ・山梨県宅地開発事業の基準に関する条例	市内において、主に建築物を建設する目的で行う土地の区画形質の変更を行おうとしている行為	法令等により、適正な工事を施工させ、周辺地域における災害等の抑止と安心安全な生活環境を保全する。	根拠法令に基づき、適切な指導・助言を行う。	A	A	現状維持	市の発展のため、土地の有効利用は大いに促進する一方で、社会構造上必要とされる処分場のような施設については、特に慎重に審査する。	
252	81	2	宅地分譲事業(みずきタウン分譲事業)【土地開発事業特会】	非該当	みずきタウン・城山団地宅地分譲要綱	市内に生活の拠点を求めている方に対し、安心安全な生活環境を整備	宅地を分譲することにより、定住人口の増加と地域活性化を図る。	募集区画の管理及び継続的な周知により、販売を促進する。また、地価の動向を鑑み、必要に応じ不動産鑑定を実施し、販売価格の適正化を図る。	A	A	現状維持	ホームページ・広報紙・市営住宅入居者への案内を行うとともに、子育て支援住宅の入居者及び市内企業従業員への案内、さらに観光パンフレットへ掲載を行い、宅地分譲の販売に努める。	
253	81	3	まちづくり計画推進事業	非該当	・都市計画法 ・建築基準法	市内全域	本市が安全で、美しく、心豊かに暮らせる場となることを確保するため、市民、事業者、行政の協働によるまちづくりを推進する。	市民、事業者及び行政の相互の信頼、理解及び協力の下、公正で透明な手続きの中で情報を共有し、良識に基づいてそれぞれの責任を担いながら土地利用の形成を図るため、市まちづくり条例に基づき、建築行為等の規制・誘導を行う。	A	A	現状維持	事業内容等の周知徹底と適切な指導に努める。	
254	81	4	小淵沢駅舎改築・駅前広場整備事業	非該当	都市再生特別措置法	住民等	駅前を中心とした周辺の整備を図り、地域住民と観光客の交流を強め、賑わいを再生する。また、交通渋滞の緩和、交通アクセスの改善を図る。	駅前広場、商店街への利便性を考慮し小淵沢駅前ロータリーを整備する。小淵沢駅前の狭小敷地を有効的に活用するため、現在の小淵沢駅を西側に移設し、観光案内所や公衆トイレ等の施設を併せた合築駅舎を整備する。	A	A	現状維持	現在整備中であるが、発注方法や時期を検討する中で、一般財源の縮減に努める。	
255	81	5	景観計画推進事業	非該当	景観法	市内全域	行政と市民の協働によるまちづくりを推進し、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代に引き継ぐ。	山岳・眺望景観の形成、自然景観の形成、里山・農村景観の形成、歴史・文化的景観の形成、観光リゾート地域の景観形成、暮らしの景観の形成等の良好な景観形成を推進するため、一定のルールを定め、建築物等の行為を規制・誘導する。	A	A	現状維持	・市サイン(案内・誘導)計画により、車両系の案内・誘導サインの撤去・建て替え等を図る。 ・景観計画区域内行為対応事務時に、太陽光発電設備を設置する事業者等に対し、市太陽光発電設置に関する要綱に基づき、事業者等の責務を指導する。	
256	81	6	屋外広告物対策事業	非該当	屋外広告物法	屋外広告物設置者(民間関係者)	違反広告物の是正指導、既存広告物の整序化、集約化、新規広告物の適正指導等により、良好な景観形成に努める。	県から事務移譲を受けた屋外広告物対策事業の実施、また、巡回監視業務をシルバー人材センターに委託し、違反広告物の監視及び簡易除去等を行う。	A	A	現状維持	県屋外広告物条例の認知率を向上させるため、巡回監視時の周知活動やこれまでの文書指導に加え、訪問指導を強化する。また、重点路線を設定し、巡回パトロールを実施することで、設置前の段階からの早期指導に努める。	
今後の方向性についての集計(2次評価:まちづくり推進課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	6
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	6

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
住宅課												
257	82	1	定住促進住宅 (子育て支援 住宅)整備事 業	該当	市内外の子育て世帯 及び子育て世代	子育て世帯及び子育て世代の定住促進を図り、市の課題である少子高齢化対策を推進する。	子育て世帯・世代の住居に特化した市営住宅を整備し、子育てに配慮した仕様を備えた良質な住宅供給と、子育て支援サービスの提供を合わせて実施することにより、市内に若い世帯・世代の定着を図る。	A	A	拡大・充実	子育てに配慮した良質な住環境の提供と子育て支援サービスの提供を併せて実施し、若い世代の定着を図るために市内外に情報発信を行う。「子育て仕様」については、ミキハウス子育て総研㈱の「子育てにやさしい住まいと環境」の認定を取得する。	
258	82	2	市営住宅維持 管理事業	非該当	公営住宅法	低額所得者・高齢者及び障害者等の住宅に困窮している者、共稼ぎ世帯等の中堅所得者や子育て世帯及び市内事業所に勤務し住宅に困窮している者	健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを真に住宅に困窮している者に対して低廉な家賃で賃貸し、生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。	市営住宅の維持管理を適正かつ合理的に実施するため、次の事務を行う。 ・計画的に修繕、環境整備を実施して居住の安定を図る。 ・空室の状況をホームページに掲載する等、入居率の向上に努める。 ・住宅使用料の管理を適切に行い、滞納者への取り組みを強化することで収納率の向上に努める。 ・収入申告を適切に実施し、家賃を適正に設定する。また、収入超過者、高額所得者への対応を適切に行う。併せて、現況報告書の提出を求め、入居者の実態把握に努め、不正入居者等を排除する。 ・老朽化した住宅については、状況の変化に対応して、維持管理・建て替え・用途廃止等、適切な管理を行う。	A	A	方法改善	収納率の向上のため、住宅使用料納付に関するチラシを早急に作成し、入居者へ周知する。また、納付指導については事務処理を進め、データを整理した後に通知の発送及び電話等での相談・指導に努める。指定管理者制度の活用については、県内外の先進事例を更に調査研究し、居住者の安全性と快適性、継続性と経済性及び公平性等、事業のあり方を探求する。
259	82	3	市営住宅等改 修事業	非該当	公営住宅法	市営住宅の入居者	建物の状況に応じた改修を行い、施設の長寿命化を図ると同時に、安全・安心な市営住宅を供給する。	平成21年度に策定した市営住宅総合活用計画・公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の改修を行う。	A	A	現状維持	市営住宅総合活用計画及び市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替えや大規模改修を実施する。また、財源については、交付金や起債等、事業に適した有利なものを活用する。入居者との協議については、事業実施に向けた計画の段階から着手し、早期から入居者との合意形成に努める。
260	82	4	市営住宅解体 事業	非該当		個別計画で用途廃止と位置づけられ、移転もしくは退去した市営住宅	個別計画に基づき、建て替えもしくは土地の有効利用を検討する。	対象となる住宅において、空き住宅の解体を行う。	A	A	現状維持	平成24・26年度に実施したアンケート調査に基づき、移転可能な入居者については計画的な移転を図り、払い下げの希望者については十分な協議と検討を重ねる。
261	82	5	木造住宅耐震 化支援事業	非該当	市木造住宅耐震診断 事業実施要綱	建築基準法(耐震関係)が改正された昭和56年5月31日以前に着工され、市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅	震度6程度の地震に耐えられるよう改修する。	市が実施する耐震診断を受診し、震度6程度の地震に自分の家が耐えられるか確認してもらう。また、耐震診断の結果で、総合評点0.7未満と診断された住宅については、耐震改修への誘導を行う。	A	A	方法改善	平成26年度に市内全域の対象家屋へのダイレクトメールが終了したことにより、診断への取り組みが一段落したものと思われる。診断が未実施の家屋については、戸別訪問による周知活動を実施する等、引き続き取り組みへの促進を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性				
262	82	6	木造住宅耐震 化支援事業補 助金	非該当	<ul style="list-style-type: none"> ・北杜市木造住宅耐震改修設計事業費補助金交付要綱 ・北杜市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱 ・北杜市木造住宅耐震シェルター設置事業費補助金交付要綱 	建築基準法(耐震関係)が改正された昭和56年5月31日以前に着工され、市内に住所を有する個人が所有する木造在来軸組工法の住宅	震度6程度の地震に耐えられるよう改修する。	市が実施する耐震診断を受診し、総合評点0.7未満と診断された住宅において、耐震改修等を行う場合は補助金の交付を行う。	A	A	方法改善	平成26年度に市内全域の対象家屋へのダイレクトメールが終了したことにより、事業への取り組みが一段落したものと思われる。平成24年度から耐震設計の費用の一部を補助する制度を創設し、改修事業と共に周知してきたが、耐震改修が未実施の家屋については、戸別訪問による周知活動を実施する等、引き続き事業の促進を図る。		
263	82	7	アスベスト飛 散防止対策事 業補助金	非該当	住宅・建築物安全ストック形成事業制度要綱	市内に存在する建築物で、アスベストが含有するもの	アスベストの含有調査及び除去等の費用を補助する。	市内に存在する建築物の所有者が、吹付け建材に対するアスベストの含有調査もしくはアスベスト除去等を行う場合に、予算の範囲内で費用の全部もしくは一部を補助する。	A	A	現状維持	アスベスト含有調査事業及び除去等の事業は、市民の健康被害を防ぐためにも必要であることから、補助制度の周知と事業の促進を図る。		
今後の方向性についての集計(2次評価:住宅課) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	3	
										方法改善	3	民間委託等	0	
										縮小	0	終期設定/統合	0	
										廃止/休止	0	合計	7	

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
道路河川課											
264	83	1	河川維持管理 事業	非該当	河川法	準用河川	河川の氾濫等の可能性がある危険箇所の補修と河川美化を実施し、住民の生命や財産を守る。	土砂災害の原因となる河川への土砂や樹木等の撤去等、河川の管理事業を行うことにより、甚大な災害を未然に防止する。	A	A	現状維持 気象状況の変化によるゲリラ豪雨や台風等により、河川の氾濫も多くなってきていることから、特に台風シーズンにおいては、市民からの情報提供をお願いする中で、連絡体制を強化し、対応する。
265	83	2	河川改修事業	非該当	河川法	準用河川	氾濫等の危険性のある河川の整備を実施し、住民の安全で安心な生活を確保する。	宅地等に隣接している危険度・緊急度の高い河川について、順次整備することにより、甚大な災害を未然に防止する。	A	A	現状維持 河川整備に、有効かつ効率的な整備方法を検討するとともに、住民からの要望箇所ばかりでなく、通常の点検により危険箇所を把握し、安全な整備方針を検討する。
266	83	3	急傾斜地崩壊 対策事業負担 金	非該当	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	工事費の一部を市町村が負担し、県が左記法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定、崩壊防止を図るため工事を施工する。	急傾斜地の崩壊により、被害を受ける恐れのある区域内に、人家10戸以上、もしくは5戸以上で災害時の避難路、避難場所がある場合、県が事業主体となり国庫補助事業により崩壊対策事業が行われ、市はその費用の一部を負担する。(一般区域・公共施設関連区域以外20%以内、公共施設関連区域10%以内、避難路がある場合5%以内)	A	A	現状維持 地元からの要望にも対応する中で、順次危険箇所の対策工事を実施する。(本年度、高根町長沢・明野町上神取の2カ所を実施)
267	83	4	主要市道除雪 作業委託事業	非該当	道路法	市道(指定路線)	降雪時、通行の安全確保のために除雪を実施する。	道路の積雪が10cmに達した場合、市が委託する業者が除雪作業を開始する。	A	A	現状維持 市の広大な面積の中の全ての道路を除雪することは困難であり、平成26年度に各地区に除雪機を配置したため、自己所有地内・集落内の未除雪路線の除雪について地区に協力を求める。また、事前の排雪場所の調査・確保を行い、除雪の委託業者の母体である市建設安全協議会との協議により、効率的な除雪体制づくりの検討を進める。
268	83	5	市道除雪事業 (凍結防止事業)	非該当	道路法	市道(指定路線)、集落内道路	路面凍結時及び降雪時に、通行の安全確保のために融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、集落内道路の除雪業務に協力を得る。	路面が凍結する恐れのある時や除雪後の路面凍結防止のために、各総合支所の職員が専用の機械を使用し、融雪剤の散布を行う。また、地域に融雪剤を配布し、指定路線以外の集落内道路について、除雪業務への協力を得る。	A	A	現状維持 今後も除雪事業を継続していくが、地域住民の自主的な協力体制の整備に努める。特に、融雪剤の散布については、各行政区単位での協力について要請する。
269	83	6	国道県道関係 負担金	非該当		国道、県道	整備促進を図る。	国道及び県道の整備要望に対して、関係機関への陳情等を行うため負担金を支出する。	A	A	現状維持 継続して実施する。
270	83	7	中部横断自動車道関係負担 金	非該当		中部横断自動車道建設	基本計画路線から整備計画路線に格上げし、早期着工を目指す。	中部横断自動車道の早期着工を目指して国等関係機関への陳情が行われていることに対する負担金を支出する。	A	A	現状維持 関係機関と連携し、国に対し継続して早期実現に向けた要望活動を実施する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
271	83	8	北杜女性みちの会活動事業	非該当		中部横断自動車道	建設を促進し、地域の活性化に貢献する。	女性の観点から、「みちづくり」についての情報交換や意識啓発を行い、地域の活性化に貢献することを目的に活動を行う。(啓発活動、勉強会、関係機関への要望及び提言)	A	A	現状維持	中部横断自動車道の建設、開通を見据えた中で、長野県・山梨県それぞれの地域を知るため、両県の女性みちの会が一堂に会する交流会を継続実施する。
272	83	9	中部横断自動車道活用検討事業	非該当		中部横断自動車道の整備を見据えたまちづくり	地域住民が主体となった計画づくりを行う。	中部横断自動車道の整備を見据え、市の恵まれた地域特性を踏まえる中で、地域の活性化に結びつける取り組み等を住民自らが主体的かつ計画的に推進するためのまちづくりの構想を検討する。	A	A	現状維持	中部横断自動車道を見据えたまちづくりビジョンを基本に、これを具体化する道路プラン・市民の取り組みプランを作成し、ルート決定前に国に提示する中で、最善な道路建設が行われるよう要望する。
273	83	10	市道管理事業	非該当	道路法	市道	交通の安全と良好な道路機能を確保する。	道路管理システムを有効利用し、適正な市道の維持補修や改良を実施する中で、道路施設の瑕疵による交通事故の防止に努めるとともに、通行の安全確保を図る。	A	A	現状維持	道路事故を未然に防ぐため、道路パトロールを強化し、老朽箇所の早期発見、早期修繕を行い、利用者の安全確保に努める。
274	83	11	市道維持管理事業	非該当	道路法	市道	機能維持を図る。	・安全な通行を確保するため市道の照明を維持する。 ・主要市道の除草及び側溝清掃をシルバー人材センターに委託し、施設の機能を回復する。 ・豪雨等で碎石が流れた通行が困難な箇所を復旧させるため、碎石を支給する。	A	A	現状維持	集落内等の生活道路については、地域住民に継続して協力を求める。
275	83	12	市道補修事業	非該当	道路法	市道、橋梁	交通の安全と良好な道路機能を確保する。	支所単位で維持管理を行うことにより、小規模な補修に迅速に対応する。	A	A	現状維持	本庁及び支所職員によるパトロールの強化、密な連絡体制を整備する中で対応する。また、地区からの要望に基づき、緊急性を判断しながら、適正な補修に努める。
276	83	13	地域振興事業	非該当		公共関与型明野最終処分場に伴う地域振興事業	地元要望事業を効率的に実施する。	明野最終処分場建設に対する、地元から県環境整備事業団への条件である地域振興事業を実施する。	A	A	現状維持	県との窓口になっている環境課と連携し、事業の進捗管理や県に対する確認行為を行う。
277	83	14	市単道路新設改良事業	非該当	道路法	市道	利便性・安全性の向上を図る。	砂利道や幅員の狭い道路を、拡幅改良・舗装・側溝整備等を実施することにより、安全な車両等の通行を確保する。	A	A	現状維持	市道路整備基本計画に基づき、優先整備すべき路線を明確にし、段階的な整備を検討する。
278	83	15	道整備交付金事業	非該当	道路法	市道	地域住民の日常生活における利便性の向上、交通の円滑化と産業観光の振興を図ることを目的に、道路整備を行う。	国の道整備交付金(国庫補助率50%)を活用し、市道の整備を行う。	A	A	現状維持	設計段階において、各種工法により経済比較等の更なる精査を行い、コスト縮減に向け努力する。
279	83	16	防災・安全社会資本整備総合交付金事業(交安)	該当	道路法	市道	通学路の合同点検を受け、危険と位置づけられた箇所を中心に、歩道並びに交通安全施設を整備し、児童が安心して通学できる環境をつくる。	国の社会資本整備総合交付金(国庫補助率60%)を活用し、通学路等を整備する。	A	A	現状維持	設計段階において、改良規模や工法の更なる精査を行い、コスト低減等に努める。また、補助金の要望額満額確保のため、県道路整備課と調整を図る。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
280	83	17	交通安全保安員の配置・啓発活動事業	非該当		市内小学校	道路事業(歩道整備・通学路整備)の一環として、事業の効果促進を図るため啓発活動を実施し、登下校時における更なる安全を確保する。	事業の効果促進を図るため、交通安全教室等を開催する。	A	A	現状維持	新たな財源確保に努める。		
281	83	18	防災・安全社会資本整備総合交付金事業(修繕)	該当	道路法	市道	老朽化が予想される道路ストック(橋梁・舗装等)を計画的に修繕し、信頼性の高い道路ネットワークを確保する。また、従来の対処療法的な管理から予防保全的な管理を行うことで将来の維持管理コストの削減を図り、次世代へ道路ネットワークを引き継ぐことを目的とする。	橋梁長寿命化修繕計画に位置づけた橋梁のうち、緊急的に修繕が必要な橋梁の安全性を確保するとともに、長寿命化を考慮した修繕の実施と、安心な道路ネットワークを確保するため、道路ストック点検に基づき、計画的かつ予防的修繕を実施する。	A	A	現状維持	有利な補助事業の活用や、道路ストック点検の充実を図り、コストの削減と安全性・信頼性・耐震性・長寿命化に努める。また、高速道路・JR管理者と協議し、同一の交通規制下で点検実施できるよう、効率的で合理的な事業実施に努める。		
282	83	19	社会資本整備総合交付金事業(改築)	該当	道路法	市道	インターチェンジへのアクセス並びに地域間を結ぶ道路の連絡強化を図り、利便性の高い居住空間の整備による人口流出の抑制、アクセス性が高く渋滞のない観光地までの道路整備による観光客数の増加や商工業施設の誘致を促進し、活力あるまちづくりを図る。	中央自動車道に係る須玉IC、長坂IC並びに小淵沢ICへのアクセス道路及び関連道路の整備と、無電柱化及び修景整備を行う。	A	A	現状維持	設計段階において、各種工法により経済比較を行い、コスト低減に向け努力する。また、事業の優先度を精査し、効率良く事業を執行するほか、補助金の要望額満額確保のため、県道路整備課と調整を図る。		
283	83	20	災害復旧事業	非該当		市道、準用河川	異常気象により、道路及び河川が被害を受けた際、本来の機能に復旧する。	台風等の異常気象により、発生した道路等への災害に対して迅速に対応する。	A	A	現状維持	市道及び河川等の被害を最小限に留めるとともに、市民の安全性を確保するため、災害発生から可能な限り早期に事業を遂行する。		
今後の方向性についての集計(2次評価:道路河川課) 単位:件											拡大・充実	0	現状維持	20
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	20

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
用地課													
284	84	1	国土調査修正 事業	非該当	・国土調査法 ・不動産登記法 ・地方税法	地籍調査成果図の修正	土地所有者の申出により修正する。	地図訂正、地積更正等について、地方税法第381条第7項の規定に準じた修正の申し出や地籍調査関係通達等による地籍調査の成果の処理規定により修正を行う。	A	A	現状維持	業務単価については、年度当初に単価契約を締結しており、変更での調整は困難と思われるが、契約時の加減率調整により削減に努める。	
285	84	2	未登記用地解 消事業	非該当	不動産登記法	道路改良事業等により整備した道路用地等において、不動産登記法第14条地図と現状の形状の整合が図られていない土地	道路改良事業等の整備後に不動産登記法第14条地図と現状の整合性が図られていない道路用地等について、分筆・所有権移転登記を完了することで登記台帳面積と市土地課税台帳面積の整合性が図られ、公租公課等国民負担の公平化、土地に関する紛争の防止、地権者の財産・権利を確保する。	未登記路線の各筆について土地台帳等の調査を行い地権者等の現状を把握し、関係地権者へ未登記用地解消に係る用地測量について理解と協力を依頼するとともに、用地測量の業務委託を行う。用地測量により確定した潰れ地面積について、未登記用地地権者に所有権移転の承諾を貰い、分筆、所有権移転登記を管轄法務局に囑託する。また、未登記用地における相続、抵当権抹消等についても併せて囑託登記を行う。	A	A	現状維持	未登記路線の確認を行う人員確保により、現状の把握に努めるとともに、計画性をもった事務処理に努める。	
286	84	3	土地情報シス テム保守管理 事業	非該当	・国土調査法 ・不動産登記法	市内の地籍図	地籍図の電子化により、地籍図の多目的な活用を図る。	土地情報システムの万全を期すため、保守管理を委託する。法務局での所有権移転や分筆登記について、定期的なシステムの更新を図り、法務局図面との相互性を図る。	A	A	現状維持	臨時職員による更新作業を、概ね年3回実施する。法務局から税務課に送付される資料に基づき更新を行うため、送付状況を確認しながら相互性を図る。	
287	84	4	法定外公共物 維持事業	非該当	北杜市道路整備事業 補助金交付要綱	住生活に密着した公共性のある法定外公共物	法定外公共物の整備に対し補助等を行い、利用者の安全確保を図る。	法定外公共物の管理は、利用者、地域による共同作業等を基本としており、市では、区長または利用者を代表する者からの申請に基づき、原材料の支給や原材料相当額の補助金交付等を行う。	A	A	現状維持	適切な事務処理に努めるとともに、総合支所と連携する中で現地確認を行うとともに、各総合支所間でも情報の共有化が図れるよう努める。	
今後の方向性についての集計(総合評価:用地課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	4
">										方法改善	0	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	4
今後の方向性についての集計(総合評価:建設部) 単位:件										拡大・充実	1	現状維持	33
">										方法改善	3	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	37

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
教育総務課												
288	111	1	原っぱ教育創 生事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法	市立小中学校の児童 生徒	夢を持ち、未来を切り拓く心身ともにたく ましい北杜の子供づくりを目的とする。	・既存の特別活動や総合的な学習時間 を利用して、指導目標に沿ってそれぞ れの学校が工夫を凝らし、体力づくり、自 然、文化や歴史を学習する。 ・たくましい北杜っ子育成事業として、豊 かな発想と指導項目及び実践内容を基 に、各小中学校の自由な実践活動へ補 助金を交付する。	A	A	現状維持	重点項目に沿った実践活動により、 最大の効果が得られるよう取り組 む。
289	111	2	小中学校単 独補助教員等配 置事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立小・中学校 管理規則	市立小中学校の児童 生徒	単独補助教員等を配置することにより、 学習環境を整える。	普通学級に在籍する障害を持った児童・ 生徒に対し、特性に応じたきめ細かな指 導を実施する。また、図書館司書及び業 務員を配置することにより学習環境を整 備する。	A	A	現状維持	支援員と補助教員の分けをする 中で、有効な人材活用を図る。
290	111	3	英語指導助 手招致事業	非該当		市立小中学校の児童 生徒	生きた外国語や外国文化・生活に触れる 機会を提供し、外国語等によるコミュニ ケーション能力の向上と国際感覚の養成 を図る。	・外国語指導助手による中学校での英語 授業の補助 ・小学校の新学習指導要領に基づく外国 語活動の補助	A	A	現状維持	ベテランALTによる新任ALTの指導 や県のALT相談員を活用する等、質 の向上を図る。
291	111	4	小中学校就 学援助事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法 ・北杜市要保護及び 準要保護児童等援助 費支給要綱	市内に住所を有する 要保護・準要保護児 童生徒の保護者	児童生徒の義務教育の円滑な実施を図 る。	経済的理由によって、就学困難と認めら れる児童生徒の保護者に対して必要な 援助を行う。	A	A	現状維持	制度の趣旨及び申請手続きの徹底 を図り、認定にあたっては申請者の 経済状況を適切に判断する中で生 活困窮世帯・低所得世帯の支援を 行い、児童生徒が適切に義務教育 を受けられるよう支援する。
292	111	5	幼稚園就 園奨励費補助 金	非該当	北杜市幼稚園就園奨 励費補助金交付要綱	市内に住所を有する 園児が在園する私立 幼稚園の設置者	私立幼稚園に在園する園児の保護者負 担の軽減を図り、幼稚園教育の振興に資 する。	市内に住所を有する園児が在園する私 立幼稚園に対して補助金を交付し、保育 料の減免により保護者負担の軽減を図 る。	A	A	拡大・充実	平成27年4月の国による子ども・子 育て支援新制度施行を受け、幼稚 園就園奨励費補助に係る事務が子 育て支援課に移管された。幼稚園 就園奨励費補助金は、子ども・子 育て支援新制度に移行しない幼稚 園のみが対象となる。子育て支援課 では、私立幼稚園に通園する第2子 以降には子ども・子育て支援新制 度に移行する私立幼稚園に対し、 減免できる上限額を幼稚園就園奨 励費補助金の補助限度額として適 用する方針で、平成26年度と比較 して手厚い支援を行う。
293	111	6	小中学校教 育振興事業	非該当	・教育基本法 ・学校教育法	市立小中学校の児童 生徒	地域に根ざした、心身ともにたくましい教 育の実践をはじめ、基礎学力の向上や 心身の健康づくり等、教育内容の充実を 図るため、教材等を整備する。	各小中学校の教材備品、消耗品、図書 等を購入する。	A	A	現状維持	各学校の教育振興費の内容を精査 し、児童生徒一人当たりにかかる経 費について、できる限り均一化を 図る。
294	111	7	小中学校管 理事業	非該当	・学校教育法 ・学校保健安全法 ・北杜市立小・中学校 管理規則	市立小中学校の児童 生徒	小中学校の管理運営を行い、安全で衛 生的な充実した教育環境を確保する。	施設の維持管理を行う。	A	A	現状維持	各学校の維持管理の仕様等を統一 し、一括して入札を行うことで支出 額を抑え、緊急的な修繕を優先す る中で計画的に施設整備を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
295	111	8	小中学校施設等整備事業	非該当	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律	市内小中学校の施設	安全、安心な小中学校施設の整備を行うことにより、児童生徒の安全を図る。	小中学校施設において必要な修繕、改造を施し、安全で衛生的な学びやすい環境整備を行う。	A	A	拡大・充実	必要な施設整備は優先順位を明確にして対応し、施設の適正管理に努める。また、市小中学校適正配置実施計画、市公共施設等総合管理計画等を踏まえ、長寿命化(長期保全)計画を策定する中で、大規模改修や修繕等を計画的に進める。		
296	111	9	安全体制整備事業	非該当	山梨県地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金交付要綱	市内小中学校の児童生徒	児童・生徒が安心して教育が受けられるよう、学校の安全管理の充実を図る。	スクールガードリーダーによる学校の巡回指導やスクールガード養成講習会等を開催する。	A	A	現状維持	学校や地域と連携する中で、スクールガードリーダーとしての適任者の育成を図る。		
297	111	10	小中学校スクールバス運行事業	該当	北杜市小中学校スクールバス運行規則	市内小中学校に遠距離通学する児童生徒	スクールバスの運行により遠距離通学する児童・生徒の利便を図り、登下校の安全を確保する。	遠距離通学の対象となる地区にスクールバスを走らせ、児童・生徒の登下校の送迎を行う。	A	A	現状維持	市民バスの見直しが行われるため、市民バスの所管課と協議調整を図る中で、平成28年度から新たなスクールバスの導入を図る。		
298	111	11	小中学校情報化推進事業	非該当		市立小中学校	情報教育、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化等を図り、教育の質を向上させる。また、学校間格差の是正を図る。	学習指導要領を踏まえた情報教育やICT活用の推進、校務の情報化等を図るため、教育用パソコンや校務用パソコン、電子黒板等を整備する。	A	A	拡大・充実	必要な情報を収集する中でデモンストレーション等を実施し、教職員に積極的に参加してもらうことで情報機器に関する興味や関心を促し、知識や理解度を深めるとともに、環境整備を進めつつ教職員のスキルアップを図る。また、国の動向に注視しながら、学校教育現場のICT化の検討を進める。		
299	111	12	中学生海外交流事業	非該当		市内の中学生	市立中学校に通学する生徒を海外に派遣し、自らが国際社会との関わり合いを学ぶことで、広い視野と柔軟な思考力を養い、市の地域社会や郷土に愛着や誇りを持って、自立的に行動ができる国際感覚豊かな人材の育成を目指し、本市・学校・地域の国際理解教育推進の一員として異文化交流意識の高揚を図る。	市の次代を担う中学生をカナダに派遣し、異なる文化、異なる言語、異なる人々の中で日常生活を体験して、相互の文化と社会の理解を深めるとともに、協調して形成していく社会のあり方を考える機会を与える。	A	A	方法改善	地域課で実施している米国ケンタッキー州マディソン郡との国際交流事業も英語圏であることから、中学生の生徒派遣事業について、平成27年度から実施時期や方法等を協議する。		
今後の方向性についての集計(2次評価:教育総務課) 単位:件											拡大・充実	3	現状維持	8
											方法改善	1	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	12

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
生涯学習課												
300	112	1	生涯学習推進事業	非該当	社会教育法	市民	いつでも、どこでも、誰でも学ぶことができる生涯学習社会の構築を目的に、市民のニーズに沿った各種講座の開催案内、学習活動の状況と成果の発表、PR等をするため、情報誌を作成し市民へ情報提供する。	各種講座等の開催案内や活動状況を報告するため、情報誌を年2回発行する。	A	A	方法改善	・他自治体等の発行状況、内容等を情報収集し、調査研究する。 ・社会教育委員会議において、全戸配布は必要との見解が出されたが、経費削減策として、ホームページの活用、広告収入での発行及び現行の全戸配布方法等について検討する。
301	112	2	生涯学習講座開催事業	非該当	・教育基本法 ・社会教育法	市民	学習の場や機会を提供し、市民の学習意欲を高める。	・市内のグループやサークル等が行う主体的な学習講座の立案と運営を、自主企画講座(学びの杜プラン)として支援する。 ・タレントバンク等、市内講師を活用する中で、実生活に即した学習講座を展開し、市民の自己啓発と自己実現を図る。	A	A	方法改善	・事業区分に応じた参加料の収入割合の設定、事業内容に応じた参加料の算定を行い、受益者負担の適正化を図る。 ・図書館や資料館と連携した講座の企画により、事業の重複を防ぐとともに協力体制の強化と経費の削減に努める。 ・自主企画講座をホームページやチラシ等で積極的にPRするとともに、実施事業の検証を行う。 ・知る機会の創出のみでなく、学習の成果を活かす場を設け、市民の充実した学習環境を整備する。 ・南アルプスユネスコエコパークの推進事業や市の政策、課題を捉えた事業を実施する。
302	112	3	北社ふれあい塾開催事業	非該当	社会教育法	市民	生涯学習社会の構築のため、学習活動の更なる充実を図る。	東京藝術大学との連携等による著名な講師を招いた講演会、コンサート、ワークショップ等、社会教育委員の意見を踏まえた学習講座を年間5～8回程度開催する。	A	A	方法改善	・この事業を通じ、市内の各施設を活用し、地域について知ってもらう講座を実施する。 ・アンケート調査の結果や社会教育委員の意見を踏まえた上で、東京藝術大学との連携を図る。
303	112	4	公民館事業推進費	非該当	・教育基本法 ・社会教育法 ・北社市民館条例	市民	公民館が住民の参画と協働により、適正に運営されている状態が維持されるよう公民館運営審議会で検討する。	住民の意見を公民館事業に反映させるため、市民館運営審議会委員を委嘱し審議会を運営する。公民館事業の企画や内容について、調査・審議、意見具申を受ける。	A	A	方法改善	公民館のあり方について、平成26年度に社会教育委員会議から受けた答申を基に補助制度の検討を行い、平成29年度までに例規の改正を行う。
304	112	5	公民館分館管理事業費	非該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北社市民館条例	自治公民館(須玉地区中央分館及び地域の分館)、館長並びに主事	公民館分館の管理を行う。	地域の生涯学習活動(公民館活動)の拠点である自治公民館(中央分館及び分館)に、市民の自主的・主体的な生涯学習活動を牽引するために館長・主事を設置する。	A	A	方法改善	公民館のあり方について、平成26年度に社会教育委員会議から受けた答申を基に補助制度の検討を行い、平成29年度までに例規の改正を行う。
305	112	6	公民館分館活動補助金	該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北社市民館分館活動補助金交付要綱	市民館条例第3条に掲げる分館並びに中央分館	分館活動(公民館的活動)に対して活動費を助成することにより、地域の社会教育を振興する。	社会教育法上、公民館事業は本来行政が直接実施するものであるが、集落が点在する本市においては、各地域のコミュニティ単位で事業を行う方がはるかに効果的であるため、市民館条例第3条において分館並びに中央分館として位置付けている活動団体が行う公民館的学習事業に対し、事業費の一部を補助する。	A	A	方法改善	公民館のあり方について、平成26年度に社会教育委員会議から受けた答申を基に補助制度の検討を行い、平成29年度までに例規の改正を行う。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
306	112	7	公民館分館整備費補助金	該当	・地方自治法 ・社会教育法 ・北杜市公民館分館施設整備費補助金交付要綱	市公民館条例第3条に掲げる分館並びに中央分館	分館活動(公民館的活動)の実施場所となっている公民館類似施設の修繕に対して費用の一部を助成することにより、地域の社会教育を振興する。	本市においては、各地域のコミュニティ単位で公民館的な事業を実施してもらっているが、その活動場所を確保するため、市公民館条例第3条において、分館並びに中央分館として位置付けている公民館類似施設の修繕に対して、事業費の一部を補助する。	A	A	方法改善	公民館のあり方について、平成26年度に社会教育委員会議から受けた答申を基に補助制度の検討を行い、平成29年度までに例規の改正を行う。
307	112	8	社会教育推進事業	非該当	・北杜市社会教育委員条例 ・北杜市社会教育委員会議事運営規則 ・(社会教育法)	社会教育委員(16名)	教育委員会へ社会教育に関する助言、または諮問に答申するため、会議を開催するとともに必要な研修を行い、資質の向上を図る。	・年4回の定例会議のほか必要に応じて臨時会議を開催し、市生涯学習計画の立案、諮問に対する調査研究と答申等を行う。 ・全国・関ブロ・県社会教育研究大会または研修会に参加し、社会教育について必要な知識を習得する。	A	A	方法改善	・公民館分館のあり方等、教育委員会から社会教育委員会議に諮問を行い、専門的な見地からの答申を踏まえ、条例改正等を行う。 ・青少年カウンセラーのあり方や青少年教育の推進手法について、過去の事業仕分けの意見を踏まえ、改善に努める。
308	112	9	成人式開催事業	非該当	社会教育法	市民(成人者)	次代を担う新成人を祝福し、成人に達した誇りと自覚を高める機会として開催する。	式典、記念写真撮影及び成人者が一堂に会する場を提供する。 <平成26年度成人式> 平成27年1月11日(日) 午後2時～ 八ヶ岳やまびこホール 対象者:男264名、女267名 計531名	A	A	方法改善	新成人が参加して良かったと思うよう、著名人等の招待、また式典内容でサプライズを実施する。
309	112	10	家庭教育推進事業	非該当	・教育基本法 ・社会教育法	子を持つ親、親子	親が子どもの健全育成を目指し、日々行う教育的働きかけである家庭教育が十分に行われるよう支援する。	授業参観日及びPTA研修、または学校教育の授業カリキュラムの道徳の時間を利用し、小中学生の保護者及び親子を対象に学習講座を開催する。また、休日を利用し、親子を対象とした講演会を実施する。	A	A	方法改善	・保護者参加が少ない学校の事業については、事業内容を見直し、保護者の参加しやすい内容で実施する。 ・市内の保護者向けの講座については、保護者の関心のあるテーマを抽出する調査を実施する。
310	112	11	社会教育施設管理事業	該当	・地方自治法 ・社会教育法	社会教育施設	・施設の維持管理、整備を行い、適正な環境を保持することにより、市民及び利用者にとって最適な学習環境を提供する。 ・市民の自主的・主体的な生涯学習のために、必要な機会と場を提供する。	生涯学習のための社会教育施設として、利用者の声を施設運営に反映しながら、安全かつ快適に使用できるよう維持管理に努める。	A	A	現状維持	・施設の複合化や集約化を検討する中で、計画的な補修・整備に努める。 ・使用料改定について、今後5年毎または大規模改修時に行う。
311	112	12	北杜市体育協会補助金	該当	北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	市体育協会、市民	体育協会の自主的な事業の企画運営と、住民の各種大会への積極的な参加を通じ市民の健康づくりを促進する。	・市民誰もが気軽に楽しく参加できる事業等を企画・実施する。 ・体育協会の自立促進を図る。	A	A	現状維持	・専門部及び支部補助金について、公平性のある算定方法を検討する中で、平成28年度から統一した基準で補助金を交付するよう指導する。 ・自立運営に向けた一つの方法として、大泉体育施設の指定管理者制度導入を検討する。
312	112	13	県外スポーツ大会等出場参加補助金	該当	北杜市県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付規則	全国大会等に出場する市民	市民が県外で行われるスポーツ大会等に出場・参加する場合に、その経費の一部を市が補助することにより、その活動を助長し、競技レベルの向上とスポーツの振興を図る。	・県内予選を勝ち抜いて県代表として出場する団体または個人に、補助対象経費の3分の1以内の額を補助する。 ・補助金の交付を受けようとする団体及び個人は、県外スポーツ大会等出場・参加補助金交付申請書を市長へ申請し、補助金は実績払いとする。	A	A	現状維持	補助制度をPRする中で、スポーツ振興を図る。限りある予算のため、補助する上限を設定し、均等に補助するよう、平成27年度の実績を踏まえた中で、平成28年度から交付規則の変更を検討する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性	
313	112	14	スポーツ推進 委員活動事業	非該当	・スポーツ基本法 ・北杜市スポーツ推進 委員条例	市民	地域住民が継続的に様々なスポーツ活動が行える生涯スポーツ社会を構築するとともに、自発的な健康づくりの意識高揚と実施を推進する。	・スポーツ基本法に基づき、スポーツ推進委員が、スポーツの技術指導、各種大会の運営の担い手、地域組織とのコーディネート役として活動し、スポーツ振興を図る。 ・スポーツ推進委員が、ウォーキング、老人健康祭り等の自主事業としてのスポーツイベントを開催し、市民の健康づくりを推進する。	A	A	現状維持	既存事業の見直しを行い、よりニーズに合った事業へと展開できるよう、スポーツ推進委員会議を開催し、十分な事業協議を行う中で方針を定め、計画づくりを行う。
314	112	15	生涯スポーツ 推進事業	非該当	・スポーツ基本法 ・社会教育法	市民	市民の健康を保持・増進するために、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進を図る。	・スポーツ関係団体等との連携により、各種スポーツイベント及びスポーツ教室を実施する。 ・教育センターにあっては、自然、施設等地域の特性を活かした事業を展開する。	A	A	方法改善	・ハヶ岳スケートセンター利用促進会議において、利用者を増加させるための実施計画を策定し、利用目標達成に努める。 ・各種スポーツ教室を開催し、トップアスリートの豊かな経験と卓越した技術を子どもたちに指導する。また、スポーツ競技の普及を図り、スポーツの素晴らしさを知ってもらうことで、青少年の健全育成に努める。 ・2020年東京オリンピック・パラリンピックの機運が高まる中、合宿等の誘致活動を推進する。
315	112	16	外郭団体自立 促進事業(体 育協会)	該当		市体育協会	市体育協会を自立させることにより、体育振興に寄与する。	・市体育協会への事務員を雇用し、事務がスムーズに行えることにより、自立運営に向けた取り組みに努める。 ・平成28年度からの指定管理者制度導入に向けての手続きを行い、自己財源を確保する。	A	A	現状維持	平成28年度から大泉体育施設の指定管理者になるために応募する等、自立運営のため最大限努力する。
316	112	17	『北の杜音頭』 普及事業	非該当		市民	「～妖精住むまち～北の杜音頭」が完成し、市の音頭として地域のお祭り等で踊っていただくことにより、市民のコミュニケーションを図る。	市制施行10周年を記念して制作した「～妖精住むまち～北の杜音頭」は夢・希望・未来・豊かな自然・元気や幸せを感じていただける、どなたでも気軽に踊れる音頭であり、地域のお祭り等で参加者に踊っていただき、イベントを盛り上げる。	A	A	現状維持	・行政区・市内小中学校へCD・DVDを配布し、北の杜音頭及び踊り方を周知する。また、踊り方を覚えていただくため、CATVで踊り方を放映する。 ・市の音頭として、地域のお祭り等で参加者に踊っていただき、イベントを盛り上げていただくよう努める。
317	112	18	社会体育施設 整備事業	該当	・北杜市体育施設条 例 ・北杜市体育施設条 例施行規則	施設利用者、社会体 育施設	社会体育施設の整備を促進し、スポーツの円滑な実施及び振興に資する。	地域住民が日常的にスポーツに親しむための場とするとともに、施設利用者の安全確保及び災害時における避難所として施設を整備する。	A	A	方法改善	・市公共施設等総合管理計画等により、関係者と協議する。 ・平成27年度は高根武道場耐震診断業務委託を実施する。
318	112	19	社会体育施設 管理事業	該当	・北杜市体育施設条 例 ・北杜市体育施設条 例施行規則	施設利用者、社会体 育施設	・利用者の安全面を確保し、安心して利用できる環境を維持する。 ・市内社会体育施設の統廃合を行う。	・日常の清掃業務を実施し、施設が安全に利用できるよう維持管理に努める。 ・市全体の施設のバランスを考慮しつつ、地域住民の意見を踏まえながら老朽化した施設の廃止を検討する。	A	A	方法改善	・市公共施設等総合管理計画等により、関係者と協議する。 ・平成28年度に指定管理施設の更新があり、支出の削減ができ、これまで以上に施設利用者のニーズに対応する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
319	112	20	子どもの体力づくり等推進事業	非該当	・スポーツ基本法 ・北杜市スポーツ推進委員条例	市内小学校児童	スポーツ基本法に基づき、学校、スポーツ少年団(地域)、スポーツ推進委員(行政)が一体となって、子どもの体力づくりに努める。	スポーツ推進委員が、小学校の要請に基づき、子ども体力検定において、測定、体力向上のためのスポーツ指導を行う。	A	A	現状維持	・様々なスポーツ教室の開催や、一流選手を招聘しての交流事業の開催により、スポーツの魅力をPRして積極的に参加してもらうよう努める。 ・体育協会主催のスポーツ教室にも参加してもらえるようPRに努める。 ・スポーツクラブやスポーツ少年団へ積極的に加入してもらうよう努める。また、存続が難しい単位団にあっては、統合を推進して存続を図る。
320	112	21	青少年カウンセラー設置事業	非該当	北杜市青少年カウンセラー規則	青少年カウンセラー	地域と連携し、青少年の健全育成及び非行防止を推進する。併せて、青少年問題に関する相談及び指導を行い青少年の安全・見守り活動に寄与する。	青少年を取り巻く現在の環境や問題を認識し、青少年育成事業を展開する。また、相談業務や巡回指導等を実施することにより、青少年の健全育成や非行化の未然防止を図る。	A	A	方法改善	地区毎に実施している各種事業を統合することで、事務の効率化を図れるか検討するとともに、関係部局とも連携する中で気軽に相談できるカウンセリング業務・体制への移行を図る。
321	112	22	青少年育成推進員事業	非該当	北杜市青少年育成推進員規則	市内に居住する青少年及び青少年育成団体、青少年育成推進員	青少年育成推進員が地域の中心となって、青少年の健全育成の推進を図る。	各地域から推薦された推進員を教育委員会が委嘱し、国・県・市の青少年健全育成施策を地域の中心となり実施する。	A	A	現状維持	地域役員の充て職でなく、青少年育成推進員として最低2年間の活動が可能なる者の推薦を地域に要望する。
322	112	23	青少年育成市民会議補助金	該当	社会教育法	市民(青少年)、青少年育成北杜市民会議	次代を担う青少年の健全な育成を、市民総ぐるみで推進する。	青少年育成北杜市民会議の運営費助成及び事業推進を支援する。	A	A	現状維持	青少年を対象とした活動が主体であり、参加料等、事業収入の増加も見込めない状況にあることから、各地区市民会議との合同開催、他事業との連携開催等を検討する。
323	112	24	芸術文化スポーツ振興基金活用事業	該当	芸術文化スポーツ振興基金条例	市民	優れた芸術文化スポーツ事業を行う団体に支援することにより、市民の芸術等の鑑賞機会の充実を図る。	市民のための芸術文化スポーツ振興事業を公募し、活用検討委員会により認定された有益な振興事業に対し、芸術文化スポーツ振興基金やふるさと納税制度を活用して、補助金を交付することにより、優れた芸術文化スポーツの鑑賞機会等を市民へ提供する。	A	A	現状維持	積極的に企業訪問やふるさと納税への理解・協力を求め、安定した基金の運用を図り、充実した活用事業を実施する。
324	112	25	文化協会補助金	該当	北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	市文化協会、市民	市文化協会が主体的な活動や運営が行えるよう支援することにより、文化振興の促進を図る。	・補助金を交付することにより、文化振興の促進を図る。 ・市文化協会が自主運営を行うための体制整備や仕組みづくりを支援する。	A	A	現状維持	・市文化協会に市直営施設の一部管理業務委託を計画し、関係部局と協議する中で、委託に向けた方向性を示す。 ・市文化協会の自主運営にあたり、発生する経費や事務費について精査し、今後もスムーズな運営が行えるよう支援する。
325	112	26	外郭団体自立促進事業(文化協会補助金)	該当	北杜市生涯学習振興補助金交付要綱	市文化協会、市民	市文化協会が主体的な活動や運営が行えるよう支援することにより、文化振興の促進を図る。	平成26年度から市文化協会が自主運営を行っているが、市文化協会が自主財源を確保するまでの当面の間、市文化協会の事務員の賃金を支援する。	A	A	現状維持	・市文化協会の賃金確保のため、市の施設の一部管理を行うよう働きかける。 ・一部管理を行うことで得た委託費を賃金に充当できるよう、関係部局と協議する中で市文化協会と調整する。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
326	112	27	県外文化大会 等参加補助金	該当	北杜市県外文化大会 等出場・参加補助金 交付規則	全国大会等に出場す る市民	市民が県外で行われる文化大会等へ参 加する場合に、その経費の一部を市が補 助することによりその活動を助長し、文化 レベルの向上と振興を図る。	県内大会において予選会を通過し、県代 表として県外の大会に出場する市文化協 会加盟の団体及び市民で組織された文 化的団体に対して、交通費、宿泊費、参 加料等の補助対象経費の3分の1以内の 額を交付する。	A	A	方法改善	補助金の確保及び交付基準を含 め、規則を検討する(予算内交付、 上限額設定、定額交付等)。		
327	112	28	芸術文化自 主・共催事業	非該当	芸術文化振興基本法	市民	芸術文化事業に親しめる機会や発表の 場を提供し、市民の芸術文化活動を活発 にし、文化を担う市民の育成を図る。	・ホール運営検討委員会の意見を反映さ せる中で、一流の芸術文化事業を展開す る。 ・芸術鑑賞の充実を図るため、民間等と 連携し共催事業を展開する。 ・地域のアーティストや文化団体の発表 の場を提供する。	A	A	現状維持	広報紙やチラシ、民間メディア等を 活用し市民への事業周知に努めると ともに、市内宿泊施設や観光関係 団体等とも連携する中で、市内に滞 在する観光客等を対象とした情報提 供にも取り組み、集客に努める。		
328	112	29	囲碁美術館管 理事業	非該当	・囲碁美術館管理運 営条例 ・囲碁美術館条例施 行規則	施設利用者、施設	日本の伝統文化である囲碁の普及、継 承及び市民の文化、余暇活動の向上を 図るとともに、施設の適正管理を行う。	・囲碁美術品等の展示並びに良好な維 持管理を行う。 ・子供や女性を対象とした囲碁講座、囲 碁交流会及びプロ棋士を招いたスキル アップ講座を実施する。 ・囲碁普及のため囲碁サミットの参加及 びサミット加盟自治体との調整を行う。	A	A	方法改善	・市文化協会へ施設の業務一部管 理並びに囲碁普及事業を委託する ことができるか関係部局と協議し、 業務委託及び事業委託について、 市文化協会と調整を図る。 ・委託するため、施設の運営方針を 明確にする。 ・平成26年度から本格的に始まった 放課後児童クラブや児童館を利用し た子どもへの入門教室を強化し、子 どもへの普及に努める。		
329	112	30	ホール施設管 理事業	該当	芸術文化振興基本法	ホール利用者	利用者の安全を確保し、安心して利用で きる環境を維持することにより、ホールの 利用促進及び芸術文化の振興を図る。	・専門業者による保守点検等を実施し、 施設が安全に利用できるよう維持管理に 努める。 ・配置スタッフによる日常の清掃、点検業 務を行い、利用者の安全確保に努める。 ・利用者への設備等の操作方法を指導 する。	A	A	現状維持	・施設修繕については、定期点検等 の指摘箇所を精査し、緊急性のある ものから優先的に進めるよう対応す る。 ・指定管理者制度の導入は、施設の 利用形態や利用状況等を調査し、 その適否をホール運営検討委員会 で検討する。 ・3ホールのPR等情報発信に努めると ともに、宿泊業者等と連携し、芸術 文化活動を行う団体等を対象とした 宿泊とホール活用のパッケージ化を 検討する。		
今後の方向性についての集計(2次評価:生涯学習課) 単位:件											拡大・充実	0	現状維持	14
											方法改善	16	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	30

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
学校給食課													
330	113	1	小中学校給食事業	該当	学校給食法	市内小中学校児童生徒及び教職員	児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全で安心、なおかつ栄養を考えた給食を提供する。	A	A	現状維持	滞納者については、他の徴収部局と連携するため担当者会を開催する。また、家庭訪問をする中で滞納整理を強化する。		
331	113	2	地産地消給食事業	非該当	・食料・農業・農村基本法 ・食育推進法	地場農産物を取り入れ地域に根ざした学校給食	「地域に根ざした学校給食」を目指し、地場産学校給食を推進する。	A	A	現状維持	学校給食における地産地消率45%を達成するため、旬の野菜等を使用できるよう作物の生育情報等を市内農業者と連携し、献立作りに入れる。		
332	113	3	学校給食管理事業	該当	学校給食法	市内小中学校児童生徒及び教職員	児童生徒の心身の健全な発達に資するため、安全で安心、なおかつ栄養を考えた給食を提供する。	A	A	現状維持	市小中学校適正配置実施計画に基づく統合計画を踏まえ、市学校給食センター整備検討委員会の答申に基づき、給食施設の統合を進める。		
今後の方向性についての集計(2次評価:学校給食課) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	3
										方法改善	0	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	3

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性		
学術課												
333	114	1	文化財調査事業	非該当	文化財保護法	市内の周知の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)	開発行為に際して適切な調査を行い、現状保存及び記録保存する。	周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等の開発行為に際し、試掘調査、発掘調査等を実施し、埋蔵文化財を記録保存するほか、可能な場合には現状保存する。本事業は法律に基づく保護制度であるため、選択的に業務を展開する性格のものでないことから適切な調査を実施する。	A	A	現状維持	県教育委員会の市町村支援等の対応策を要望し協議したが、有効な対策は講じられていない状況にあることから、NPO法人に体制強化を要請するとともに、必要に応じ民間発掘会社の活用を検討する。
334	114	2	文化財保護・管理事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	市内指定文化財、根古屋ケヤキ、神田サクラ	指定文化財の適切な保護保存を図る。	天然記念物の樹勢回復事業等の指定文化財の保護・管理を行う。天然記念物個別に検討委員会を構成し、住民参加のもと合意形成を図り、効果的に調査、環境整備計画を策定する。また、その環境整備工事を実施する。	A	A	現状維持	定期的な観察を含め、適切な保護事業を実施する。
335	114	3	ふるさと歴史公園事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	ふるさと歴史公園(史跡谷戸城跡、史跡金生遺跡等)	適切に維持管理する。	史跡の除草等を行い、適正な管理に努める。除草等は地域住民団体に委託する。	A	A	現状維持	松以外の植樹を行い、樹種転換を図る。
336	114	4	文化財環境整備事業	非該当	文化財保護法	梅之木遺跡(明野町浅尾)	史跡公園として、保存整備及び活用する。	梅之木遺跡保存整備基本構想、梅之木遺跡保存活用計画に基づき、国庫補助金の交付を得て史跡整備を実施する。活用においては、指定管理者制度、国庫補助事業の導入を検討する。	A	A	拡大・充実	市内の文化財保護NPO法人等を念頭に、整備活用計画と人材確保の歩調を合わせて体制整備を図るとともに、国庫補助事業の活用、指定管理制度の導入を検討する。
337	114	5	文化財活用推進事業	非該当	・文化財保護法 ・北杜市文化財保護条例	市内指定文化財	周知・普及を図る。	パンフレット・マップの作成、説明板を設置する。また、ソフト事業として文化財の周知・普及を目的としたイベント等を実施する。	A	A	現状維持	県・国指定の物件については、県補助を導入しながら計画的に更新を図る。また、市指定の物件についても計画的な更新を図る。
338	114	6	浅川兄弟顕彰事業	非該当	北杜市郷土資料館条例	浅川伯教・巧兄弟の事績	浅川兄弟に関する資料の収集・保管、調査・研究を通して、広く教育・普及する。	企画展示・シンポジウム・講演会等を実施し、浅川兄弟の事績の普及に努める。	A	A	現状維持	定期的なイベント(シンポジウムや講演会等)を開催し、浅川伯教・巧兄弟を世間一般に広く普及させることに努める。
339	114	7	資料館施設運営事業	非該当	・博物館法 ・北杜市郷土資料館条例	市内資料館施設の運営・教育普及活動	施設の運営方針を明確にし、より効果的に資料収集・保管、調査・研究、教育普及・広報等を行う。	一般展示や企画展示等の資料館運営について、市郷土資料館運営協議会に諮り、適切かつ効果的な事業運営に努める。	A	A	拡大・充実	平成27年度には郷土資料館の常設展示を市全域にわたる内容に変更、また、浅川伯教・巧兄弟資料館にほくと先人室を開設等、各施設の特徴を明確にするよう展示内容の充実を図る。各種教室・講座の開設を通じて、施設の特徴、魅力を伝えるよう努力する。また、施設間の関連付けに配慮し、他施設への誘客に結び付ける。

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.		事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
340	114	8	資料館施設維持管理事業	該当	・博物館法 ・北杜市郷土資料館 条例	資料館施設観覧者、 施設利用者	利用者等が適切、効果的に学習活動を行えるよう、施設を適切に管理する。	資料館施設の維持管理について、市郷土資料館運営協議会に諮り、適切かつ効果的な施設の維持管理に努める。	A	A	現状維持	市郷土資料館に職員を集中させ、他の施設で応援が必要な際は対応している。特に、平田家住宅はシルバー人材派遣センターからの派遣で管理していることから、連絡を緊密にとりながら適切な管理を心掛ける。		
今後の方向性についての集計(2次評価:学術課) 単位:件											拡大・充実	2	現状維持	6
											方法改善	0	民間委託等	0
											縮小	0	終期設定/統合	0
											廃止/休止	0	合計	8

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
中央図書館													
341	115	1	図書館運営事業	非該当	図書館法	図書館資料の提供	市民ニーズを的確に把握し、資料提供を行う。	市民のニーズに幅広く対応できる資料選定を行い、市内各図書館が互いに連携を図りながら、サービス向上に努め、利用者が必要とする資料を提供する。	A	A	方法改善	各館のコレクションを活かしたイベントを開催し、それぞれの館の個性を發揮することで、図書館の利用者、図書資料の貸出数の増大を図るとともに、情報誌やホームページをさらに活用し、積極的なPRに努める。アーカイブ資料については、デジタル化を行い、助成金を活用する中でホームページ上での公開を進め、貴重資料の活用を図る。また、全職員が常にサービス向上を心がけるよう、業務内容の確認及び研修を積極的に行う。	
342	115	2	図書館管理事業	非該当	図書館法	図書館管理	図書館の効率的な運営を行うため、施設管理やシステム管理等を行う。	効率的な図書館運営を行うため、施設状況を把握しながら、よりよい図書館管理を行う。	A	A	現状維持	併設施設が多い中で、共有して運営できる事項を検討し、部署毎ではなく全体としてより効率的な運営を行う。平成27年4月から開館時間等の変更を行ったが、維持管理費の削減等について推移を調査し、今後もより効率的な開館時間等の検討を行う。	
343	115	3	図書館ボランティア研修事業	非該当	図書館法	図書館ボランティア	図書館ボランティア研修等を実施し、図書館とボランティアが協力して図書館運営を進める。	読み聞かせ、朗読等のボランティア研修を実施する。	A	A	現状維持	定期的にボランティア間で情報交換を行う連絡会を開催し、お互いの情報を共有し、それぞれの団体の活性化を促すとともに、図書の配架や修理等、図書館業務の補助を行うボランティア募集を周知し、ボランティアの増加に努める。また、新たにお父さんによる読み聞かせグループを結成し、子育て世代にも図書館ボランティアに関わってもらう中で、子どもへの読書支援の充実を図る。	
344	115	4	ブックスタート・セカンドブック・サードブック事業	非該当	・図書館法 ・子どもの読書活動に関する基本的な計画	7カ月児・2歳児・就学児とその保護者	すべての子どもたちが、あらゆる機会、あらゆる場所において読書に親しむことができる環境を整備する。	ブックスタート(7カ月健診)、セカンドブック(2歳児健診)では、読み聞かせの大切さを伝え、図書館職員やボランティアによる読み聞かせを行い、ブックスタートでは絵本のプレゼントを行う。サードブックでは、4月23日(「こども読書の日」)におすすめ本リスト等を配布する。	A	A	現状維持	子育て支援課と連携し、少子化対策、子育て支援事業としてブックスタート事業を位置づける中で、担当者及びボランティアと協議した上で、図書館協議会において実施方法を検討する。また、教育環境の充実、子育て親子の交流機会の充実を図るため、市総合戦略の中に、図書館利用を促し、読書支援を行う新たな施策を盛り込む。	
今後の方向性についての集計(2次評価:中央図書館) 単位:件										拡大・充実	0	現状維持	3
										方法改善	1	民間委託等	0
										縮小	0	終期設定/統合	0
										廃止/休止	0	合計	4

課別事務事業評価一覧

No.	シートNO.	事務事業名	行政改革 アクション プラン	根拠法令・要綱等	対象(誰を 何を)	目的(どういう状態にしたいのか)	事業内容 (どのような方法で 何を行うのか)	1次評価	2次評価	今後の方向性			
甲陵中・高等学校													
345	116	1	中高一貫等先 進校視察事業	非該当	・北杜市立甲陵中学・ 高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵中学 校管理規則	甲陵中学校生徒、教 職員	中高一貫の特色ある学校として、志を高 く持ち一貫教育の中で、将来を見据えた 高い知識と学力を取得できる整った教育 環境を整備する。	中学校の一層の教育推進を図るため、 先進校等の視察を行う。	A	A	現状維持	本校は、各学年1クラスの小規模体 制のため、大勢の中で切磋琢磨す る機会も少なく、常に活性化を図る 必要があることから、先進地の状況 を見聞することで中高一貫校の意識 の醸成を図る。	
346	116	2	甲陵高等学校 管理事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立甲陵中学・ 高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵高等 学校学則	甲陵高等学校生徒	中高一貫の特色ある学校として、志を高 く持ち一貫教育の中で、将来を見据えた 高い知識と学力を取得できる整った教育 環境を整備する。	施設の適正な維持・管理を行う。	A	A	現状維持	補修の場合、その大半の費用が市 単独予算となるため、大規模な補修 は計画的に予算化する必要がある ため、校内状況を精査観察した中 で、優先度をつけながら補修を行 い、生徒の教育環境の改善に努め る。	
347	116	3	甲陵高等学校 教育振興事業	非該当	・学校教育法 ・北杜市立甲陵中学・ 高等学校設置条例 ・北杜市立甲陵高等 学校学則	甲陵高等学校生徒	中高一貫の特色ある学校として、志を高 く持ち一貫教育の中で、将来を見据えた 高い知識と学力を取得できる整った教育 環境を整備する。	甲陵高等学校の教材備品、消耗品、図 書等を購入する。	A	A	現状維持	学校及び生徒の要望を把握し、計 画的に備品や図書等の購入に努め る。	
今後の方向性についての集計(2次評価: 甲陵中・高等学校) 単位: 件										拡大・充実	0	現状維持	3
">										方法改善	0	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	3
今後の方向性についての集計(2次評価: 教育委員会) 単位: 件										拡大・充実	5	現状維持	37
">										方法改善	18	民間委託等	0
">										縮小	0	終期設定/統合	0
">										廃止/休止	0	合計	60